

消費者基本計画工程表改定素案に対する意見の概要

1. 意見募集の概要

◎ 募集期間

平成29年4月10日(月)から5月9日(火)まで

◎ 募集の周知

報道発表、e-Govウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトへの掲載、消費者庁twitter、地方公共団体、消費者団体等へのメールによる情報提供等により周知

◎ 受付方法

電子メール、ファックス又は郵送

2. 寄せられた意見の概要

① 意見提出者・団体等の数(8名、20事業者・団体)

内訳	個人	8名
	消費者団体	16団体
	事業者・事業者団体	2事業者・団体
	その他団体	2団体

② 意見の内訳(素案の対象ごとの意見数)

工程表の項目	件数
消費者の安全の確保	65
表示の充実と信頼の確保	48
適正な取引の実現	76
消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成	68
消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	25
国や地方の消費者行政の体制整備	40
全体	11
合計	331

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
1	1	(1)	②	家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成	「家庭用化学製品の安全対策のための『安全確保マニュアル作成の手引き』作成」という施策に関して、家庭用化学製品等を使用した際の危害報告件数が1,621件あるにもかかわらず、KPI(イ)「手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数」が0件という現状は、計画が機能しているといえない状況です。製品群ごとに優先順位をつけるなどして、手引きの作成・改定計画を明確にすべきであり、そのことも取組内容に加えるべきです。	最近では、平成27年3月に「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引」の改訂版を発出したところであり、現在もなお、危害報告の多い製品群に関する安全確保マニュアル作成の手引きの見直しと修正について、関係業界団体とともに検討を進めているところです。引き続き、「安全確保マニュアル作成の手引き」の計画的な作成及び改訂に努めてまいります。
2	1	(1)	②	家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成	家庭用化学製品等を使用した際の危害報告件数が1,621件あります。「家庭用化学製品の安全対策のための『安全確保マニュアル作成の手引き』作成」という施策に関して、KPI(イ)「手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数」が0件とは、計画がまったく機能していないのではないのでしょうか。一度には出来ないにしても、製品群ごとに優先順位をつけるなどして、手引きの作成・改訂を計画的にすべきであり、そのことの記述が必要と考えます。	最近では、平成27年3月に「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引」の改訂版を発出したところであり、現在もなお、危害報告の多い製品群に関する安全確保マニュアル作成の手引きの見直しと修正について、関係業界団体とともに検討を進めているところです。引き続き、「安全確保マニュアル作成の手引き」の計画的な作成及び改訂に努めてまいります。
3	1	(1)	④	住宅・宅地における事故の防止	i) 国が作成しているハザードマップにつき対象範囲を拡大し、より迅速な完成を図ること、ii) 地盤の許容応力度・土質等の性状、過去の土地形状・利用状況等の土地の性状に関わる来歴情報、及びハザードマップ掲載情報を始めとする各種災害を想定した地形情報につき、宅地建物取引業者が説明義務を負う重要事項の項目として明文化し、宅地購入者らに正確な情報を伝えること、iii) 住宅建築に当たって、近隣の地盤に関する情報資料等により不要とされる場合を除き、設計者及び施工業者に敷地の地盤調査(貫入試験)の実施・報告を義務付け、仮に物理的な制約等から貫入試験を実施できない場合には、代替措置を執った上で、貫入試験を実施しないことによる生じる危険性について、建築主に十分に説明することを義務付けること、iv) 宅地防災マニュアルを法制化するなど宅地の安全性の技術基準を定め法制化すること等について積極的に取組がなされるべきである(宅地被害者の救済及び予防のための法改正等を求める意見書(2012年3月15日))。	i) について 地震防災対策特別措置法第14条の規定に基づき、都道府県・市町村は、当該都道府県・市町村において想定される地震動の大きさ等について住民に周知させることが努力義務とされています。また、各市町村では、政府が公表している地震被害想定等の内容を踏まえ、適宜地震ハザードマップ等の公表を進めているところです。 さらに、水害については、平成27年5月に水防法を改正し、市町村が作成する水害ハザードマップの前提となる洪水浸水想定区域の対象降雨を想定最大規模に拡充し、順次公表を進めているところです。また、内水、高潮についても各地方公共団体の任意の取組としてハザードマップの作成を進めてきたところですが、これらに加えて新たに、同年5月に改正された水防法において想定最大規模の内水、高潮に係る浸水想定区域及びハザードマップの制度を創設し、公表に向けて準備を進めているところです。 ii) について 宅地建物取引業法の重要事項説明の対象は、法令上の制限がかかる区域や法令に基づき指定されている区域などに限定されています。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 iii) について 安全な建物を建築するため、地盤の強度を確認するように義務付けているところ、地盤の強度を確認する方法としては、貫入試験に限られないため、一律の義務付けにはなじまないと考えます。 iv) について 宅地の安全性の技術基準については、宅地造成等規制法施行令第5条から第15条までに定め、その基準を満たすために設計上・施工上留意すべき点については宅地防災マニュアルにより対応することとして、技術的助言を行っています。 このような運用の方が、技術的基準そのものを法制化するよりも、地震等で得られた知見を踏まえた機動的な対応が可能であるため、現在の運用としたいと考えております。 なお、宅地防災マニュアルについては、適時適切に必要な見直しを行い、最新の知見に基づく技術的基準として使えるものとしてまいります。
4	1	(1)	⑤	基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組	基礎ぐい工事を含む建築工事の工事監理について、取組は「留意点を建築士や特定行政庁へ周知」するだけでなく、「第三者監理制度の検討」も加えてください。	工事監理者は、第三者か否かにかかわらず、建築主の立場でその責務を果たす必要があります。このため、適切な工事監理の実施のために「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」を策定し、責務の徹底を求めているところです。
5	1	(1)	⑤	基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組	基礎ぐい工事問題は、建築士法が予定している建築士による工事監理が適正に機能しないことや、行政が現場で施工者の工事を適正に監視する制度も不十分であること等、我が国の建築生産システムの問題点が顕在化したものである。こうした不適切な施工を防止するためには、既存の制度を前提とした対応では不十分であり、工事監理制度が適正に機能しなかった原因を究明するとともに、制度が適正に運用される仕組みを構築すること、そのために、現行の建築生産システムを抜本的に見直し、「住宅検査官」(仮称)による検査制度を導入し、行政が現場で施工者の工事を必要に応じてチェックする体制を構築することが必要である(建築基準法改正に関する意見書(1997年10月17日)、建築生産システムの見直しを改めて求める会長声明(2015年11月13日))。	御指摘の住宅検査官については、行政の役割・体制の拡充により適正な施工体制の確保を図ろうとする提案ではありますが、行政の体制を確保するためのコストの問題や、個々の検査費用等を施工者・発注者が負担しなければならない問題等、大きな課題があると考えます。 適切な施工の実現のためには、まずは施工、設計、工事監理及び中間検査において、工事監理者等がそれぞれの役割に応じて適切に責任を果たしていくことが重要であると考え、再発防止策として留意点を策定しました。施工、設計、工事監理及び中間検査における各々の留意点について周知徹底していくことが重要だと考えております。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答	
6	1	(1)	⑦	子供の不慮の事故を防止するための取組	平成28年「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」が設置され、消費者への注意喚起などの取組が行われたことは評価しますが、今後の取組については、いつまでに何をやるのかを具体的に明記してください。消費者への広報啓発に関しては、消費者の理解がどの程度進んだのかについての検討も行ってください。	今後の取組については、子ども安全メールやツイッターによる継続的な情報発信のほか、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」で取組事項を検討・決定し、関係府省庁と連携して実施していきます。周知・啓発の効果検証等については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
7	1	(1)	⑦	子供の不慮の事故を防止するための取組	子どもの事故防止に資する規格として、「ISO/IEC Guide50（安全側面－規格及びその他の仕様書における子供の安全の指針）」が2014年に発効（第3版）されました。この規格の普及が進むよう、行政でも積極的に対策を検討すべきであり、取組に加えてください。	平成28年12月にISO/IEC Guide50を基にJIS Z8050（安全側面－規格及びその他の仕様書における子供の安全の指針）を制定しております。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
8	1	(1)	⑦	子供の不慮の事故を防止するための取組	平成28年12月にJIS Z8050（ISO/IEC Guide50、子供の安全の指針）が制定されました。この規格は基本安全規格であり、今後、グループ安全規格や個別製品の安全規格の中に落とし込んでいくことで、子どもの安全性が担保されることとなります。取組項目のひとつとして、「JIS Z8050に基づく規格を開発し、子どもの安全に配慮した製品づくりを促進していくこと」を盛り込んでください。JIS Z8050関連のJIS開発委員会設置数や、JIS制定規格数をKPIとすることが出来ます。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
9	1	(1)	⑦	子供の不慮の事故を防止するための取組	子どもの事故防止に資する規格として、「ISO/IEC Guide50（安全側面－規格及びその他の仕様書における子供の安全の指針）」が2014年に発効（第3版）しています。この規格の普及が進むよう加筆してください。 平成28年「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」が設置され、消費者への注意喚起などの取組が行われたことは評価します。そこで今後いつまでに何をやるのかを具体的に明記してください。また消費者への広報啓発に関しては、検証も行ってください。	平成28年12月にISO/IEC Guide50を基にJIS Z8050（安全側面－規格及びその他の仕様書における子供の安全の指針）を制定しております。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 今後の取組については、子ども安全メールやツイッターによる継続的な情報発信のほか、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」で取組事項を検討・決定し、関係府省庁と連携して実施していきます。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
10	1	(1)	⑦	子供の不慮の事故を防止するための取組	消費者庁の近年の取組は、一定評価できるものの、事故情報の収集はまだ不十分。その要因として、保護者が事故を自分の責任と感じ、情報提供していないことが考えられる。子供の事故が公表されると、インターネット上などで、保護者に対するバッシングがはじまる。このような悪循環をなくすよう、製品側で事故防止ができないかを考える習慣を身につける取組が必要である。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
11	1	(1)	⑦	子供の不慮の事故を防止するための取組	平成28年9月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」が設置され、消費者への注意喚起などの取組が行われたことは評価します。 今後の取組については、いつまでに何をやるのかを具体的に明記してください。「子ども安全メールfrom消費者庁」配信サービスに関しては、登録件数が微増のようです。登録件数を増やす努力をお願いします。例えば、地方公共団体経由で幼稚園児・保育園児の保護者会や園だよりなどを利用して広報啓発を実施されるのも一法と考えます。未就園児の保護者対象には、子育てサロン、子育てサークルでの広報や、子どもたちを見守る民生委員・児童委員なども広報の対象に加え、地域住民にも啓発を兼ねて広報する必要もあるのではないのでしょうか。	今後の取組については、子ども安全メールやツイッターによる継続的な情報発信のほか、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」で取組事項を検討・決定し、関係府省庁と連携して実施していきます。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。また、子ども安全メールやツイッターの登録者増加にも引き続き努めてまいります。
12	1	(1)	⑧	危険ドラッグ対策の推進	<第四次薬物乱用防止五年戦略等の推進>が平成29年で最終年度を迎えることとなります。危険ドラッグの取締り体制の強化については各省庁で連携して取組、さらに消費者庁として出来ること（特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供、危険ドラッグの正しい知識の普及啓発）を行うことを努力目標として掲げていることについて評価します。成年年齢引下げに伴い、20歳未満の青年たちが危険にさらされることのないように、行政処分も含め、引き続き厳しい監視体制を整えるように期待します。	特定商取引法の表示義務に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトの運営者に対する表示は正などを行っているところです。 また、危険ドラッグについて国民の意識の醸成を図るため関係省庁とともに広報啓発活動を行っています。今後も引き続き関係機関と連携し危険ドラッグ対策に取り組んでまいります。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答
13	1	(2)	一	消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 医薬品副作用(薬害・予防接種)に関する情報収集と表示の項目をそれぞれ設けていただきたい。【新規】 【1(2)の中に追加すべき】 (理由)医療事故は美容やエステ、違法ドラッグ等に限らず、市販薬や予防接種(ワクチン)によるものも多く、その被害実態は潜在化している。許認可権と副作用等の事後対応が厚生労働省マターであるために、事故の迅速な救済が行われにくい実態がある。消費者が身近に必需としている、市販薬やワクチンの副作用情報について、厚生労働省担当局や独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)等との連携を模索し、消費者に薬の副作用情報が迅速に情報公開されるような制度の創設を要望する。	医薬品やワクチンの副作用等の情報は、薬事・食品衛生審議会等に報告し、当該資料を厚生労働省のホームページで公表するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページにおいて、「副作用が疑われる症例報告に関する情報」として公表しています。
14	1	(2)	①	事故情報の収集、公表及び注意喚起等 事故情報の収集に関しては、医療機関ネットワークへの参画機関を増やす等、量的な面も大切ですが、一方で「質」の高い情報を集めることも、情報を安全につなげるためには大変重要です。現状、集められた情報は主に注意喚起につなげていますが、注意喚起によって実際に消費者の被害が減っているのかの検証が必要です。注意喚起に留まらず、集められた事故情報を施策番号1(3)の「的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止」において活用するためには、再発防止策や安全基準の策定に活かすことができる情報の質が求められます。事故情報の収集に関し、質的側面のレベルアップにつき、検討を開始することを計画に記載してください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
15	1	(2)	①	事故情報の収集、公表及び注意喚起等 商業施設内の遊戯施設における事故防止に関するガイドライン策定が行われ、更なる検討とありますが、KPIの現状では、事故情報報告件数並びに事故情報登録件数はかなり多く、さらに、商業施設内の遊戯施設に関する消費者への情報発信の件数は0件となっています。事故情報の公表並びに注意喚起の強化を求めます。	商業施設外も含む遊戯施設に関する消費者への情報発信は、平成29年2月に実施しました。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
16	1	(2)	③	リコール情報の周知強化 リコール情報の周知強化に関して、平成27年度取組に「地域のネットワーク等を活用した情報提供を推進」とありますが、(KPIの現状)には、例示でよいので地域のネットワークを活用した取組事例を挙げるべきです。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
17	1	(2)	③	リコール情報の周知強化 注意喚起情報やリコール情報について、消費者庁のウェブサイトや「消費者庁リコール情報サイト」で発信されていますが、日常的にネットを利用する環境がある消費者ばかりではなく、周知の強化には繋がっていないと思います。子供の親や高齢者、また高齢者見守りの方々に確実に情報伝達するためには、テレビ、ラジオ等を利用して定期的に報道する体制を検討する必要があると思われます。また、リコール情報を消費者が得ても、その重大性が伝わらず、何も行動を起こさない消費者がいます。全ての消費者がリコール内容を正しく認識し、事故の未然防止のための行動が取れるような内容、表現の改善が望まれます。また、消費者庁は消費生活センターが地方公共団体のリコール情報提供の拠点であると位置付けていますが、消費生活センターに届いた情報を、地域の様々なネットワーク等に伝達するシステムは未だ未整備です。注意喚起やリコール情報の周知強化を図るためには、広く多様なルートを活用とともに、行政やメーカー及び販売業者の役割を明確にして、確実に情報伝達の取組が図れるようなガイドラインの作成が不可欠です。	メディアとの連携については、消費者庁では、リコール情報を含めた製品安全に関する情報について、多くのテレビ等のメディアで報道されるよう、具体的な事故事例や画像資料・映像資料等を含めて報道発表、記者説明を実施するよう努めております。御指摘の点については今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
18	1	(2)	③	リコール情報の周知強化 リコール製品による事故は、依然として起こり続けています。リコール情報の周知強化には、製品の性格、属性を判断した上で、高齢者・障害者・乳幼児問題などに関与する団体・機関・施設、病院等医療機関、学校関連機関、消費生活センター、消費者・市民団体などを適宜結ぶ、より効率的、効果的な周知が可能になるネットワークの構築が必要であり、地域まかせではなく、国レベルで消費者庁がリードすることが重要と考えます。そのためにも、リコール問題における行政の責務、位置づけを明確にするルールづくりが必要です。リコールを効率的効果的に実施するためのルール整備またはその検討について計画に記載してください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
19	1	(2)	③	リコール情報の周知強化 リコール情報の周知強化に関して、まずKPIとして事故率でみて、事故率の高いリコール製品についてはさらなる周知を図るべきです。また、平成27年度取組実績に「地域のネットワーク等を活用した情報提供を推進」とありますが、地域のネットワークを活用した取組事例を挙げるべきです。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答	
20	1	(2)	③	リコール情報の周知強化	リコール情報の周知に対して、「地域のネットワーク等を活用した情報の提供」があるが、どのようにして地域へ情報を提供したか、他の地域の参考になるので、経験事例集を作るか経験交流会を設ける計画を工程表に加えてほしい。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
21	1	(2)	③ ④	リコール情報の周知強化 製品安全に関する情報の周知	リコール情報や注意喚起情報を含めた製品事故情報又は製品安全に関する情報の周知はテレビやラジオ等を利用することが効果的であり、消費者庁において、メディアと連携し、毎週定期的にテレビやラジオで報道する体制を構築することが検討されるべきである。 また、流通業者に対して製品購入者へのリコール情報の通知義務を課すこと、リコール情報が消費者に届くための行政及び事業者の責任及び役割を明確にしたガイドラインを作成すること、消費者庁及び関係行政機関との連携による恒常的な注意喚起及び情報伝達の体制を確立することなどの具体的方策を工程表に組み込むべきである(リコールを含めた消費者事故等の未然防止のための注意喚起徹底策に関する意見書(2012年11月16日))。	メディアとの連携については、消費者庁では、リコール情報を含めた製品安全に関する情報について、多くのテレビ等のメディアで報道されるよう、具体的な事故事例や画像資料・映像資料等を含めて報道発表、記者説明を実施するよう努めております。御指摘の点については今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 また、経済産業省では、リコール情報の周知については、流通事業者の自主的取組を促すため、製品安全における原則と指針を示した「製品安全に関する流通事業者向けガイド」を策定・公表(平成25年7月)し、流通事業者宛てに協力要請を行っているところです。今後とも、関係行政機関や関係業界と連携して、リコール情報が適切に消費者に伝達されるよう、取り組んで参ります。御指摘の点については今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
22	1	(3)	-	的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止	美白化粧品白斑被害及び茶のしずく石鹼被害等について【新規】【⑥の後に追加すべき】 消費者の安全の確保については、近年医薬部外品による集団的消費者被害が相次いでいることから、以下の施策を実施すべきである(医薬部外品等による副作用被害の防止及び救済制度の在り方についての意見書(2014年4月18日))。 ア 医薬部外品からの被害発生事例を踏まえ、医薬部外品の承認に係る審査が慎重かつ充分に行われるように、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)による承認審査の抜本的な見直しを行うとともに、承認審査体制を強化すべきである。 イ 医薬部外品、化粧品(以下「医薬部外品等」という。)による副作用被害の報告制度について、医師や医療機関等にも報告義務を課すとともに、医薬部外品との関連性が疑われる症例を広く報告対象とすることや、医薬部外品等による副作用被害の情報を広く一元的に収集し、調査・分析・公表することができる副作用被害の拡大防止のための専門機関を設ける等、行政における体制を整備・強化することを検討すべきである。 ウ 医薬部外品等による副作用被害について、入院を要件としない副作用被害の救済制度を設けるべきである。	厚生労働科学研究班における検討結果を踏まえ、平成26年11月に医薬部外品の申請区分等の承認審査の手続の改正を行ったところです。 医薬品医療機器法に基づく「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」の実施要領において、薬局開設者や病院等において医療に携わる者に対し、医薬部外品及び化粧品についても、当該実施要領で報告対象となる情報を知った場合には報告をお願いしています。また、関連省令の改正を行い、平成26年4月から、製造販売業者に対し、医薬部外品及び化粧品に関しても、重篤な副作用等について医薬品と同様に個別症例の報告を行うことを求めています。これらの副作用情報については、専門機関である独立行政法人医薬品医療機器総合機構において収集、評価を行うとともに、薬事・食品衛生審議会に報告・公表されています。 医薬品は、有効性と安全性のバランスの上に成り立っている、及び疾病を治療する上で必要不可欠の物質である等の特徴があります。一方、医薬部外品(及び化粧品)については、人体に対する作用が緩和で、安全上のリスクが低く、また、生活に当たって必要不可欠なものとはいえない難いものです。このような違いを踏まえて、医薬品については救済制度が創設されましたが、医薬部外品(及び化粧品)に係る救済制度を創設する必要性は乏しいと考えています。
23	1	(3)	①	消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施	消費者安全調査委員会には多くの申出が寄せられていますが、この間過去に報告した事案のフォローアップに追われ、新規課題に取り組みしていません。体制強化を取組に加えてください。	フォローアップは、消費者安全調査委員会の意見について関係行政機関における対応がなされているか、また、意見が適正であったか等を確認するために必要であると考えています。一方で、様々な課題に取り組むことも重要であり、御指摘の点については、引き続き検討してまいります。
24	1	(3)	①	消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施	消費者安全調査委員会には多くの調査申出が寄せられているが、この間過去に報告した事案のフォローアップに追われ、新規課題に取り組みしていない。消費者からの当面する切実な申し出に応えるべく体制強化に取組むべきである。	フォローアップは、消費者安全調査委員会の意見について関係行政機関における対応がなされているか、また、意見が適正であったか等を確認するために必要であると考えています。一方で、様々な課題に取り組むことも重要であり、御指摘の点については、引き続き検討してまいります。
25	1	(3)	①	消費者安全調査委員会による事故等原因等調査の実施	調査を完了した場合の勧告に限らず、調査の過程等の再発防止策等の意見についても、これを尊重した速やかな対応がなされるべきである(「消費者安全調査委員会」による消費者事故等の調査についての意見書(2012年3月2日))。	意見具申については、これに従う法的な義務は生じませんが、事故調査の専門家により構成される消費者安全調査委員会がその権限に基づき調査した結果述べた意見であり、意見先の関係行政機関においては意見具申に応じることが期待されると考えています。
26	1	(3)	②	昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止	シンドラエレベータ事故を教訓に義務化された昇降機の二重ブレーキについては、2009年9月以降着工の昇降機には義務付けられていますが、それ以前の昇降機は既存不適格として義務がかかっていません。多数残されている既存不適格の昇降機に二重ブレーキの設置が進むよう支援する政策につき、検討し実施することを計画に盛り込んでください。	御指摘の点については、既に技術基準を見直し、再発防止として、既存のエレベーターも含め、戸開走行保護装置の設置促進に取り組んでいるところです。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答
27	1	(3)	③ 国民生活センターにおける商品テストの実施	「消費者行政新来創設オフィス」における「徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクトの実施」について、概要を明確にしてください。商品の使用実態などの調査をもとに、商品仕様の改善や消費者の誤使用防止につなげられるよう、商品テストとともに注意喚起などの取組を進めてください。また、国民生活センター本体における商品テストについても縮小させることのないよう、今後も継続してください。	「徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクト」は、これまで独立行政法人国民生活センター相模原事務所で実施してきた商品テストとは異なり、「消費者行政新来創設オフィス」を置く徳島県を実証フィールドとして、一般家庭における商品の使用実態調査やそれに基づく商品テストを行っていくことを考えています。平成29年度は「地震による転倒防止策」をテーマに掲げて取り組む予定ですが、従来の商品テスト及びそれに基づく注意喚起と同様に今後取り組む具体的なテーマや実施時期については、時宜に応じて検討していくことから、事前にお示しすることは困難と考えます。なお、「消費者行政新来創設オフィス」における商品テストに関しても、従来と同様に商品テスト及び調査結果やそれらに基づき分析した効果的な被害防止策については、報道発表等を通じて全国の消費者へ周知・啓発いたします。その他の御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
28	1	(3)	③ 国民生活センターにおける商品テストの実施	「消費者行政新来創設オフィス」における、徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストプロジェクトを実施することになっている。が、具体的な内容、スケジュールの明記がない。徳島県でのテストの結果により、その後全国でどう展開するかも不透明である。それも含めて工程表に明記すべきである。	「徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクト」は、これまで独立行政法人国民生活センター相模原事務所で実施してきた商品テストとは異なり、「消費者行政新来創設オフィス」を置く徳島県を実証フィールドとして、一般家庭における商品の使用実態調査やそれに基づく商品テストを行っていくことを考えています。平成29年度は「地震による転倒防止策」をテーマに掲げて取り組む予定ですが、従来の商品テスト及びそれに基づく注意喚起と同様に今後取り組む具体的なテーマや実施時期については、時宜に応じて検討していくことから、事前にお示しすることは困難と考えます。なお、「消費者行政新来創設オフィス」における商品テストに関しても、従来と同様に商品テスト及び調査結果やそれらに基づき分析した効果的な被害防止策については、報道発表等を通じて全国の消費者へ周知・啓発いたします。その他の御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
29	1	(3)	③ 国民生活センターにおける商品テストの実施	「消費者行政新来創設オフィス」における、徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストプロジェクトを実施することになっている。が、具体的な内容、スケジュールの明記がない。徳島県でのテストの結果により、その後全国でどう展開するかも不透明である。それも含めて工程表に明記すべきである。	「徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクト」は、これまで独立行政法人国民生活センター相模原事務所で実施してきた商品テストとは異なり、「消費者行政新来創設オフィス」を置く徳島県を実証フィールドとして、一般家庭における商品の使用実態調査やそれに基づく商品テストを行っていくことを考えています。平成29年度は「地震による転倒防止策」をテーマに掲げて取り組む予定ですが、従来の商品テスト及びそれに基づく注意喚起と同様に今後取り組む具体的なテーマや実施時期については、時宜に応じて検討していくことから、事前にお示しすることは困難と考えます。なお、「消費者行政新来創設オフィス」における商品テストに関しても、従来と同様に商品テスト及び調査結果やそれらに基づき分析した効果的な被害防止策については、報道発表等を通じて全国の消費者へ周知・啓発いたします。
30	1	(3)	③ 国民生活センターにおける商品テストの実施	行政の消費者相談に寄せられた商品事故等の原因究明を、消費生活センターから国民生活センターにテスト依頼することで、消費者の安心と信頼が確保されていました。平成28年5月9日から8月2日まで、徳島県施設を活用した試行を通じて、相模原事務所で実施している商品テスト業務を円滑に遂行できるか検証が行われました。結果、①必要な機器・設備が不十分、②複数施設に分散しており、機動的・効率的なテスト実施が困難、③一般に貸し出しする施設のため保秘が維持できない等多くの課題が明らかになっています。平成29年度に開設される「消費者行政新来創設オフィス」において「徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクトの実施」が、これまでの国民生活センターの商品テスト機能を決して後退させることのないように、先駆的な商品テストの概要を明確にしてください。また、検証で確認された課題についての対策も、示すことが必要です。次々と開発される商品の事故について、原因究明するためには、相模原事務所で実施する商品テストのために、新たな機器や設備、そして技術者等専門家の一層の体制強化を優先するべきだと思います。	「徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクト」は、これまで独立行政法人国民生活センター相模原事務所で実施してきた商品テストとは異なり、「消費者行政新来創設オフィス」を置く徳島県を実証フィールドとして、一般家庭における商品の使用実態調査やそれに基づく商品テストを行っていくことを考えています。平成29年度は「地震による転倒防止策」をテーマに掲げて取り組む予定です。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
31	1	(3)	③ 国民生活センターにおける商品テストの実施	「消費者行政新来創設オフィス」による「徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクトの実施」については概要を明確にしてください。従来の国民生活センターの商品テストでも、使用実態調査の結果をもとに事業者には商品仕様の改善要望や、消費者には誤使用防止などの注意喚起をホームページやチラシなどを通じて周知を行ってきましたが、従来の商品テストとの違いを明確にしてください。商品テストは利用者の利用実態についても考えるべきです。多発する同類型の誤使用については注視し、分析をしてください。そのためにも、国民生活センター本体での商品テストも引き続き実施されることを希望します。	「徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクト」は、これまで独立行政法人国民生活センター相模原事務所で実施してきた商品テストとは異なり、「消費者行政新来創設オフィス」を置く徳島県を実証フィールドとして、一般家庭における商品の使用実態調査やそれに基づく商品テストを行っていくことを考えています。平成29年度は「地震による転倒防止策」をテーマに掲げて取り組む予定です。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
32	1	(3)	③ 国民生活センターにおける商品テストの実施	国民生活センターにおける商品テストの実施については、製品事故の被害者が容易に原因究明を依頼でき、迅速・適切に全ての事故原因が究明されるよう、技術的専門性においても人的体制においても一層の体制強化を図ることが検討されるべきである(「消費者基本計画」の検証・評価(平成25年度)及び計画の見直しに向けての意見書(2014年4月18日))。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
33	1	(3)	③ 国民生活センターにおける商品テストの実施	国民生活センター本体における商品テスト機能は大変重要です。今後も機能を限定したり、縮小させることなどないようしてください。「消費者行政新来創設オフィス」における「徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクトの実施」は、商品の使用実態などの調査をもとに、消費者の誤使用防止や商品仕様の改善につなげられるような取組をすすめてください。	「消費者行政新来創設オフィス」における商品テストに関しても、従来と同様に商品テスト及び調査結果やそれらに基づき分析した効果的な被害防止策については、報道発表等を通じて全国の消費者へ周知・啓発いたします。その他の御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
34	1	(3)	⑥	製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	製品火災に関して、消防統計では「原因不明」とされているものが非常に多く、NITEや事故情報データベースでも「原因不明」や「製品起因性が確定できない」ものが多いのが現状です。しかし、同種製品で同じような火災事故が多数起っていることをふまえると、原因調査能力の不足が問題と考えられます。消防や警察の「製品事故調査能力の向上をはかるための施策」を取組に追加してください。また、原因調査能力向上のためには、消費者庁(消費者安全調査委員会)が率先して取組、その成果を広めることが重要であり、担当省庁に消費者庁(消費者安全調査委員会)も加えてください。	消防庁の関係では、現在、消防大学校において、全国の消防職員に対し火災原因調査に関する研修等を行っているほか、消防研究センターにおいて、消防機関が実施する火災原因調査の技術支援体制を整備しており、これらを活用して各消防機関が十分な火災原因の調査を行えるよう、また、関係行政機関と相互に協力し取り組んでまいります。警察では、製品等の利用により生じたと思われる事故等を認知した際、迅速な捜査を推進するとともに、関係行政機関と情報交換を行うなどして原因究明に努めており、その点は素案1(3)⑤に記載しております。消費者庁の関係では、消費者安全法において、消費者安全調査委員会の委員は、独立してその職権を行うこととされています。また、調査委員会は、他の行政機関等による調査等の結果について、生命身体事故等の調査として十分に事故等原因を究明できているかの評価を行うこと、調査委員会が更に調査を行う必要があると認めた場合には、自ら調査も行うこととしており、その点は素案1(3)①に記載しております。
35	1	(3)	⑥	製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	製品火災事故に関して、同種製品で同じような火災事故が多数起っている現状をみると、原因を調査能力して同種製品における事故防止は重要であると思われます。しかし消防統計では「原因不明」とされているものが非常に多く、NITEや事故情報データベースでも「原因不明」や「製品起因性が確定できない」ものも多くあります。消防や警察の「製品事故調査能力の向上をはかるための施策」を取組に加えることが必要と考えます。また原因調査能力向上については、消費者庁(消費者安全調査委員会)が率先して取組、その成果を広めることが大切と考えますので、担当省庁に消費者庁(消費者安全調査委員会)も加えてください。	消防庁では、現在、消防大学校において、全国の消防職員に対し火災原因調査に関する研修等を行っているほか、消防研究センターにおいて、消防機関が実施する火災原因調査の技術支援体制を整備しており、これらを活用して各消防機関が十分な火災原因の調査を行えるよう、また、関係行政機関と相互に協力し取り組んでまいります。警察では、製品等の利用により生じたと思われる事故等を認知した際、迅速な捜査を推進するとともに、関係行政機関と情報交換を行うなどして原因究明に努めており、その点は素案1(3)⑤に記載しております。消費者庁の関係では、消費者安全法において、消費者安全調査委員会の委員は、独立してその職権を行うこととされています。また、消費者安全調査委員会は、他の行政機関等による調査等の結果について、生命身体事故等の調査として十分に事故等原因を究明できているかの評価を行うこと、消費者安全調査委員会が更に調査を行う必要があると認めた場合には、自ら調査も行うこととしており、その点は素案1(3)①に記載しております。
36	1	(3)	⑥	製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	製品火災に関して、消防統計では「原因不明」とされているものが非常に多く、NITEや事故情報データベースでも「原因不明」や「製品起因性が確定できない」ものが多い。しかし、同種製品で同じような火災事故が多数起っていることをふまえると、原因調査能力の不足が問題と考えられる。消防や警察の「製品事故調査能力の向上をはかるための施策」を取組に追加されたい。また、原因調査能力向上のためには、消費者庁(消費者安全調査委員会)が率先して取組、その成果を広めることが重要であり、担当省庁に消費者庁(消費者安全調査委員会)も加えるべきである。さらに重要なのは、被害者がメーカーに製品の欠陥を理由に損害賠償を請求すると、上記公約機関の「原因不明」の結論が救済を妨げている実情があることである。原因究明機関は、このような実態に思いをはせて、安易に「原因不明」を発信せず、製品の欠陥の有無を含め、とことん原因究明すべきである。と同時に、裁判所や保険会社が欠陥の有無を判断しやすいように、一定の徴憑があれば欠陥を推定するという推定規定を、製造物責任法を改正して導入すべきである。	消防庁では、現在、消防大学校において、全国の消防職員に対し火災原因調査に関する研修等を行っているほか、消防研究センターにおいて、消防機関が実施する火災原因調査の技術支援体制を整備しており、これらを活用して各消防機関が十分な火災原因の調査を行えるよう、また、関係行政機関と相互に協力し取り組んでまいります。警察では、製品等の利用により生じたと思われる事故等を認知した際、迅速な捜査を推進するとともに、関係行政機関と情報交換を行うなどして原因究明に努めており、その点は素案1(3)⑤に記載しております。消費者庁の関係では、消費者安全法において、消費者安全調査委員会の委員は、独立してその職権を行うこととされています。また、消費者安全調査委員会は、他の行政機関等による調査等の結果について、生命身体事故等の調査として十分に事故等原因を究明できているかの評価を行うこと、消費者安全調査委員会が更に調査を行う必要があると認めた場合には、自ら調査も行うこととしており、その点は素案1(3)①に記載しております。
37	1	(3)	⑥	製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	製品事故に起因する可能性がある火災について、全国の消防機関の調査能力や鑑識能力の格差をなくし、全ての消防機関が十分な火災原因の調査を行えるような体制の整備が検討されるべきである(「消費者基本計画」の検証・評価(平成25年度)及び計画の見直しに向けての意見書(2014年4月18日))。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。消防庁では、現在、消防大学校において、全国の消防職員に対し火災原因調査に関する研修等を行っているほか、消防研究センターにおいて、消防機関が実施する火災原因調査の技術支援体制を整備しており、これらを活用して各消防機関が十分な火災原因の調査を行えるよう、また、関係行政機関と相互に協力して取り組んでまいります。
38	1	(4)	-	食品の安全性の確保	○リスクコミュニケーションとリスク管理 ○新たな食品表示制度の円滑な施行等【新規】【追加すべき】 2016年11月、冷凍メンチカツを原因としたO157による食中毒事件が発生しました。このように「冷凍食品」ではなく「そうざい半製品」である商品について、加熱をしっかりとる等の情報を消費者に周知するとともに、国の規格基準を整える等対策を取組に加えてください。	平成28年発生した御指摘の事案に関しては、厚生労働省と消費者庁が連携して、消費者に対しては、必要に応じて、「消費者庁リコール情報サイト」への関連情報等の掲載や、SNS等を活用した生肉加熱の必要性等についての注意喚起を行うとともに、事業者に対しては、加熱調理を前提とした食品については、文字の大きさや配置にも配慮した容器包装への表示、店頭表示等、適切な手段によって、調理方法や使用方法等、安全な喫食方法を分かりやすい表現で消費者に情報提供するよう地方公共団体を通じて指導等を行いました。また、御指摘の規格基準については、引き続き、冷凍状態で流通する食品の安全性確保に資する情報の収集を行い、必要に応じて対応策等を検討していきたいと考えています。今後とも、消費者の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識の下、関係府省庁が連携し、食中毒発生防止のために必要な情報提供や指導等に努めてまいります。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
39	1	(4)	-	食品の安全性の確保	<p>○リスクコミュニケーションとリスク管理</p> <p>○新たな食品表示制度の円滑な施行等【新規】【追加すべき】</p> <p>2016年3月にはちみつの摂取が原因と推定される「乳児ボツリヌス症」により、生後6か月の乳児が死亡しました。1987年に当時の厚生省より「1歳未満の乳児へはちみつを与えないように」という通達が出され、注意表示として製品ラベルに記載してきていますが、義務とはなっていません。消費者に周知するとともに、表示の義務化を検討するなどの対策を取組に加えてください。</p>	<p>消費者庁では、1歳未満の乳児にはちみつを与えないよう、SNS、「子どもを事故から守る！プロジェクト」ウェブサイト等を活用して注意喚起を行っているところです。今後とも機会を捉えて関係省庁と連携しつつ、繰り返し必要な情報提供に努めて参ります。また、現時点においては、厚生労働省及び農林水産省が行った、通知の効果や各団体の取組等を注視してまいります。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p>
40	1	(4)	-	食品の安全性の確保	<p>○食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度の導入【新規】【追加すべき】</p> <p>標記制度について、欧州等では既に制度が導入され、アジア各国でも導入又は導入に向けて検討が進んできています。日本においても、欧米等で使用が禁止されている物質を使用した製品などに規制の網をかけるよう、ポジティブリスト制度の導入を取組に記載してください。</p>	<p>食品用器具及び容器包装の安全性確保については、欧米や中国等において安全性を評価し使用を認めた物質のみ使用を認める制度(ポジティブリスト制度)が導入されていることを踏まえ、平成28年8月から「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」を開催し、国内外の情報整理や関係団体等からのヒアリングを行い、我が国の制度の在り方について平成29年5月に取りまとめを行ったところです。</p> <p>御指摘の点も参考に、引き続き、食品用器具及び容器包装の安全性確保の推進及び規制の国際的な整合性が確保されるよう、ポジティブリスト制度の導入に向けた検討を進めてまいります。</p>
41	1	(4)	-	食品の安全性の確保	<p>食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度の導入について、欧州等では既に制度が導入され、アジア各国でも導入又は導入に向けて検討が進んでいると聞いています。日本においても、欧米等で使用が禁止されている物質を使用した食品用器具及び容器包装製品などに対しても規制ができるように、ポジティブリスト制度の導入を取組に加筆してください。【新規】【追加すべき】</p>	<p>食品用器具及び容器包装の安全性確保については、欧米や中国等において安全性を評価し使用を認めた物質のみ使用を認める制度(ポジティブリスト制度)が導入されていることを踏まえ、平成28年8月から「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」を開催し、国内外の情報整理や関係団体等からのヒアリングを行い、我が国の制度の在り方について平成29年5月に取りまとめを行ったところです。</p> <p>御指摘の点も参考に、引き続き、食品用器具及び容器包装の安全性確保の推進及び規制の国際的な整合性が確保されるよう、ポジティブリスト制度の導入に向けた検討を進めてまいります。</p>
42	1	(4)	-	食品の安全性の確保	<p>○耐性菌対策【新規】【追加すべき】</p> <p>2016年、関係省庁・関係機関が「薬剤耐性対策アクションプラン」を策定しました。抗生物質・抗菌剤の使用量削減に向けて、関係省庁・有識者・関係団体が協力・連携し、耐性菌対策について普及啓発・教育を行うことを取組に加えてください。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p>
43	1	(4)	-	食品の安全性の確保	<p>食品の安全に関する消費者への情報提供・注意喚起等について、消費者の安全を確保する視点で新たに施策として項目を設けてください。【新規】【④の辺りに追加すべき】</p> <p>食品摂取による死亡事故等は、適切な取扱いによって防ぐことができますが、それには一般消費者への情報提供や啓発活動が必要です。消費者基本計画でも(4)食品の安全性の確保のKPIで「食品の安全についての消費者への情報提供・注意喚起等の実施状況」と位置付けられています。工程表ではその施策が具体的になっていません。④食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進の中に、食の安全に関する情報発信についての記載がありますが、そもそもリスクコミュニケーションとはリスクアナリシスの要素の一つとして関係者間での意見交換を指すものであり、その中で記載されることは適切ではありません。消費者への情報提供・啓発活動については、消費者の命と健康に関わることから、項目として明確に位置づけて、さらなる推進を求めます。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、消費者庁では、関係府省の協力を得ながら、国民にとってより分かりやすい情報発信に努めて参ります。</p>
44	1	(4)	④	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	<p>健康食品の安全性について、平成27年度実績に「健康食品の安全性や機能性に関する意見交換会」が2回、平成28年度実績に「健康食品との付き合い方を考える意見交換会」を1回開催されたとありますが、健康食品の安全性や機能性はまだまだ消費者に理解されているとは言えません。回数・手法等工夫しながら毎年継続的にリスクコミュニケーションを行うことを取組矢印部分に特記してください。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、消費者庁では、平成29年度も引き続き、地方公共団体や消費者団体等が食品安全に関するテーマについてリスクコミュニケーション等を実施する場合には、協力・支援を行っています。</p>

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
45	1	(4)	④	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	健康食品の安全性について、平成27年度実績に「健康食品の安全性や機能性に関する意見交換会」が2回、平成28年度実績に「健康食品との付き合い方を考える意見交換会」が1回開催されたとありますが、いわゆる健康食品の安全性はいまだに消費者に理解されているとは言えません。健康食品の安全性についても毎年継続的にリスクコミュニケーションを行うことを取組の矢印部分に記載してください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、消費者庁では、平成29年度も引き続き、地方公共団体や消費者団体等が食品安全に関するテーマについてリスクコミュニケーション等を実施する場合には、協力・支援を行っています。
46	1	(4)	④	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	KPIについて、意見交換会のアンケート結果からみる参加者の理解度としていますが、こうした意見交換会への参加層は理解度の高い関係者が多いと考えられます。多様な層のリスクコミュニケーション参加を促進するために、日時・場所、対象、IT活用等検討する必要があると、KPIも工夫する必要があると考えます。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
47	1	(4)	④	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションについて(以下の内容は平成28年のパブリックコメントでも意見表明させていただきました) この活動は粘り強く継続していく必要があると考えています。関係する省庁で、以下の点についてもご検討ください。 ・学習会や講演会の年間予定の発信や開催連絡の早めの案内 ・地方開催が可能なコミュニケーション機会の増加 ・地方開催可能なテーマ別の講師リストや学習会メニューの提示 理由: 生協や消費者団体、市町村の食の安全学習会などの開催を行う時に参考になります。また、消費者団体などが会員に参加を呼び掛けるためには早めの案内が必要です。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、消費者庁では、平成29年度も引き続き、地方公共団体や消費者団体等が食品安全に関するテーマについてリスクコミュニケーション等を実施する場合には、協力・支援を行っています。
48	1	(4)	④	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	マスコミに対しては「0リスクは無い事」、「リスクはハザードと量で決まること」等、食の安全の基本を繰り返し伝え続けてください。 理由: 多くの消費者はマスコミを通じて食の安全について知識を得ます。マスコミが食の安全に対する基本的な知識を持つことは大切です。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、消費者庁では、関係府省の協力を得ながら、国民にとってより分かりやすい情報発信に努めて参ります。
49	1	(4)	④	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	リスクコミュニケーションはリスクアナリシスの要素の一つとして関係者間での意見交換を指すものです。消費者への情報提供や啓発・広報活動については施策として新たに項目を設け、リスクコミュニケーションについては、関係者間での情報や意見交換が効果的に行われるように施策を検討すべきと考えます。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
50	1	(4)	④	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	この施策のKPIが、「意見交換会における参加者アンケートの結果から見る参加者の理解度」としています。この意見交換会への参加者が年齢層、性別、地域等からみて、消費者、生活者をきちんと網羅しているものなのかが疑問です。参加したくてもできない層や意見交換会さえ知らない層なども取り込む工夫(時間、場所、方法)を望みます。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
51	1	(4)	⑤	輸入食品の安全性の確保	輸入食品の安全性の確保に関して、輸出国対策・輸入国対策が行われたとしても違反食品が国内に流通する可能性は完全には排除できません。国内流通時対策として都道府県等が「国内流通品の取去検査など監視体制の強化」を図る支援措置を加えてください。また、健康被害が生じた場合などの消費者への情報発信やホットラインの創設など、被害拡大防止策も具体的に書き込んでください。	都道府県等では、毎年度、地域の実情を勘案して策定する監視指導計画において、重点監視事項や取去検査項目(国内品・輸入品を含む)を設定し、それに基づき監視指導を行っています。厚生労働省では、それらの参考となるよう、地方公共団体に対して、輸入食品の安全性に関する情報や海外での回収情報等を提供しています。 輸入食品に係る違反事例や回収情報等は厚生労働省ウェブサイトでも公表しており、回収対象品が国内を流通している場合には、速やかに関係地方公共団体と連携して回収等を行っています。 また、地方公共団体の保健所において被害者からの申出を受け付けているほか、消費者ホットライン「188」でつながる消費生活センター等でも相談を受け付けており、その情報は都道府県等の食品衛生部局へ共有されることとなっております。
52	1	(4)	⑥	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	放射性物質の検査体制に関して、平成29年度以降検査の合理化・効率化に向けてガイドライン改正が行われますが、KPIの「検査機器の貸与の状況」はガイドライン改正の方向性に合った形に修正してください。	当該ガイドラインは流通食品を対象としたものであり、消費者庁が各地方公共団体に貸与している検査機器による検査対象は、①地方公共団体においてその地域の実情に応じて検査が実施されているもの、②主に消費者からの持ち込みによる自家消費食品、を対象としていることから、当該ガイドラインには該当しないため、素案の表現のとおりとさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
53	1	(4)	⑥	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	<p>No.47、No.48と同様に、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進について（以下の内容は平成28年のパブリックコメントでも意見表明させていただきました）この活動は粘り強く継続していく必要があると考えています。関係する省庁で、以下の点についてもご検討ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習会や講演会の年間予定の発信や開催連絡の早めの案内 ・地方開催が可能なコミュニケーション機会の増加 ・地方開催可能なテーマ別の講師リストや学習会メニューの提示 <p>理由：生協や消費者団体、市町村の食の安全学習会などの開催を行う時に参考になります。また消費者団体などが会員に参加を呼び掛けるためには早めの案内が必要です。</p> <p>マスコミに対しては「0リスクは無い事」、「リスクはハザードと量で決まること」等、食の安全の基本を繰り返し伝え続けてください。</p> <p>理由：多くの消費者はマスコミを通じて食の安全について知識を得ます。マスコミが食の安全に対する基本的な知識を持つことは大切です。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、消費者庁では、地方公共団体、消費者団体、事業者等が行うリスクコミュニケーションについて、消費者庁職員の派遣、有識者の紹介、会場借料等の協力支援に加え、消費者庁がこれまでに実施・支援して意見交換会のテーマ一覧、運営マニュアル等を提供するほか、消費者庁が作成した意見交換会用の資料や、食品の安全に関するQ&Aを集積するホームページの開設についても検討しております。</p> <p>引き続き、関係府省の協力を得ながら、国民にとってより分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p>
54	1	(4)	⑥	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	<p>食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進には、現状を把握した上で必要な施策の追加や見直しを行うことが重要なことから、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の結果をKPIに追加してください。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p>
55	1	(4)	⑦	農業生産工程管理（GAP）の普及推進	<p>GAPについては生産地、生産者のみならず一般消費者に対する周知が不可欠であると感じます。この工程表において「ガイドラインに即したGAPの普及等」とありますが上記部分と担当省庁に消費者庁の追加を望みます。弊組合も産地のGAP導入については積極的に応援するスタンスであります。また、GAPはあくまでも生産工程のシステムであり、出来上がった生産物の品質を保障するものではなく、全ての生産者が消費者に安全な農産物を供給するために取り組むべきミニマムスタンダードととらえております。GAPのコストを生産者、仕入れる小売が負担するのではなく、行政の補助金などでの支援が必要であると考えています。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p>
56	1	(4)	⑧	中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進	<p>食品衛生管理の国際基準となっているHACCPによる衛生管理について、それぞれの業界団体が、個別の食品・業態ごとに手引書を策定して事業者へ提供するなど、全ての事業者への義務付けを速やかに確実に遂行してください。また、義務化が決まった時点で「KPIを○年までに100%」と修正してください。</p>	<p>HACCPの制度化に際して、食品等事業者は自らが使用する原材料、製造方法、施設設備等に応じて、食品等の製造・加工、調理等を行っている施設ごとに、一般衛生管理及びHACCPによる衛生管理のための「衛生管理計画」を作成することとしています。また、小規模事業者を含む食品等事業者が円滑かつ適切にHACCPによる衛生管理に取り組むことが可能になるよう十分な準備期間を設けることとしています。さらに、業界団体等と連携を図り、HACCPの考え方に基づく衛生管理計画の作成にあたって参考となる手引書を食品や業態ごとに策定することとしており、農林水産省では、これらの団体が円滑に手引書を作成できるよう補助事業も活用し支援を行っていきます。また、厚生労働省では、食品等事業者のHACCP導入を指導・助言する各都道府県の食品衛生監視員の資質向上を目的とした研修会の開催等を行っています。</p> <p>KPIについては、今後、制度化（義務化）を前提とした目標への変更を検討します。</p> <p>これらを通じ、厚生労働省及び農林水産省が協力しつつ、事業者のHACCP導入が円滑に進むよう支援してまいります。</p>
57	1	(4)	⑧	中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進	<p>事業者の取組を促進するためにも、HACCPについて広く消費者の理解促進につながるような分かりやすい広報ツール等を作成し、制度周知を図ってください。</p>	<p>厚生労働省及び農林水産省において、消費者及び食品等事業者向けにHACCPについての理解を深めてもらうためのリーフレットを作成しており、これを活用して周知していくこととしています。</p>
58	1	(4)	⑧	中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進	<p>1) KPIの導入率目標は前倒し、又は上げが必要ではないかと考えます。</p> <p>2) 中小事業者向けに推進支援が加筆されました。積極的な支援を期待します。</p> <p>3) HACCPについて理解を進める消費者向け広報ツールの作成もご検討ください。</p> <p>理由：HACCPは食の安全を担保するうえで有効な手法と理解しています。そのためその導入はできる限り急いで行う必要があると思います。またHACCP推進の為に消費者理解が重要だと考えています。</p>	<p>1)について KPIについては、今後、制度化（義務化）を前提とした目標への変更を検討します。</p> <p>2)について HACCPの制度化に際して、食品等事業者は自らが使用する原材料、製造方法、施設設備等に応じて、食品等の製造・加工、調理等を行っている施設ごとに、一般衛生管理及びHACCPによる衛生管理のための「衛生管理計画」を作成することとしています。また、小規模事業者を含む食品等事業者が円滑かつ適切にHACCPによる衛生管理に取り組むことが可能になるよう十分な準備期間を設けることとしています。さらに、業界団体等と連携を図り、HACCPの考え方に基づく衛生管理計画の作成にあたって参考となる手引書を食品や業態ごとに策定することとしており、農林水産省では、これらの団体が円滑に手引書を作成できるよう補助事業も活用し支援を行っていきます。また、厚生労働省では、食品等事業者のHACCP導入を指導・助言する各都道府県の食品衛生監視員の資質向上を目的とした研修会の開催等を行っています。</p> <p>3)について 厚生労働省及び農林水産省において、消費者及び食品等事業者向けにHACCPについての理解を深めてもらうためのリーフレットを作成しており、これを活用して周知していくこととしています。</p> <p>これらを通じ、厚生労働省及び農林水産省が協力しつつ、事業者のHACCP導入が円滑に進むよう支援してまいります。</p>

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
59	1	(4)	⑧	中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進	食品衛生管理の国際基準となっているHACCPによる衛生管理については、其々の業界団体が、個別の食品・業態ごとに手引書を策定して事業者へ提供するなど、全ての事業者への義務付けを速やかに確実に進める必要があります。日本の食品事業者の多くは中小規模ですが、その事を言い訳にすることなく積極的に取り組んでください。また、義務化が決まった時点でKPIを「〇年までに100%」と修正してください。事業者の取組を促進する一方で、広く消費者の理解促進につながるような分かりやすい制度周知を図ってください。	KPIについては、今後、制度化(義務化)を前提とした目標への変更を検討します。HACCPの制度化に際して、食品等事業者は自らが使用する原材料、製造方法、施設設備等に応じて、食品等の製造・加工、調理等を行っている施設ごとに、一般衛生管理及びHACCPによる衛生管理のための「衛生管理計画」を作成することとしています。また、小規模事業者を含む食品等事業者が円滑かつ適切にHACCPによる衛生管理に取り組むことが可能になるよう十分な準備期間を設けることとしています。さらに、業界団体等と連携を図り、HACCPの考え方に基づく衛生管理計画の作成にあたって参考となる手引書を食品や業態ごとに策定することとしており、農林水産省では、これらの団体が円滑に手引書を作成できるよう補助事業も活用し支援を行ってまいります。また、厚生労働省では、食品等事業者のHACCP導入を指導・助言する各都道府県の食品衛生監視員の資質向上を目的とした研修会の開催等を行っています。厚生労働省及び農林水産省において、消費者及び食品等事業者向けにHACCPについての理解を深めてもらうためのリーフレットを作成しており、これを活用して周知していくこととしています。これらを通じ、厚生労働省及び農林水産省が協力しつつ、事業者のHACCP導入が円滑に進むよう支援してまいります。
60	1	(4)	⑧	中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進	KPIの設定数値の妥当性評価と確実な進捗管理を求めます。食品の安全性の向上を目指して、HACCPによる管理基準の活用を促進するという考え方は適切と考えます。HACCPの導入が進まない現状をふまえて、あえて、コーデックスのHACCP7原則の要件に基づく基準Aと弾力的な取扱いを可能とする基準Bに分けた目標レベルを設定するという考え方には、一定の効果があるものと期待します。これらの基準がHACCP導入の促進に活用されると想定するのであれば、KPIの設定においても、それぞれの基準に対して、目標値を設定し、施策の実効性を評価すべきと考えます。同時に、基準A、基準Bの妥当性(導入促進に有効な基準であるのか)の評価が必要と考えます。このような評価なくしては、導入率の向上に向けた適切な対応、税金の有効な活用にはつながらないのではないのでしょうか。	KPIについては、今後、制度化(義務化)を前提とした目標への変更を検討します。その際、併せて、御指摘のそれぞれの基準に対する目標値の設定が可能であるかについても、検討します。
61	1	(4)	⑨	食品のトレーサビリティの推進	現行法ではトレーサビリティの対象となっているのは米と牛肉のみであるが、これを拡大すべきである。また、食品衛生法第3条第2項の記録(仕入れ元等に係る記録)の作成及び保存の責務を法的義務とすべきである(「消費者基本計画」の検証・評価(平成25年度)及び計画の見直しに向けての意見書(2014年4月18日)、加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめに対する意見書(2016年12月16日))。	トレーサビリティの対象の拡大については、拡大に伴う事業者へのコスト増、当該コストの販売価格への転嫁による消費者の負担増等を総合的に勘案する必要があり、直ちに拡大することは困難と考えております。このため、まずは実践的なマニュアルを活用したトレーサビリティの普及推進活動を行い、事業者におけるトレーサビリティの取組の拡大を推進することとしております。御指摘の食品衛生法第3条第2項に規定する食品等事業者の記録作成・保存の努力義務については、食品等事業者の実行可能性等にも配慮し、努力義務としております。
62	1	(4)	⑨	食品のトレーサビリティの推進	輸入食品を始め、食品の安全性の確保の点、並びに、表示の信頼性担保の点から、トレーサビリティ制度は整備、拡充されることが是非とも必要です。計画に盛り込んでください。	トレーサビリティの対象の拡大については、拡大に伴う事業者へのコスト増、当該コストの販売価格への転嫁による消費者の負担増等を総合的に勘案する必要があり、直ちに拡大することは困難と考えております。このため、まずは実践的なマニュアルを活用したトレーサビリティの普及推進活動を行い、事業者におけるトレーサビリティの取組の拡大を推進することとしております。
63	1	(4)	⑨	食品のトレーサビリティの推進	トレーサビリティは食品の安全性確保のために必要な取組と位置付けられているが、適正な食品表示の確保のためにも重要であることを明確に示した上で、積極的に推進することが必要である。	まずは実践的なマニュアルを活用したトレーサビリティの普及推進活動を行い、事業者におけるトレーサビリティの取組の拡大を推進することとしております。
64	1	(4)	⑬	廃棄食品の不正流通事案	平成27年の本件発生時には、国から地方公共団体に対して数々の取組要請がなされましたが、国では「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」が設けられ、一元的に対策がとられました。地方公共団体においても、関連部局の連携を図ることが重要です。地方公共団体において、消費生活部門が司令塔となり関連部局を一元化する仕組みが整えられるよう、国から地方公共団体に働きかけることを取組に加えてください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
65	2	(1)	-	不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用	ステルスマーケティングについて【新規】【③の後に追加すべき】消費者に広告と気づかれないように行われる、いわゆるステルスマーケティングと呼ばれる広告手法は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為であるが、現在の景品表示法には直接これを規制する規定がない。そこで、不当な表示の禁止(景品表示法第5条)の対象に、この種の表示を追加すべきである(ステルスマーケティングの規制に関する意見書(2017年2月16日))。	いわゆるステルスマーケティングについての景品表示法上の考え方は、平成23年10月28日に公表(平成24年5月9日一部改定)した「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」において明らかにしておいております。例えば、口コミサイトにおいて、事業者が口コミ代行者に依頼して、自己の提供する商品・サービスの品質その他の内容に係る好意的な書き込みを多数行わせることにより、当該口コミ情報が、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるものである場合には、景品表示法上の不当表示として問題となります。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答	
66	2	(1)	①	景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	高齢化やIT化など時代に即した事案把握と法執行を進めることが必要であり、消費者目線での事案把握のために、「消費者モニターによる表示に関する意見交換会の開催」を取組に加えてください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の際に参考にさせていただきます。
67	2	(1)	①	景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	行政の消費者相談の窓口には、あらゆる商品・サービスに関して、不当表示(誇大広告)だと申告する相談が寄せられています。景品表示法はこれまで有利誤認・優良誤認表示に該当すると判断されても、措置命令しなく、平成28年4月に初めて課徴金制度が導入され、既に課徴金納付命令が1件行われていますが、日々の相談の中でネット通販事業者の広告・表示が、措置命令と課徴金納付命令の対象になるのではと思われる商品が多く見られます。この課徴金制度を、今後厳正な執行による実効性のある制度としていくために、消費者や消費生活センターから、被疑情報を迅速、かつ適切に提供できるような窓口体制を要望します。また、平成27年度～平成28年度の実績によると、都道府県が措置命令を行なった件数は1件です。大手企業だけでなく、地域で営業活動する事業者の広告・表示にも、不当表示でないかという相談事例もあることから、消費者庁は都道府県等とも継続的に連携をして、都道府県の措置命令及び課徴金制度の厳正な運用及び執行体制の強化が求められます。	消費者庁において、消費者等からの景品表示法違反被疑情報は、郵送のほか、消費者庁ウェブサイト開設される景品表示法違反被疑情報提供フォームにて受け付けています。同フォームはPC、スマートフォンからのどちらでも、アクセスが可能であり、消費者等からのアクセスビリティを確保するようにしています。そのため、「被疑情報を迅速、かつ適切に提供できるような窓口体制」は既に確保されていると考えます。また、消費者庁は都道府県と年に2回、地域ブロックにおいて景品表示法に係る研修を開催するなど、都道府県と連携を図っているところ、引き続き、都道府県等と連携して、景品表示法の迅速かつ適正な運用を行ってまいります。
68	2	(1)	①	景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	課徴金制度については、施行後の事例も出てきているところであるが、今後とも厳正な執行による実効性ある制度としていくことが求められる(「課徴金制度の在り方に関する論点整理」についての意見書(2016年11月15日))。問題が多発している美容医療、エステを対象とした不当表示に関する告示・ガイドラインの整備を速やかに行うべきである(美容医療・エステにおける表示・広告の在り方及び安全性確保に関する意見書(2013年12月19日))。	御指摘の点については、今後の施策の実施の際に参考にさせていただきます。
69	2	(1)	①	景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	美しくなりたい願望を手軽に満足できるような「プチ整形」、「レーザー脱毛」、「豊胸」、「脂肪吸引」などの美容医療サービスの広告や表示がインターネット上、雑誌、テレビ、チラシなどで見受けられます。それらの広告や表示では、あたかも美容医療サービスにはリスクがない、伴わないような表現さえみられます。国民生活センターに寄せられた「美容医療サービス」の相談のうち過半数以上が販売方法や広告に問題があったと公表されています(2017年4月28日)。美容医療サービスの医療機関による広告・表示に「内容が虚偽にわたるもの」、「他と比較して優良であるもの」、「誇大広告」、「客観的な事実であることを証明できない内容のもの」、「公序良俗に反する内容のもの」などがある場合、禁止を求めます。そのような広告・表示の問題点を啓発するよう求めます。特に、美容医療サービスにおいてはインターネット上の広告が施術を受けるきっかけになっているので、広告・表示に関する普及啓発を重点的に進めてください。	景品表示法において、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示を禁止しています。景品表示法違反として行政処分した事案については、消費者庁ウェブサイトにおいて公表しているところです。
70	2	(1)	②	景品表示法の普及啓発	美しくなりたいという願望を手軽に満足できるような「プチ整形」、「レーザー脱毛」、「豊胸」、「脂肪吸引」などの美容医療サービスの広告や表示がインターネット上、雑誌、テレビ、チラシなどで見受けられます。それらの広告や表示では、あたかも美容医療サービスにはリスクがない、伴わないような表現さえみられます。国民生活センターに寄せられた「美容医療サービス」の相談のうち過半数以上が販売方法や広告に問題があったと公表されています(2017年4月28日)。美容医療サービスの医療機関による広告・表示に「内容が虚偽にわたるもの」、「他と比較して優良である旨のもの」、「誇大広告」、「客観的な事実であることを証明できない内容のもの」、「公序良俗に反する内容のもの」などがある場合、禁止を求めます。更に言うなら、適切な対応が出来るよう特定商取引法施行令の改正は喫緊の課題です。美容医療サービスにおいてはインターネット上の広告が施術を受けるきっかけにもなっていますので、広告・表示に関する消費者啓発にも力を入れるよう重点的施策として下さい。	景品表示法において、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示を禁止しています。景品表示法違反として行政処分した事案については、消費者庁ウェブサイトにおいて公表しているところです。また、平成28年1月になされた内閣府消費者委員会の答申を踏まえ、一定の美容医療契約を特定商取引法の特定継続的役務提供として位置付けるべく、特定商取引法施行令の改正手続を行っているところです。
71	2	(2)	—	商品・サービスに応じた表示の普及・改善	医薬品副作用(薬害・予防接種)に関する情報収集と表示の項目をそれぞれ設けていただきたい。【新規】 【追加すべき】 (理由)医療事故は美容やエステ、違法ドラッグ等に限らず、市販薬や予防接種(ワクチン)によるものも多く、その被害実態は潜在化している。許認可権と副作用等の事後対応が厚生労働省マターであるために、事故の迅速な救済が行われにくい実態がある。消費者が身近に必需としている、市販薬やワクチンの副作用情報について、厚生労働省担当局や独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)等との連携を模索し、消費者に薬の副作用情報が迅速に情報公開されるような制度の創設を要望する。	医薬品やワクチンの副作用等の情報は、薬事・食品衛生審議会等に報告し、当該資料を厚生労働省のホームページで公表するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページにおいて、「副作用が疑われる症例報告に関する情報」として公表しています。
72	2	(2)	—	商品・サービスに応じた表示の普及・改善	有料老人ホーム等高齢者向け住まいに係る表示に対する規制【新規】 【⑥の後に追加すべき】 有料老人ホーム等高齢者向け住まいについては、既に景品表示法上のガイドラインが策定されているにもかかわらず、なお不当表示に起因する契約トラブルが頻発している。したがって、消費者庁は早急に同ガイドラインの実施状況を検証し、見直しを含めて検討すべきである。また、サービス付き高齢者向け住宅についても表示・広告の実態調査を行った上で、ガイドラインの規制対象とすべきである(不当景品類及び不当表示防止法の抜本的改正等に関する意見書(2011年8月18日))、「消費者基本計画」の検証・評価(平成25年度)及び計画の見直しに向けての意見書(2014年4月18日))。	御指摘の点については、今後の施策の実施の際に参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答
73	2	(2)	⑤ 医療機関のホームページによる情報提供	美容医療については、危害・危険に関わるトラブルだけでなく、契約・解約に関するトラブルも近年増加しています。行政の消費者相談に寄せられる事例の多くは、美容医療機関のホームページを見て、信頼できると思い施術を受けていますが、結果、副作用のリスクがあった、また、ホームページの料金と異なる高額料金の施術が必要と言われたというトラブルです。地方公共団体に対し「医療機関ホームページガイドライン」の周知徹底依頼や、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底だけでは不十分です。また消費者に「美容医療サービスを受けるに当たって留意すべき事項の周知」については周知の方法の検討が必要です。注意喚起資料には、医療安全支援センターが美容医療に関する相談機関として案内がありますが、医療安全支援センターで受けた相談内容を検証する取組が必要です。さらに、医療機関のホームページについて、景品表示法に基づく措置命令は平成26年度以降1件のみです。ネットバトル事業による監視体制の強化が図られるのであれば、景品表示法の厳正な運用及び執行が可能となるような監視体制を望みます。	留意すべき事項の周知については、消費生活センター等に配布等を依頼するとともに、消費者庁ウェブサイトやツイッター・フェイスブックへの掲載、消費者団体を通じた周知、女性誌への掲載等に取り組んだところですが、引き続き効果的な周知に努めます。医療安全支援センターで受けた相談内容については、事例整理をしており、相談内容に応じて、消費生活センターや保健所等に情報提供しております。なお、ネットバトル事業については、医療法及び医療機関ホームページガイドラインに基づき監視等を行う予定です。景品表示法による規制に係る御指摘の点については、今後の施策の実施の際に参考にさせていただきます。
74	2	(2)	⑤ 医療機関ホームページによる情報提供	率直に申し上げて医療広告ガイドラインのみでは消費者の救済が困難な状況だ。最近、歯科治療に関する相談を何件か受けた。消費者がよりどころとするのはネット広告が大半であり、ただ、診療に関して、保険診療科自由診療であるかを明らかにせず患者に選択をさせ、結果自由診療のため高額請求された例や、広告を見て医院に向いたが、窓口での支払いが広告表示の2倍毎回かかるなどの苦情を聞いた。できれば法的な規制の下、悪質なケースにおいては罰則等規制強化等を図っていただきたい。	美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議(消費者委員会平成27年7月)等を踏まえ、医療機関のウェブサイト等についても、虚偽・誇大等の不適切な表示を禁止し、中止・是正命令及び罰則を課することができるよう措置することを含め、第193回通常国会において医療法等の一部を改正する法律案が成立したところです。御意見は、今後の施策の実施の際に参考にさせていただきます。
75	2	(2)	⑤ 医療機関のホームページによる情報提供	美容医療による消費者被害は後を絶たず、中でも生命・身体に影響のある危害関連の相談件数が増加傾向にある現状に鑑みれば、「医療機関ホームページガイドライン」、「指導事例等の情報共有」による自主的取組の促進、消費者への美容医療サービスを受けるに当たって留意すべき事項の周知等の取組では不十分である。生命・身体の安全にかかわる問題であり、かつ、景品表示法による規制を及ぼすべき必要性が高い問題であるから、不当表示に対しては迅速かつ適切に措置命令を行うべきである。また景品表示法に基づく独自のガイドラインを策定すべきである(美容医療・エステにおける表示・広告の在り方及び安全性確保に関する意見書(2013年12月19日))。	美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議(消費者委員会平成27年7月)等を踏まえ、医療機関のウェブサイト等についても、虚偽・誇大等の不適切な表示を禁止し、中止・是正命令及び罰則を課することができるよう措置することを含め、第193回通常国会において医療法等の一部を改正する法律案が成立したところです。御意見は、今後の施策の実施の際に参考にさせていただきます。消費者への美容医療サービスを受けるに当たって留意すべき事項の周知等に加え、関係機関との消費生活相談情報の共有などに取り組んでいきます。なお、景品表示法による規制に係る御指摘の点については、今後の施策の実施の際に参考にさせていただきます。
76	2	(2)	⑤ 医療機関のホームページによる情報提供	美容医療に関するトラブルのきっかけは広告であることが多い。また、特定商取引法の特定継続的役務提供として規制される予定ではあるが、医療であるからこそ効果が出るのが早いから、1回の高額な施術だったり、1か月以内で完了するなど、特定継続的役務提供に該当しないケースが多い。現状の、「医療機関ホームページガイドライン」や自主規制、消費者庁によるチラシによる啓発では不十分である。医療機関のホームページに対する規制を、景品表示法レベルの規制にするべきである。	美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議(消費者委員会平成27年7月)等を踏まえ、医療機関のウェブサイト等についても、虚偽・誇大等の不適切な表示を禁止し、中止・是正命令及び罰則を課することができるよう措置することを含め、第193回通常国会において医療法等の一部を改正する法律案が成立したところです。御意見は、今後の施策の実施の際に参考にさせていただきます。
77	2	(2)	⑥ 電気通信サービスにおける広告表示等の適正化	主婦連合会が行ったアンケート調査では、サービス分野の中で最もサービスの内容が分かりにくいと感じるのは情報通信分野であるという結果が出ています。表示の分かりにくさから、消費者が複数の事業者のサービスを比較して選択することが困難な状態が放置されています。サービスの内容や利用方法等について、十分かつ適切な情報提供が行われ、消費者が安心してサービスを利用するためには、広告表示項目の標準化をし、基本的表示事項とその用語、記述方法(数値であればその記載単位など)を定めることにより、消費者は複数の事業者を比較検討して合理的な選択することが可能になります。そのような標準化について、計画に盛り込んでください。担当省庁に総務省に加え、標準化(JIS)を所管する経済産業省を加えてください。	御指摘の点については、電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」において、広告において表示すべき事項、料金等の比較表示を行う際や特定の用語を用いる際の遵守事項、表示に用いる単位、広告媒体ごと記述方法等が定められており、総務省としても同ガイドラインを踏まえ、関係事業者における適切な広告表示を推進しています。また、適切な広告表示が行われず、利用者自らの適切なサービス選択に関し、利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあると考えられる場合には、必要に応じて指導等を行っているところです。御意見は今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
78	2	(3)	① 新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等	消費者庁が平成29年3月の消費者委員会に提出した資料によると、栄養表示・保健機能食品の消費者教育調査事業について、ターゲット別(若年女性・メタボ予防・高齢者)の活用媒体と指導要領を作成し、徳島県をモデル地域として実証事業を行うとされています。これをもとに、全国展開に向けた取組を想定し、指導要領を整備してください。	御指摘を踏まえ、栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育等についての記載を加えることとしました。
79	2	(3)	① 新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等	平成28年12月に「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会の報告書」がまとめられましたが、報告書の内容を実行性あるものにするための方策について、取組を具体的に記載してください。	御指摘の報告書については、既に国の関係行政機関、地方公共団体、懇談会委員の所属団体等、事業者向けアンケートに協力をいただいた団体及び消費者団体への送付を実施しました。
80	2	(3)	① 新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等	「遺伝子組み換え表示の検討」、「食品添加物表示の検討」と取組に記載されましたが、論点や課題を具体的に記載してください。	「遺伝子組換え表示の検討」については、平成29年4月から、消費者庁において、学識経験者、消費者及び事業者を構成員とする検討会を開催しています。検討会において、課題及び論点を整理し、遺伝子組換え表示の在り方について幅広く検討を行っていくこととしています。「食品添加物表示の検討」については、実態調査等を実施した上で論点や課題を整理することとしています。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答
81	2	(3)	①	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等 (KPIの現状)(口)で講師派遣回数がかかれていますが、何をテーマとする会への派遣回数なのかが分かりません。テーマや説明会回数についてより丁寧に記載してください。	平成28年度に消費者庁は、加工食品の原料原産地表示や機能性表示食品などの食品表示に関する幅広いテーマとした説明会等に対して、講師を派遣しています。
82	2	(3)	①	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等 加工食品の原料原産地表示制度の食品表示基準が定まった後は、その制度の周知を消費者、事業者に向けて計画的に図るべき。その計画を工程表に盛り込むべきである。 また、施行以降の監視指導体制を強化すべきである。国の機関による監視指導だけではなく、地方公共団体による監視指導が機能するようにその体制を整える政策誘導を行うべきである。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。食品表示基準が改正された後、パンフレット等の作成や説明会の開催など積極的に啓発活動を行う予定です。
83	2	(3)	①	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等 「遺伝子組み換え表示の検討」、「食品添加物表示の検討」と取組に記載されました。食品添加物表示については、「現状を把握した上で、必要な検討を行う」、「遺伝子組み換え表示の在り方については、平成29年4月から検討会を開催する予定。」とされていますが、論点や課題を具体的に記載して下さい。また、消費者のニーズに沿った検討を行うようにして下さい。	「遺伝子組換え表示の検討」については、平成29年4月から、学識経験者、消費者及び事業者を構成員とする検討会を開催しています。検討会において、課題及び論点を整理し、遺伝子組換え表示の在り方について幅広く検討を行っていくこととしています。「食品添加物表示の検討」につきましては、実態調査等を実施した上で論点や課題を整理することとしています。なお、御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。
84	2	(3)	①	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等 1)加工食品の原料原産地表示については29年3月の改定案に対して生協をはじめ多くの消費者団体から「消費者の商品選択に適さない」旨意見表明がされています。このまま進める事には反対です。 理由:加工食品の原料原産地表示の改定案では例外表示や監視体制などいくつかの問題をもっています。現状のままの案で進める事は消費者や事業者にとって混乱を起こすだけだと考えます。	御指摘の点については、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたって消費者・事業者・生産者及び学識経験者の各々の立場からいただいた御議論を経て取りまとめられた中間とりまとめを踏まえ、改正案を提示させていただいているところです。なお、食品表示基準改正後は、パンフレット等の作成や説明会の開催など、積極的に啓発活動を行う予定です。
85	2	(3)	①	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等 2)「消費者が食品表示を活用する上でのサポートとなる者への普及啓発も考慮する」との記述はもっと具体的な記述とする必要があるのではないのでしょうか 理由:食品表示制度を消費者が正しく理解するためには身近な行政機関や公的な役割を果たす組織・団体の役割は重要です。「サポートとなる者」の範囲や「普及啓発も考慮」とは何を指すのか具体的な記述が必要だと考えます。	食品表示制度の普及啓発は、その都度、対象者の属性も加味して具体的な内容を検討しています。
86	2	(3)	①	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等 加工食品の原料原産地表示制度について、制度の再検討を求めます。 消費者基本計画では、表示について「商品・サービスの性能や効果について誤認が生じないようにするため、事業者から商品・サービスの選択に当たって必要な情報が表示されること及び消費者を誤認させるような不当な表示がなされないようにする必要がある。」と記載されていますが、今回の改正案では「可能性表示」や「大括り表示」など、消費者には理解し難い制度となっており、消費者に誤認を招く恐れがあります。消費者が表示を見て、その内容を理解し、消費の選択として活用できる表示になるよう、制度の再検討を求めます。	御指摘の点については、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたって消費者・事業者・生産者及び学識経験者の各々の立場からいただいたご議論を経て、取りまとめられた中間とりまとめを踏まえ、改正案を提示させていただいているところです。なお、食品表示基準改正後は、パンフレット等の作成や説明会の開催など、積極的に啓発活動を行う予定です。
87	2	(3)	①	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等 平成27年度から施行された新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対する普及啓発・理解促進だけでなく、KPIに設定されている食品表示制度の理解度をもとに、「施策の追加や修正を行う」と追記すべきと考えます。	御指摘については、食品をめぐる情勢に応じて食品表示制度の見直しを行うことであり、これは消費者庁の当然の責務と考えています。
88	2	(3)	①	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等 食品摂取による死亡事故等は、適切な取扱いによって防ぐことができますが、そうした正しい情報が消費者に行き渡っていないこともあります。そのため、食品表示制度について必要に応じて見直しを検討する際は、消費者の命と健康に関わる内容がしっかりと反映されるよう、最優先課題として検討されることを求めます。「食品表示制度の見直しにあたっては、消費者の命と健康に関わる内容が反映されることを最優先に検討する」と追記してください。	食品表示制度の見直しにつきましては、食品表示法の目的を踏まえて検討することとしています。なお、御指摘につきましては、食品表示制度について必要に応じて見直しを検討する際の参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答
89	2	(3)	① 新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	<p>ア 新たな食品表示制度についての個別の検討課題とされているもののうち、食品添加物表示、遺伝子組み換え表示の在り方など取組が遅れている重要課題について、早急に具体的検討に着手すべきである（外食メニューの表示の適正化に資する法制度の整備を求める意見書（2014年2月21日）、新食品表示制度に対する具体的な提言についての意見書（2013年2月14日）、消費者のためとなる新たな食品表示法の制定を求める意見書（2012年11月15日））。</p> <p>イ 機能性食品制度については、安全性や機能性について国が実質的に関与できるようにすること等、根本から制度枠組みの見直しを図るべきである（機能性表示食品制度に対する意見書（2015年5月9日）、いわゆる健康食品の表示・広告規制の在り方についての意見書（2013年11月22日）、機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会報告書に対する意見書（2017年2月16日））。</p> <p>ウ 食品表示の適正化に関する監視指導、表示違反の摘発等の職務について、都道府県等食品衛生監視員を増員するとともに、農林水産省の表示・規格指導官（「食品表示Gメン」）を消費者庁に移管し、更により上記職務の遂行の補助のため、消費者食品表示監視員制度（仮称）を創設すべきである（新食品表示制度に対する具体的な提言についての意見書（2013年2月14日）、加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめに対する意見書（2016年12月16日））。</p>	<p>アについて 「遺伝子組換え表示の検討」については、平成29年4月から、学識経験者、消費者及び事業者を構成員とする検討会を開催しています。検討会において、課題及び論点を整理し、遺伝子組換え表示の在り方について幅広く検討を行っていくこととしています。「食品添加物表示の検討」については、現状を把握した上で、食品表示法の目的を踏まえ必要な検討を行うことから、具体的な検討の着手のための現状把握に向けて準備を進めていきます。</p> <p>イについて 機能性表示食品制度は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示する制度です。平成28年12月に公表された「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」報告書を踏まえ、本制度を活用した適正な表示によって、消費者の利益につながるよう、制度への反映等を行い、制度を適切に運用してまいりたいと考えています。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p> <p>ウについて 御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p>
90	2	(3)	① 新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	<p>食品表示法に基づく新たな食品表示制度の普及・啓発や、遺伝子組換え表示、食品添加物表示等個別課題の検討にあたっては、「表示の充実により消費者の多様な選択の機会を確保することが目的である」ことを明記してください。</p>	<p>「新たな食品表示制度の普及・啓発」については、食品表示法の目的に沿って実施することは消費者庁の当然の責務であると考えます。</p> <p>「遺伝子組換え表示の検討」については、平成29年4月から、学識経験者、消費者及び事業者を構成員とする検討会を開催しています。検討会において、課題及び論点を整理し、遺伝子組換え表示の在り方について幅広く検討を行っていくこととしています。当検討会の趣旨は、「自主的かつ合理的な選択の機会を確保するために消費者が求める情報及び遺伝子組換え農産物の流通状況等を踏まえ、今後の遺伝子組換え表示制度の在り方について幅広く検討を行う」ことである旨開催要領にも明記しています。</p> <p>「食品添加物表示」については、食品表示法の目的を踏まえ必要な検討を行うこととしており、御指摘の点につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
91	2	(3)	① 新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	<p>加工食品の原料原産地表示について、平成28年11月の中間取りまとめを踏まえた食品表示基準の一部改正案が平成29年3月に公表されたが、国内で製造された全ての加工食品にわたり義務表示の対象となる原料原産地の表示方法が複雑であるため、生活の中に定着している加工食品故に、消費者の疑問が解消されるよりも、むしろ新たな疑問や不安を生んだり、消費者の誤解を招く可能性が高いと思われる。事業者としても、各種コストの増加に加え、新たに規定される「可能性表示」及び「大括り表示」を契機とした消費者からの問い合わせの増加も想定されるなど、負担が増大することが懸念される。消費者が必要とする情報内容・情報量、消費者にとっての分かりやすさ、事業者の負担増とのバランスをどのように取りながら進めていくべきか、消費者、事業者双方の意見を十分に聞いて検討継続をしていただきたい。</p> <p>機能性表示食品制度について、平成28年12月に公表された報告書を踏まえ、今後、制度への反映等が行われると思われるが、消費者への制度の認知を高めるため、当初の目的である消費者の健康の維持・増進に役立つよう、教育・啓発を更に行っていただきたい。</p>	<p>加工食品の原料原産地表示については、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたって消費者・事業者・生産者及び学識経験者の各々の立場からいただいたご議論を経て、取りまとめられた中間とりまとめを踏まえ、改正案を提示させていただいているところです。なお、食品表示基準改正後は、パンフレット等の作成や説明会の開催など、積極的に啓発活動を行う予定です。</p> <p>機能性表示食品制度については、既に「消費者に対し、制度に関する普及啓発を行い、理解促進を図る」と記載しているところです。引き続き、消費者への普及啓発に努めてまいります。</p>
92	2	(3)	① 新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	<p>加工食品の原料原産地表示制度の改正作業が最終盤を迎えています。制度改正内容が確定した後、消費者・事業者への周知が必要です。そのための計画を具体化してください。また、行政監視機関においても、制度内容を周知させ、監視指導の充実・強化が求められます。地方公共団体の監視指導機関を含めた研修体制を具体化してください。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。食品表示基準が改正された後、パンフレット等の作成や説明会の開催など積極的に啓発活動を行う予定です。</p>
93	2	(3)	① 新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	<p>新たな食品表示制度の円滑な施行等については、消費者庁が3月の消費者委員会に提出した資料によると、栄養表示・保健機能食品の消費者教育調査事業について、ターゲット別（若年女性・メタボ予防・高齢者）の活用媒体と指導要領を作成し、徳島県をモデル地域として実証事業を行うとされています。全国展開に向けた取組を想定し、指導要領を整備してください。</p> <p>2016年12月には、「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会の報告書」がまとめられましたが、報告書の内容を実効性あるものにするために具体的な取組の記述をしてください。</p>	<p>御指摘を踏まえ、栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育等についての記載を加えることとしました。「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会の報告書」については、既に国の関係行政機関、地方公共団体、懇談会委員の所属団体等、事業者向けアンケートで協力をいただいた団体及び消費者団体への報告書の送付を実施しました。</p>
94	2	(3)	① 新たな食表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	<p>この施策のKPI（イ）食品表示制度の理解度 ですが、どのような方法でどのような状態とするのか解らず、指標とはならないと思われます。また、（ロ）講師派遣回数も同様です。どのような（対象、地域、規模、時間など）説明会を開催するのか、したのか、が不明です。このKPIについて解りやすいものへの改善を望みます。</p>	<p>「食品表示制度の理解度」の数値は、食品表示がどのようなものを指しているのか知っている者のうち、消費者の一般的な食品表示制度の理解を調査するための設問を用いて算出しています。平成28年度に消費者庁は、加工食品の原料原産地表示や機能性表示食品などの食品表示に関する幅広いテーマとした説明会等に対して、講師を派遣しています。</p>

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答	
95	2	(3)	①	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	食品表示法に基づく新たな食品表示制度の普及・啓発や、遺伝子組換え表示、食品添加物表示等個別課題の検討にあたっては、「表示の充実により消費者の多様な選択の機会を確保することが目的である」ことを明記すべきである。	「新たな食品表示制度の普及・啓発」については、食品表示法の目的に沿って実施することは消費者庁の当然の責務であると考えています。 「遺伝子組換え表示の検討」については、平成29年4月から、学識経験者、消費者及び事業者を構成員とする検討会を開催しています。検討会において、課題及び論点を整理し、遺伝子組換え表示の在り方について幅広く検討を行って行くこととしています。当検討会の趣旨は、「自主的かつ合理的な選択の機会の確保を実現するために消費者が求める情報及び遺伝子組換え農産物の流通状況等を踏まえ、今後の遺伝子組換え表示制度の在り方について幅広く検討を行う」ことである旨開催要領にも明記しています。 「食品添加物表示の検討」については、食品表示法の目的を踏まえ必要な検討を行うこととしており、御指摘の点につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。
96	2	(3)	①	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	① 機能性表示食品制度が実施されて2年が経過し、その制度の見直しが求められている。届け出方法の合理化等により、消費者への周知期間を確保し、機能性関与成分に関する検証として分析方法の検証や買い上げ調査が一部実施され、今後強化が予定されている。しかし、機能性表示食品は届け出制であることから、事後チェックが重要である。平成28年度の調査において機能性関与成分について疑義があるものがいまだ販売されていることは、機能性表示食品の制度に対する信頼を失う。期間を限定して新たな追加資料が提出されない場合には、速やかに届け出を抹消できるような制度改革が必要である。制度の見直しについて、工程表に具体的に記載する必要がある。 ② 特定保健用食品の販売後の事後チェックとして、成分分析を実施しその結果、有効性安全性に問題がある製品がみつかった場合には、速やかに行政処分をすることを求める。買い上げ調査、成分分析等の結果についての情報公開、運用の見直しについて、工程表に具体的に記載するべきである。	①について 御意見を踏まえ、「平成29年度に施行後2年間の施行状況について検証し、その状況を踏まえた上で必要な見直し等について検討する。」とすることとしました。 ②について 平成28年度特定保健用食品の買上調査の結果を消費者庁で精査した上で平成29年5月17日に公表いたしました。御指摘を踏まえ、件数等について追記することとしました。今後も年度毎の調査結果につきましては、分析結果を消費者庁で精査した上で公表してまいります。
97	2	(3)	12	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	平成28年は、健康食品の中でも信頼性が高いと位置づけられてきたトクホに関して大きな問題が明るみに出ました。これを受けて実施が決まったトクホの買い上げ調査については、調査結果を高い透明性をもって公表してください。トクホ、機能性表示食品、栄養機能食品など、各種保健機能食品制度を一元的にとらえ、消費者の安全と安心、適正な表示に基づく消費者の選択の機会の確保の観点から、抜本的な見直しについて計画に盛り込んでください。	平成28年度特定保健用食品の買上調査の結果につきましては、消費者庁で精査した上で平成29年5月17日に公表いたしました。御指摘を踏まえ、件数等について追記することとしました。今後も年度毎の買上調査の結果について、分析結果を消費者庁で精査した上で公表してまいります。 機能性表示食品については、「平成29年度に施行後2年間の施行状況について検証し、その状況を踏まえた上で必要な見直し等について検討する。」とすることとし、御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
98	2	(3)	①	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	食品表示が多種で複雑になる。単に普及啓発のみ記述するのではなく、どのようにして、消費者・事業者への周知を図るかの具体的な工程表が必要である。	食品表示制度の普及啓発は、その都度、消費者庁において対象者の属性も加味して具体的内容を検討しています。
99	2	(3)	①	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	機能性表示食品制度はまだ消費者には認知度が低く、言葉自体も複雑で、消費者庁のお墨付きであるかのように受け取られるなど、その効果・効能を正しく理解して摂取できているかどうかは疑問です。ともすると表示をしている事業者すら制度自体をよく理解していない可能性もあります。 重ねて言うなら、機能性を表示・広告する食品が溢れ、制度の複雑さ、監視の不十分さもあり、消費者が適切に選択出来ている状況にはありません。トクホも含めどう改善していくか今後の具体的取組の記載が求められます。其々の制度の課題を明確にして、そろそろ抜本的改正に向かう時期にきていると思います。	機能性表示食品制度については、公表された「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」報告書を踏まえ、制度への反映等を行う予定です。また、特定保健用食品については、許可後の事後チェックを実行性のあるものとする観点から、買上調査の実施や製品に係る公開情報の充実など運用の見直しを行い、適宜取組状況のフォローアップを行うこととします。 御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 健康食品も含めた食品の表示・広告については消費者基本計画工程表の2(3)②の文章において、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処することを記載しているところです。 具体的には、KPIとしているインターネット広告等の監視について拡充を図り、これも活用しつつ監視指導の強化に努めてまいります。
100	2	(3)	②	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	消費者委員会の「特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」への対応について、取組を具体的に記載してください。	消費者委員会の建議についての対応状況については、消費者基本計画工程表の平成27年度～平成28年度の実績に記載していますが、御指摘を踏まえ、具体的な内容を追記します。
101	2	(3)	②	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	平成28年9月の特定保健用食品の許可取消の再発防止策の一つとして、買上調査を前倒して実施することは評価します。調査結果に関しては、消費者に情報開示してください。加えて、特定保健用食品の更新制の再導入などを取組に記載してください。	平成28年度特定保健用食品買上調査の結果につきましては、消費者庁で精査した上で平成29年5月17日に公表いたしました。御指摘を踏まえ、件数等について追記することとしました。 また、現行の制度においては、新たな知見が得られた場合は再審査をするべきかどうか検討しますが、内閣府令の改正後、未だ新たな知見が報告されていないため、実態を把握した上で、必要な見直しを検討いたします。
102	2	(3)	②	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	機能性表示食品制度は届出制となっており、民間団体や消費者団体がチェック活動を行っていますが、こうした団体から提供された疑義情報について、行政側でどう処理しどう対応されているのかを開示してください。	機能性表示食品を含む食品に関する疑義情報を受け付けた場合は、必要な調査を行い、行政措置を採った場合にはその旨を公表しておりますが、受け付けた情報の内容や調査状況等についてのコメントは差し控えていただいています。指導件数については、定期的に取りまとめ、消費者庁のウェブサイトを通じて公表を行っているところです。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答	
103	2	(3)	②	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	2017年1月17日に消費者委員会が提出した意見に基づき、健康増進法を活用した食品表示の監視指導を強化すべき。その計画を工程表に盛り込むべきである。	健康食品を含めた食品の表示・広告については消費者基本計画工程表の2(3)②の文章において、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処することを記載しています。 具体的には、KPIとしているインターネット広告等の監視について拡充を図り、これも活用しつつ、消費者庁として監視指導の強化に努めてまいります。
104	2	(3)	②	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	消費者の健康への関心は高く機能性表示食品の需要が伸びています。消費者の商品選択に資する表示・広告の適正化に向け、さらに監視を強化してください。 また、機能性表示食品制度は届出制となっており、民間団体や消費者団体がチェック活動を行っていますが、こうした団体から提供された疑義情報について、行政側でどう処理しどう対応されているのかを消費者に対しても開示してください。	健康食品を含めた食品の表示・広告については消費者基本計画工程表の2(3)②の文章において、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処することを記載しています。 具体的には、KPIとしているインターネット広告等の監視について拡充を図り、これも活用しつつ、消費者庁として監視指導の強化に努めてまいります。 機能性表示食品を含む食品に関する疑義情報を受け付けた場合は、必要な調査を行い、行政措置を採った場合にはその旨を公表しています。また、指導件数については、定期的に取りまとめ、消費者庁のウェブサイトを通じて公表を行っているところです。
105	2	(3)	②	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	消費者の健康への関心は高く機能性表示食品の需要が伸びています。消費者の商品選択に資する表示・広告の適正化に向け、さらに監視を強化してください。また、機能性表示食品制度は届出制となっており、民間団体や消費者団体がチェック活動を行っていますが、こうした団体から提供された疑義情報について、行政側でどう処理しどう対応されているのかを開示してください。	健康食品を含めた食品の表示・広告については消費者基本計画工程表の2(3)②の文章において、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処することを記載しています。 具体的には、KPIとしているインターネット広告等の監視について拡充を図り、これも活用しつつ、消費者庁として監視指導の強化に努めてまいります。 機能性表示食品を含む食品に関する疑義情報を受け付けた場合は、必要な調査を行い、行政措置を採った場合にはその旨を公表しています。また、指導件数については、定期的に取りまとめ、消費者庁のウェブサイトを通じて公表を行っているところです。
106	2	(3)	②	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」報告書の提言、及び消費者委員会の建議を踏まえ、 i)健康増進法への不実証広告規制の導入、ii)健康増進法31条の「著しく」の要件の削除、iii)許可要件を越える効果を類推させる表示・広告の一切禁止、iv)欺瞞的広告への行政措置の強化を直ちに実現すべきである。また、適格消費者団体の差止請求権を健康増進法に導入すべきである。 特定保健用食品、機能性表示食品、その他の「いわゆる健康食品」に関する啓発活動については、これらを購入する者に高齢者も多く、皆が日常的にインターネットを利用しているわけではないことに鑑み、テレビや新聞といった従来の媒体も積極的に活用して政府広報を行うなど、インターネットを利用していない消費者にも伝わるように工夫すべきである(いわゆる健康食品の表示・広告規制の在り方についての意見書(2013年11月22日)、「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」報告書取りまとめ及び消費者委員会の建議に対する会長声明(2016年4月13日))。	消費者委員会の建議についての対応状況については、消費者基本計画工程表の2(3)②の平成27年度～平成28年度の実績に記載していますが、 i)～iii)について御指摘を踏まえ、具体的な内容を追記します。 iv)について欺瞞的広告への行政措置の強化及び適確消費者団体の差止権の請求についての御意見については、今後の施策の実施の参考とさせていただきます。 健康食品に関する啓発活動については、政府広報や消費者団体との意見交換の場等を活用して行っているところであり、今後とも普及啓発に努めてまいります。
107	2	(3)	②	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	消費者委員会は、2016年4月12日に発出した「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」に対する消費者庁対応の実施報告に対して、「依然として対応が不十分と考えられる」との意見を2017年1月17日に発しています。 意見では、「健康食品の表示・広告には、依然として適切でないと思われるものが多い」ことから、「健康増進法も十分に活用し、更に速やかな監視・指導を行うこと」を強く求めています。また、現行の健康増進法で「速やかな監視・指導及び措置が行えないのであれば、建議で求めた健康増進法改正に関する検討を速やかに行うべきである」として法改正も視野に入れた取組の強化を求めています。 この意見の趣旨を消費者基本計画に反映すべきです。	健康食品を含めた食品の表示・広告については消費者基本計画工程表の2(3)②の文章において関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処することを記載しています。 具体的には、KPIとしているインターネット広告等の監視について拡充を図り、これも活用しつつ、消費者庁として監視指導の強化に努めてまいります。 また、消費者委員会の建議についての対応状況については、消費者基本計画工程表の2(3)②の平成27年度～平成28年度の実績に記載していますが、御指摘を踏まえ、具体的な内容を追記します。
108	2	(3)	②	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	消費者委員会の「特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」への対応について、取組を具体的に記載してください。 特定保健用食品の許可取り消しの再発防止策の一つとして、買い上げ調査を前倒して実施することを評価します。せつかくの調査ですので結果については、消費者に情報開示してください。また機能性表示食品制度は届出制で、消費者団体等がチェック活動を行っていますが、提供された疑義情報を行政側がどう処理しどう対応しているのかを示してください。	消費者委員会の建議についての対応状況については、消費者基本計画工程表の2(3)②の平成27年度～平成28年度の実績に記載していますが、御指摘を踏まえ、具体的な内容を追記します。 平成28年度特定保健用食品の買上調査の結果につきましては、消費者庁で精査した上で平成29年5月17日に公表いたしました。御指摘を踏まえ、件数等について追記することとしました。今後も年度毎の買上調査の結果について、分析結果を消費者庁で精査した上で公表してまいります。 2(3)①において、「平成29年度に施行後2年間の施行状況について検証し、その状況を踏まえた上で必要な見直し等について検討する。」とすることとし、御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 特定保健用食品を含む食品に関する疑義情報を受け付けた場合は、必要な調査を行い、行政措置を採った場合にはその旨を公表しています。指導件数については、定期的にとりまとめ、消費者庁のウェブサイトを通じて公表を行っているところです。
109	2	(3)	②	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	機能性を表示・広告する食品が溢れ、制度の複雑さ、監視の不十分さもあり消費者が適切に選択出来ている状況とは言えない。どう改善していくか、今後の取組の具体的な記載が求められる。それぞれの制度の課題を明確にし、抜本的な改正に向かうべきである。	健康食品を含めた食品の表示・広告については消費者基本計画工程表において、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処することを記載しているところです。 具体的には、KPIとしているインターネット広告等の監視について拡充を図り、これも活用しつつ、消費者庁として監視指導の強化に努めてまいります。 制度の抜本的な改正の御意見については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答	
110	2	(3)	②	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	消費者及び事業者への食品表示に関する理解は不十分である。消費者は、健康食品の表示・広告の真偽の判断ができないことにより、虚偽の広告による不必要な商品の購入や、電話勧誘、SF商法、マルチ商法等の被害に繋がることが多い。周知方法について、手段を含め具体的なスケジュールを記載する必要がある。	消費者基本計画工程表の2(3)②の文章において、健康食品に関する留意事項の周知を徹底することを記載しています。具体的には、引き続き「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項」の消費者及び事業者への周知に努めてまいります。
111	2	(3)	③	関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	健康食品について「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」報告書が提言し、消費者委員会が建議したように、消費者ホットライン(188)などを活用し、表示に関する消費者からの通報や指摘が届きやすくなるように環境を整備し、健康食品などの食品の欺瞞的な広告への行政措置を強化すべきである(「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」報告書取りまとめ及び消費者委員会の建議に対する会長声明(2016年4月13日))。	健康食品も含めた食品の表示・広告については消費者基本計画工程表の2(3)②の文章において、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処することを記載しています。具体的には、KPIとしているインターネット広告等の監視について拡充を図り、これも活用しつつ、消費者庁として監視指導の強化に努めてまいります。
112	3	—	—	適正な取引の実現	平成29年1月に、消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書が出されている。若年成人への対応は緊急の課題である。同1月に消費者委員会から「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画工程表の改定に向けての意見」が出されている。そこで指摘されている成年年齢引下げに対応する各取組について、工程表に具体的に明記すること、また、一体的に把握できるよう工程表の記載の仕方を工夫することを求める。	成年年齢引下げに関連する取組について、工程表の関連部分を集約し、一覧できるよう追記しました。御指摘の消費者委員会からの意見のうち、民法の成年年齢を引き下げる民法改正法案の国会提出等に合わせて実施すべき事項であるためスケジュールの目途が立たないもの、消費者庁が実施主体ではないため実施手段がないもの等については記載していません。
113	3	(1)	—	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	民法の成年年齢引下げの動きに関連する事項について【新規】【⑥の後に追加すべき】 民法の成年年齢の引下げには慎重であるべきです。仮に引き下げの場合であっても、少なくとも、消費者契約法に事業者が消費者の判断力、知識、経験等の不足につけ込んで締結させた契約について、消費者が契約を取り消すことができる規定を定めるべきです。 なお、消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(平成29年1月)は、消費者契約法について、事業者が消費者の年齢等に応じて適切な形で情報を提供するとともに商品及び役務の提供について必要かつ合理的な配慮するよう努めるものとするを提言しています。法改正の審議においてはこの提言が十分に考慮されるべきです。	御指摘の点については、今後の改正に係る検討の参考にさせていただきます。
114	3	(1)	—	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	任期付き公務員制度を援用して、国の地方局にその地域の弁護士を採用して執行強化を図るべきである。その際に、フルタイムの任期付き公務員採用ではなく、パート採用によって柔軟に採用ができるように制度を工夫すべきである。	御指摘の点については、消費者庁は地方組織を有していないため、引き続き、地方出先機関を有する行政機関や、都道府県・保健所と連携し、効果的・効率的な執行体制の確保に努めてまいります。
115	3	(1)	—	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	平成29年3月30日衆議院消費者問題特別委員会でも追求されたように、ジャパンライフ社への消費者庁天下りが大きな問題になっています。高齢者中心に多大な消費者被害を出し「国賠訴訟されても仕方ない不作為」とまで糾弾され、消費者庁だけでなく消費者行政全体の信用失墜となったのではないかと懸念しています。 消費者、特に高齢者の安全が守られているといいがたい現状は、特定商取引法だけでなく景品表示法など消費者を守る法の厳正な執行がなされていないことの反映です。さらに、近年行政処分に対し争う事業者が増えているように思われ、行政が萎縮しないか心配されます。 消費者を取り巻く世界が、国際化、情報化、複雑化する中、新たな消費者問題、消費者被害が起こっています。また、先にあげた天下り問題などで失われた消費者行政の信頼を取り戻すためにも、法執行を確実に強化するためことが急務であるはずで、 そのために、①法執行担当の任期付公務員として消費者法の専門家である法律家を任期付公務員として配置すべきだと考えます。 ②現在消費者庁において弁護士等が任期付公務員として勤務されていますが、法執行に係る地方経済産業局、各都道府県にも、配置が必要であると考えます。 ③特に今後更に、特定商取引法だけでなく食品表示法などの厳正な執行が求められる都道府県には、消費者法の専門家が非常に不足していると思われるので、国による地方消費者行政支援がなされるべきだと考えます。	①について 消費者庁は、法執行担当として従来から必要に応じて弁護士を任期付職員として採用しております。 ②について 御指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。 ③について 平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方については、現在検討しており、御指摘の点については、今後の検討に際し、参考にさせていただきます。
116	3	(1)	—	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	民法の成年年齢引下げの動きに関連する事項【新規】【⑥の後に追加すべき】 ア 民法の成年年齢の引下げには、慎重であるべきである。仮に引き下げの場合であっても、少なくとも、以下(ア)～(エ)の法改正が引下げと同時に進められるべきである(民法の成年年齢の引下げに関する意見書(2016年2月18日)、民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書(2017年2月16日))。	御指摘の点については、民法の成年年齢を引き下げる内容の民法改正法案の立案作業において、参考にさせていただきます。
117	3	(1)	—	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	民法の成年年齢引下げの動きに関連する事項【新規】【⑥の後に追加すべき】 ア. (ア) 消費者契約法に、事業者が消費者の判断力、知識、経験等の不足につけ込んで締結させた契約について、消費者が契約を取り消すことができる規定を定めること。	御指摘の点については、今後の改正に係る検討の参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
118	3	(1)	-	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	民法の成年年齢下げの動きに関連する事項【新規】【⑥の後に追加すべき】 ア.(イ) i) 18歳、19歳の若年者の特定商取引(通信販売及び連鎖販売取引を除く。)について、勧誘の際の適合性の確認を事業者に義務付け、適切な要件の下で、若年者に取消権を付与すること。ii) 18歳、19歳の若年者の一定額を超える通信販売について、事業者適合性の確認を義務付け、適切な要件の下で、若年者に取消権を付与すること。iii) 18歳、19歳の若年者の連鎖販売取引について、若年者に対する勧誘を全面的に禁止し、若年者に取消権を付与すること。	消費者委員会成年年齢下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(平成29年1月)において、成年年齢が下げられるまでに、連鎖販売取引における若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象とすることなどが提言されています。同提言及び、成年年齢の引下げに関する民法改正法案の状況を踏まえて、適切に対応したいと考えています。
119	3	(1)	-	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	民法の成年年齢下げの動きに関連する事項【新規】【⑥の後に追加すべき】 ア.(ウ) 割賦販売法を改正し、18歳、19歳の若年者がクレジット契約をする際の資力要件とその確認方法につき厳格化を図ること。	御指摘の点については、今後の政策の検討の参考にさせていただきます。 なお、割賦販売法においては、クレジット契約をする際には、クレジット会社に支払可能見込額調査を義務付けており、支払可能見込額を超える極度額のクレジットカードの交付等を禁止しています。また、割賦販売法に基づく認定割賦販売協会である(一社)日本クレジット協会が定めている自主規制規則において、未成年者からクレジット契約の申込を受ける場合には、クレジット会社は当該未成年者の親権者に同意を得ることを定めています。
120	3	(1)	-	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	民法の成年年齢下げの動きに関連する事項【新規】【⑥の後に追加すべき】 ア.(ク) 18歳、19歳の若年者が貸金業者から借入れ(キャッシング)等を行う際の資力要件とその確認方法につき厳格化を図ること。	貸金業法上、貸金業者には、年齢の別にかかわらず、顧客の返済能力を調査する義務が課されており、その際、源泉徴収票等の顧客の資力を明らかにする書面を確認することになっております。 御意見については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
121	3	(1)	-	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	民法の成年年齢下げの動きに関連する事項【新規】【⑥の後に追加すべき】 イ 消費者教育推進法の趣旨に則って、成年年齢到達前の小学校・中学校・高等学校における消費者教育の内容及び体制の充実、成年年齢到達後の大学・専門学校における消費者教育の内容及び体制の充実など、質的にも量的にも抜本的な見直しを行うべきである。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
122	3	(1)	-	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	民法の成年年齢下げの動きに関連する事項【新規】【⑥の後に追加すべき】 ウ 仮に引下げが行われる場合も、施行日までは、上記のアの周知及びイの施策の効果の浸透が確保されるよう十分な期間が置かれるべきである。	御指摘の点については、民法の成年年齢を引き下げる内容の民法改正法案の立案作業において、参考にさせていただきます。
123	3	(1)	-	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	民法の成年年齢下げの動きに関連する事項【新規】【⑥の後に追加すべき】 エ なお、若年者の消費者被害の実態に鑑みれば、上記ア(イ)～(エ)で指摘した施策の対象となる「若年者」を「満18歳から満22歳までの者」とすることを検討すべきである。	消費者委員会成年年齢下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(平成29年1月)において、「若年成人」を18歳から22歳として対応策を検討することは、国民的コンセンサスが得られていない旨が指摘されています。したがって、成年年齢引下げに関する民法改正の趣旨に照らし、18歳、19歳を対象とすることが適当であると考えます。
124	3	(1)	-	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	近年、行政処分の件数が減ってきているように思える。他方で、行政処分を争う事業者が増えているようにも思える。 事業者が争うことで行政処分の発動が萎縮しないか心配である。 法執行を確実に強化するための方策として、 1 弁護士を法執行担当の任期付公務員として採用すべきである。 適正かつ強力な法執行の実現のためには、弁護士が、執行業務を担当することが必要だと考えます。そのために法執行担当の任期付公務員として弁護士採用すべきです。 2 東京の本庁ばかりではなく、地方の経済産業局、公正取引委員会の地方事務所にも法執行担当の任期付公務員として弁護士を採用すべきである。 地方の弁護士が東京へ住所を変更することは困難なので、本庁の任期付公務員候補の弁護士を探すのは困難であるが、経済産業局・公正取引委員会の地方事務所への配属であれば、地方の弁護士が住所を移転せずとも就任することが可能であり、候補者確保の可能性が一気に広がる。したがって、地方事務所での任期付公務員の採用は、非常に重要である。 3 地方においては、パートタイム型公務員としても弁護士を採用すべきである。 裁判所では「非常勤裁判官」として弁護士を採用し、週1、2回を裁判官としての仕事に従事している。それと同様に、週1、2回、地方の経済産業局、公正取引委員会の地方事務所での業務に従事する法執行担当のパートタイム公務員として弁護士を採用すべきである。専門職のパートタイム型公務員としての採用は、「消費税軽減策調査専門職員(非常勤一般職国家公務員)」が先例としてあるようです。	消費者庁は、法執行担当として従来から必要に応じて弁護士を任期付職員として採用しております。 公正取引委員会は、複雑化する独占禁止法違反事件への厳正な対処を図るため、従来から必要に応じて弁護士を任期付職員として採用しており、また、地方事務所担当事案についても任期付職員である弁護士の助言等を必要に応じて仰ぐなど、任期付職員である弁護士については柔軟かつ効果的に活用しているところですが、いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。
125	3	(1)	①	特定商取引法の執行強化	KPIが「処分件数」となっていますが、仮に一定の処分件数を目標にするのであれば、なぜその件数が目標となるのかを明示してください。悪質商法が高止まりし、そのうちの相当割合が非店舗取引であるという現状に鑑みると、単にこれまでの処分件数を参考にするだけでなく、特定商取引法関係の被害が飛躍的に減少しうるだけの数値を設定して頂きたいと思えます。 また、とりわけ平成28年度の処分件数が激減した原因を分析し、適切な対応を盛りこむべきです。	平成28年度は、国として特定商取引法に基づく処分を28件行うとともに、消費者庁として初めて預託法に基づく処分を4件行っており、例年と比べて、処分件数が激減しているという御指摘は当たらないと考えております。なお、消費者被害の拡大を効果的に防止するためには、単に処分件数や処分事業者の数を目標とするのではなく、全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害の恐れがある重大事案に重点的に取組、法と証拠に基づいて厳正に処分していくことが必要と認識しております。御指摘を踏まえ、今後、より適切なKPIの在り方についても検討してまいります。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
126	3	(1)	①	特定商取引法の執行強化	若年成人に多い消費者被害に対し、特定商取引法に違反した事業者に対する処分等の執行の強化を求めている。高齢者だけでなく、若年成人に多い消費者被害についても執行強化のスケジュールを工程表に明記する必要がある。	消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(平成29年1月)において、若年成人に被害が多い商品等に関する執行の強化などが提言されています。同提言を踏まえ、成年年齢の引下げに関する民法改正法案の状況を踏まえて、適切に対応したいと考えています。 なお、現行の工程表でも「高齢者など」と記載しているところであり、高齢者や若年者といった社会的弱者を狙った悪質商法に対しては、引き続き厳正な法執行を行ってまいります。
127	3	(1)	②	特定商取引法の見直し	平成29年4月28日に「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」が公表されましたが、特定商取引法専門調査会の報告書において措置すべきとされた事項について不十分な内容です。特に施行規則の、訪問販売における禁止行為(行政庁の指示対象)として、「事業者が消費者の意に反して貸金業者や銀行その他これらに類する場所に連行すること」とされています。しかし、若者等については、連行されないまでも金銭借入れ・預貯金の引き出しを強引に勧める行為による被害が多いため、連行されるに限定されると、事業者が金銭借入れ等に対して積極的な関与が認められる場合が指示対象から除外されてしまいます。 また、アポイントメント・セールスの来訪要請手段の拡大についても、報告書で措置すべきとされた内容には不十分だと思います。 一方、今回の改正で相談現場から被害救済のために特に必要だと思われた「指定権利」の撤廃について「指定権利」は見直されたもの「特定権利」として規定される範囲が限定されました。今後、「特定権利」に該当しない権利のトラブルについて、PIO-NETの事例を継続的に分析して、指定商品・役務の撤廃と同様の「特定権利」の撤廃の検討が望まれます。	「事業者が金銭借入れ等に対して積極的な関与が認められる場合」が何を指すのが明確ではありませんが、「金銭借入れ・預貯金の引き出しを強引に勧める行為」について、御指摘の「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」第7条第6号ハで「金銭の借入に係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方これを勧誘すること」を指示対象行為としています。 アポイントメント・セールスの来訪要請手段については、内閣府消費者委員会の答申を踏まえ、いわゆるSNS等のメッセージによる方法を新たに規定したものです。 『「特定権利」に該当しない権利のトラブル』については、一定のものは「役務の提供」と位置付けることが可能であることから、特定商取引法の規制対象となります。
128	3	(1)	②	特定商取引法の見直し	特定商取引法の見直しの項目に次期法改正に向けた検討内容として「事前拒否者への勧誘禁止」を明記するとともに、そのスケジュールを明記することが必要である。 平成28年成立した改正特定商取引法においては、訪問販売・電話勧誘販売における事前拒否者への勧誘禁止(いわゆる不招請勧誘規制)については見送られている。高齢者の消費者被害の防止を行うには不可欠の規制であり、明確な検討課題とし、早期の実現に向けてスケジュールを策定すべきと考えられる。	訪問販売や電話勧誘販売に係る勧誘規制に関する法規制や解釈見直しの必要性については、消費者委員会において委員間で共通認識が形成されるには至らず、報告書にも盛り込まれなかったと承知しています。 しかし、一方で、同委員会においては、現時点において対策を行うべき点として、法執行の強化、再勧誘の禁止等の法令遵守の徹底や勧誘受託意思の確認の励行等の自主規制の強化、その他各種の取組を推進していく点については、意見が一致したものと承知しており、まずはこれらの取組を進めていくことが重要と認識しております。 改正法の施行状況や消費者トラブルの状況等を見ながら、消費者委員会からの答申を十分踏まえつつ、今後見直しを行う必要が生じた場合においては、適切な対応を行ってまいります。
129	3	(1)	②	特定商取引法の見直し	ア 改正特定商取引法(平成28年6月公布)について、特定商取引法専門調査会の報告書(平成28年12月)において措置すべきとされた以下の事項について、政省令において確実に措置すべきである(特定商取引に関する法律等の改正を求める意見書(平成27年5月8日)、特定商取引に関する法律の適用対象の拡大を求める意見書(平成24年5月1日))。 (ア) i)事業者が消費者に支払いのために金融機関側に対して虚偽の申告をするように唆す行為について、行政庁による指示の対象とすること。ii)事業者が消費者を支払うために金融機関等に連れて行く行為について、不適切といえない行為を除外した上で、指示の対象と規定すること。iii)金銭借入れ・預貯金引出しを勧める行為につき、事業者からの消費者に対する積極的な関与が認められる場合を指示の対象とすること。 (イ) i) キャッチ・セールス及びアポイントメント・セールスによって営業所その他特定の場所に来訪させた消費者に対して勧誘目的を告げずに再度来訪を要請し、来訪した消費者に勧誘等を行う場合についてアポイントメント・セールスの規制が及ぶようにすること。ii) SNS・電子広告といった来訪要請手段についても規制が及ぶようにすること。 (ウ) 美容医療契約を特定継続的役務と位置付けること。	内閣府消費者委員会の答申を踏まえて政省令の改正案を策定し、平成29年4月28日から同年5月28日までパブリックコメントを実施しました。
130	3	(1)	②	特定商取引法の見直し	イ 今回の改正において見送られた以下の事項について、今後消費者トラブルの推移を注視の上、改めてその導入を検討する機会を設けるべきである(特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求める意見書(平成27年7月17日)、インターネットを用いた商取引における広告の適正化を求める意見書(平成24年2月17日))。 (ア) 訪問販売及び電話勧誘販売に事前拒否者への勧誘禁止制度を導入すること。 (イ) 通信販売における虚偽・誇大広告に関し、取消権を付与すること。 (ウ) インターネットモール事業者に対し、加盟店販売業者の実在性確認義務及び苦情の対応義務を課すこと。 (エ) 複数の都道府県にまたがる被害事案に対する法執行について、国と都道府県の役割分担を定めた政令を改正し、全国的被害事案や都道府県による行政処分のみでは不十分なケースは国が行政処分を行うべきことを明確にすること。	改正法の施行状況や消費者トラブルの状況等を見ながら、消費者委員会からの答申を十分に踏まえつつ、今後見直しを行う必要が生じた場合においては、適切な対応を行ってまいります。なお、(エ)については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)において、「複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、悪質事業者による潜脱行為の効果的な防止等を図るため、国と都道府県の執行における連携を一層強化する」とこととされております。
131	3	(1)	②	特定商取引法の見直し	ウ 民法の成年年齢の引下げが仮に行われる場合、特定商取引法について前記①ア(イ)(i)キャッチ・セールス及びアポイントメント・セールスによって営業所その他特定の場所に来訪させた消費者に対して勧誘目的を告げずに再度来訪を要請し、来訪した消費者に勧誘等を行う場合についてアポイントメント・セールスの規制が及ぶようにすること。ii) SNS・電子広告といった来訪要請手段についても規制が及ぶようにすること。)の改正が成年年齢引下げと同時に行われるべきである。	消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(平成29年1月)において、成年年齢が引下げられるまでに、連鎖販売取引における若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象とすることなどが提言されています。同提言及び、成年年齢の引下げに関する民法改正法案の状況を踏まえて、適切に対応したいと考えています。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
132	3	(1)	②	特定商取引法の見直し	特定商取引法の見直しについては、被害実態のさらなる調査を行い、不招請勧誘規制(Do Not Call, Do Not Knock 制度)の導入につき、法改正の必要性を検討することを、工程表に書き込んでください。	訪問販売や電話勧誘販売に係る勧誘規制に関する法規制や解釈見直しの必要性については、消費者委員会特定商取引法専門調査会において委員間で共通認識が形成されるには至らず、報告書にも盛り込まれなかったと承知しています。しかし、一方で、同委員会においては、現時点において対策を行うべき点として、法執行の強化、再勧誘の禁止等の法令遵守の徹底や勧誘受諾意思の確認の励行等の自主規制の強化、その他各種の取組を推進していく点については、意見が一致したものと承知しており、まずはこれらの取組を進めていくことが重要と認識しております。改正法の施行状況や消費者トラブルの状況等を見ながら、消費者委員会からの答申を十分踏まえつつ、今後見直しを行う必要が生じた場合においては、適切な対応を行ってまいります。
133	3	(1)	②	特定商取引法の見直し	平成28年の特定商取引法専門調査会の報告書で指摘された点、及び成年年齢引下げワーキング・グループで指摘している点を踏まえて、政省令に記載すべきである。連鎖販売取引において、若年成人の判断力不足に乗じて契約させる行為を行政処分の対象とすること、老人だけでなく若年成人についても訪問販売において判断力の不足に乗じて契約させる行為を行政処分の対象とすることを明確にすること、SNS、ネット広告等による呼び出しをすること、販売業者が支払いのために金融機関に収入等の虚偽の記載を唆した場合に積極的に処分をすること、SNSや電子広告などによる呼び出し方を規制対象とすることを明確化するべきである。	消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(平成29年1月)において、成年年齢が下げられるまでに、連鎖販売取引における若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象とすることなどが提言されています。同提言を踏まえ、成年年齢の引下げに関する民法改正法案の状況を踏まえて、適切に対応したいと考えています。また、内閣府消費者委員会の答申を踏まえて、政省令の改正案を策定し、平成29年4月28日から同年5月28日までパブリックコメントを実施しました。
134	3	(1)	④	消費者契約法の見直し	平成28年の消費者契約法改正で積み残された論点について内閣府消費者委員会でのとりまとめがなされる見通しであること、成年年齢の引下げが検討されていることなどを踏まえ、現在改正検討中の消費者契約法について、改正時期を明記してください。	御指摘の点については、今後の内閣府消費者委員会からの答申の内容等を踏まえ、適時適切に措置を実施してまいります。
135	3	(1)	④	消費者契約法の見直し	今回の改正で、判断能力の低下等につけ込んで大量に商品を購入させる過量販売の取り消し権が導入されましたが、過量でなくても、客観的に不必要だと思われる商品等を契約させる被害も多く発生しています。今後の検討課題として引き続きトラブル事例の分析が望まれます。また、「消費者契約法専門調査会報告書」において、今後の検討課題として引き続き検討を行うべきとされた論点の中で、若者や高齢者が被害に遭うことが多い、事業者が消費者の判断力、知識、経験等の不足につけ込んで契約を締結させる、いわゆるつけ込み型の不当な勧誘について、全ての契約を取り消すことができる規定の導入は不可欠だと思います。今後、改正消費者契約法の実効性を確保するために、施行に向けた周知・啓発活動を実施するとされました。今後、消費者、事業者、消費生活相談員に対して十分な周知・啓発を実施するべき、具体的な施策やスケジュールを消費者基本計画工程表にも明記することが望まれます。	(前段に対する回答) 御指摘の点については、今後の改正に係る検討の参考にさせていただきます。 (後段に対する回答) 御指摘の点については、消費者、事業者、消費生活相談員等の御意見を踏まえ、講演会への講師派遣やリーフレットの制作等を適宜実施してまいります。
136	3	(1)	④	消費者契約法の見直し	平成28年成立、公布された改正消費者契約法(平成28年6月公布)の実効性を確保するため、施行後においても消費者、事業者、消費生活相談員等に対する十分な周知が図られるべきであり、消費者基本計画工程表にも具体的な施策とスケジュールが明記されるべきです。また、平成28年改正されなかった論点についても、適切な改正が行われるべきです。現在、消費者委員会消費者契約法専門調査会において、同専門調査会報告書や今回の改正法(平成28年6月公布)の附帯決議において引き続き検討すべきとされた論点につき、検討が行われています。昨今のネット取引における消費者被害や高齢者の消費者被害が後を絶たない現状に鑑みると、対応を先延ばしすることは到底認められず、速やかに更なる法改正を実現すべきです。そこで、確実な法改正の実現のため、同専門調査会での審議とこれを受けた改正法案提出までの具体的なスケジュールと工程を工程表に明記すべきです。	(前段に対する回答) 御指摘の点については、消費者、事業者、消費生活相談員等の御意見を踏まえ、講演会への講師派遣やリーフレットの制作等を適宜実施してまいります。 (後段に対する回答) 御指摘の点については、今後の内閣府消費者委員会からの答申の内容等を踏まえ、適時適切に措置を実施してまいります。
137	3	(1)	④	消費者契約法の見直し	平成28年の消費者契約法改正で積み残された論点について内閣府消費者委員会でのとりまとめがなされる見通しであること、成年年齢の引下げが検討されていることなどを踏まえ、現在改正検討中の消費者契約法について、改正時期を明記してください。	御指摘の点については、今後の内閣府消費者委員会からの答申の内容等を踏まえ、適時適切に措置を実施してまいります。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
138	3	(1)	④	消費者契約法の見直し	<p>ア 消費者取引市場における事業者・消費者間の情報力格差の自律的な是正と消費者取引の適正化の促進を図るために、消費者契約に関する民事ルールである消費者契約法を拡充すべきであり、具体的には、「消費者契約法日弁連改正試案(2014年版)」(2014年7月17日)で提言した内容への法改正が行われるべきである。</p> <p>イ 改正消費者契約法(平成28年6月公布)、の実効性を確保するため、施行後においても消費者、事業者、消費生活相談員等に対する十分な周知が図られるべきであり、消費者基本計画工程表にも具体的な施策とスケジュールが明記されるべきである(「消費者基本計画工程表」改正素案についての意見書(2016年5月20日))。</p> <p>ウ 現在、消費者委員会消費者契約法専門調査会において、同専門調査会や今回の改正法の附帯決議において引き続き検討すべきとされた論点につき、検討が行われているが、ネット取引における消費者被害や高齢者の消費者被害が後を絶たない現状に鑑みると、対応を先延ばしすることは到底認められず、速やかに更なる法改正を実現すべきである(「消費者契約法の一部を改正する法律」及び「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」の成立に関する会長声明(2016年5月25日))。</p> <p>エ 若年者が一般に社会経験や知識に乏しく、社会的な抵抗力が弱いことにつけ込まれて、被害に遭うことが多いことに鑑みても、事業者が消費者の判断力、知識、経験等の不足につけ込んで締結させるいわゆるつけ込み型の不当勧誘につき、若年者を含む消費者が広く契約を取り消すことができる規定を設けるべきである(民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書(2017年2月16日))、「消費者契約法日弁連改正試案(2014年版)」(2014年7月17日))。</p> <p>なお、消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(2017年1月)は、消費者契約法において、事業者が消費者の年齢等に応じて適切な形で情報を提供するとともに商品及び役務の提供について必要かつ合理的な配慮するよう努めるものとすることを提言している。当連合会は、従前より事業者の情報提供義務・説明義務(「消費者契約法日弁連改正試案(2014年版)」(2014年7月17日)第3条)を規定することを提案しているところであり、法改正の審議において十分に考慮されるべきである。</p>	<p>アについて 御指摘の点については、今後の改正に係る検討の参考にさせていただきます。</p> <p>イについて 御指摘の点については、消費者、事業者、消費生活相談員等の御意見を踏まえ、講演会への講師派遣やリーフレットの制作等を適宜実施してまいります。</p> <p>ウについて 御指摘の点については、今後の内閣府消費者委員会からの答申の内容等を踏まえ、適時適切に措置を実施してまいります。</p> <p>エ及びなお以下について 御指摘の点については、今後の改正に係る検討の参考にさせていただきます。</p>
139	3	(1)	④	消費者契約法の見直し	<p>消費者契約法の見直しについては、2016年の消費者契約法改正で積み残された論点について内閣府消費者委員会を取りまとめがなされる見通しであること、成年年齢の引下げが検討されていることなどを踏まえ、現在改正を検討している消費者契約法についてはその改正時期を明記してください。</p>	<p>御指摘の点については、今後の内閣府消費者委員会からの答申の内容等を踏まえ、適時適切に措置を実施してまいります。</p>
140	3	(1)	④	消費者契約法の見直し	<p>消費者契約法改正において残された論点、及び、若年成人に対する配慮義務、つけ込み型勧誘等の不当勧誘に対する取消権の検討作業についてスケジュールに明記する必要がある。</p>	<p>御指摘の点については、今後の内閣府消費者委員会からの答申の内容等を踏まえ、適時適切に措置を実施してまいります。</p>
141	3	(1)	④	消費者契約法の見直し	<p>平成28年の消費者契約法改正で積み残された論点について内閣府消費者委員会でのとりまとめがなされる見通しであること、成年年齢の引下げが検討されていることなどを踏まえ、現在改正検討中の消費者契約法について、改正時期を明記してください。</p>	<p>御指摘の点については、今後の内閣府消費者委員会からの答申の内容等を踏まえ、適時適切に措置を実施してまいります。</p>
142	3	(1)	⑥	高齢者、障害者等の権利擁護の推進	<p>我が国の高齢社会の進展に伴う高齢者消費者被害・トラブルの深刻さに鑑みると、成年後見制度利用支援事業や地域医療介護総合確保基金等の利用促進のみならず、高齢者の消費者被害・トラブルの防止のために、消費者契約法、特定商取引法につき必要な改正を行うべきです。</p> <p>特に、高齢化の進展等による社会経済情勢の変化への対応等の観点から、消費者契約法を改正して、つけ込み型勧誘行為(高齢者その他の者の判断力の不足に乗じて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為)に対する規律等を導入するべきです。</p>	<p>特定商取引法については、高齢化などの近年の社会経済情勢の変化や高齢者をはじめとする消費者被害トラブルの変質を踏まえ、消費者委員会特定商取引法専門調査会での約1年にわたる調査・審議を経て、その答申を踏まえた改正法案がとりまとめられ、国会での審議の結果、平成28年6月に成立・公布されました。この改正法は年内に施行される予定です。</p> <p>改正法の施行状況や消費者トラブルの状況等を見ながら、消費者委員会からの答申を十分踏まえつつ、今後見直しを行う必要が生じた場合には、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>消費者契約法に関する御指摘の点については、今後の改正に係る検討の参考にさせていただきます。</p>
143	3	(1)	⑥	高齢者、障害者等の権利擁護の推進	<p>我が国の高齢社会の進展に伴う高齢者消費者被害・トラブルの深刻さに鑑み、徹底した調査分析を実施するとともに、諸外国における不招請勧誘への対策を広く調査し、高齢者の消費者被害・トラブルの防止のために、特定商取引法につき必要な改正を行い、かつ、高齢化の進展等による社会経済情勢の変化への対応等の観点から、消費者契約法を改正して、つけ込み型勧誘行為に対する規律等を導入するべきである(内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する意見書(2015年9月10日))、消費者契約法日弁連改正試案(2014年版)(2014年7月17日)、特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求める意見書(2015年7月17日)、「消費者契約法の一部を改正する法律」及び「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」の成立に関する会長声明(2016年5月25日))。</p>	<p>訪問販売や電話勧誘販売に係る勧誘規制に関する法規制や解釈見直しの必要性については、消費者委員会特定商取引法専門調査会において委員間で共通認識が形成されるには至らず、報告書にも盛り込まれなかったと承知しています。</p> <p>しかし、一方で、同委員会においては、現時点において対策を行うべき点として、法執行の強化、再勧誘の禁止等の法令遵守の徹底や勧誘受諾意思の確認の励行等の自主規制の強化、その他各種の取組を推進していく点については、意見が一致したものと承知しており、まずはこれらの取組を進めていくことが重要と認識しております。</p> <p>改正法の施行状況や消費者トラブルの状況等を見ながら、消費者委員会からの答申を十分踏まえつつ、今後見直しを行う必要が生じた場合には、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>消費者契約法に関する御指摘の点については、今後の改正に係る検討の参考にさせていただきます。</p>

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
144	3	(2)	-	商品・サービスに応じた取引の適正化	国連児童基金など3団体により発表された「子どもの権利とビジネス原則」の具体的な取組として、2016年11月「子どもに影響のある広告及びマーケティングに関するガイドライン」が策定されました。大人に比べ判断力の劣る子どもへの広告・マーケティングに関して、このガイドラインが社会で実効性を伴うよう、行政でも積極的な対策を検討すべきであり、取組に加えてください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
145	3	(2)	-	商品・サービスに応じた取引の適正化	2016年11月に国連児童基金など3団体により「子どもの権利とビジネス原則」の具体的な取組として、「子どもに影響のある広告及びマーケティングに関するガイドライン」が策定されました。このガイドラインを踏まえて積極的な対策を検討してください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
146	3	(2)	-	商品・サービスに応じた取引の適正化	不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用【新規】【⑤の後に追加すべき】 不動産特定共同事業法の改正に伴い、以下の制度整備・運用を行うべきである（不動産特定共同事業法の見直しに関する意見書（2016年11月15日））。 ア「小規模不動産特定共同事業」につき、i）適切な参入条件を定め、適切な審査を行うべきである。また、ii）勧誘の際の説明事項として事業計画の内容（合理的な賃料水準・空き室率を前提とした賃料収入、経費負担や修繕費用負担、想定売却価格等を前提とした収支計画）等を適切に定め、空き室の発生、賃料の下落、物件の価値の下落等のリスクに関する注意喚起を行うなど、適切な勧誘規制を行うべきである。さらに、iii）不動産の取得及び売却の際のデューデリジェンスや利益相反防止体制等について、金融商品取引業者向け監督指針VI-2-6-3に準じた評価項目を定めるなど、監督指針の充実を図るべきである。 イ 投資家への販売を認める特例事業につき、i）不動産鑑定・公認会計士等の監査・事業計画の適正審査の確保などを求めるとともに、ii）アのii）iii）と同様の制度整備及び運用を行い、iii）投資者保護の充実が確保された一般投資家向けの標準モデル約款を作成すべきである。	御意見を踏まえ、工程表3(2)⑥に「不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用」という項目を追記することとしました。
147	3	(2)	-	商品・サービスに応じた取引の適正化	銀行等の消費者向けカードローン等の過剰貸付への対応【新規】【⑩の後に追加すべき】 近時、銀行・信用金庫・信用組合（以下「銀行等」という。）の消費者向けカードローンによる過剰融資を原因とする多重債務が問題となっているところ、銀行等の消費者向けカードローンについても貸金業法の趣旨を踏まえた過剰融資規制を導入すべきである（銀行等による過剰貸付の防止を求める意見書（2016年9月16日））。	銀行カードローンについては、既に全国銀行協会が平成29年3月16日に申し合わせを行い、各行において自主的に改善に向けた取組を進めているところであり、金融庁としても、銀行カードローンの業務運営において、多重債務の発生抑制が適切に図られるよう促すとともに、その取組をしっかりとモニタリングして参ります。
148	3	(2)	①	電気通信サービスに係る消費者保護の推進	最近の格安スマホへの移行が進んできている。ただ、各社格安スマホの総合受け付け窓口の形態持つショップも出てきている。扱う会社が複数だが、対応する店員にはきめ細やかな説明義務があることの認識が必要と思われる。万が一説明の部分でトラブルになった場合、自社の契約でないからと責任逃れされてしまつては、消費者の救済にはつながらない。代理店の管理責任について改めて強化・指導を求めてもらいたい。	御指摘の点については、平成28年5月21日に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律により、事業者が代理店に対し、その適切かつ確実な業務遂行を確保するための指導等の措置を行う義務が導入されております。総務省としても「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」（平成28年5月20日策定・公表）に基づき、当該義務を含めた制度の実施状況のモニタリングや不適切事案が寄せられた場合の随時調査等の監督事務を実施しているところです。御意見は今後の施策の実施の参考にさせていただきます、引き続き電気通信事業法に基づく消費者保護ルールの遵守徹底を図ってまいります。
149	3	(2)	①	電気通信サービスに係る消費者保護の推進	国民生活センターより平成29年4月13日に、MVNO（Mobile Virtual Network Operator、仮想移動体通信事業者）が提供する音声通話付きの携帯電話サービス（いわゆる“格安スマホ”）に関する相談件数が増加傾向にあると報告されている。生活に密接な携帯電話サービスを担いつつあるMVNOに関する消費者保護の推進も、本工程表に加えるべき時期を迎えていると考える。	御指摘のMVNOが提供するサービスについても、他の電気通信サービスと同様に、契約前の提供条件説明義務や契約後の書面交付義務等、電気通信事業法に基づく消費者保護ルールが適用されます。御意見は今後の施策の実施の参考にさせていただきます、引き続きMVNOにおいても消費者保護ルールの遵守がなされるよう、モニタリング等を実施してまいります。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
150	3	(2)	③ 詐欺的な事案に対する対応	<p>無登録業者による詐欺的な事案や詐欺的な商法に対する対策として、以下の法整備を行うべきである(未公開株の被害の防止及び救済に関する意見書(2010年6月17日)、特定商取引に関する法律における指定権利制の廃止を求める意見書(2013年12月19日))。</p> <p>ア 民事法規定の整備 (ア) 金融商品取引法若しくは金融商品販売法に、無登録業者が金融商品を販売する契約を無効とし、又は、これを取り消すことができる旨の規定を置くべきである(一部実現済み)。 (イ) 特定商取引法改正(2016年6月公布)で、指定権利を特定権利とし、役務の解釈を見直すことにより、規制の隙間がなくなるとされたが、組合契約・匿名組合契約・投資事業有限責任組合契約・有限責任事業組合契約などの形態で収益の配分・財産の分配を受ける権利などの扱いが明確でない面があり、これらが規制対象となることを、明確化すべきである。</p> <p>イ 罰則の強化 無登録業者の営業行為に、金融商品取引法の広告規制・書面交付義務・適合性の原則・説明義務の違反に相当する行為がある場合及び不招請勧誘に該当する行為がある場合は、刑を加重する定めを置くべきである。</p> <p>ウ 迅速な行政対応を可能にするための法整備 (ア) 金融庁、証券取引等監視委員会及び消費者庁に、無登録業者に対する報告徴求及び立入検査の権限を認めるべきである。また、報告拒否や検査拒否等については、罰則を設けるべきである。 (イ) 金融庁、証券取引等監視委員会及び消費者庁に、無登録業者に対する行政処分(業務停止)の権限を認めるべきである。また、裁判所を通じた財産保全命令制度を設けるべきである。 (ウ) 金融機関の更生手続の特例等に関する法律を改正し、破産手続開始の原因となる事実がある場合に当局から破産手続開始の申立てを行える範囲を、金融商品取引業者全般だけでなく、無登録業者にも拡大すべきである。</p>	<p>金融商品取引法において、無登録業者に対する罰則の引上げ等の取組を進めてきたところです。なお、御指摘の民事法規の規定の整備については、金融商品取引法上、無登録業者による未公開株の取引の売買契約は原則として無効とされておりますが、無登録業者による金融取引について一律に無効とすること等は、取引自体に問題のない場合も無効となるなど、民事ルールとしては過剰なものとなり得ると考えられます。</p> <p>また、金融機関の更生手続の特例等に関する法律において、監督当局が破産手続開始の申立てをすることができることとされているのは、検査・監督権限等を背景に、金融商品取引業者の経営実態を適時適切に把握することができるためであると考えられます。したがって、監督当局の検査・監督権限等が及ばない無登録業者について、破産手続開始の申立てを直ちに認めることは適当でないと考えられます。</p> <p>特定商取引法において「役務の提供」は「労務又は便益の提供」と解されています。「組合契約・匿名組合契約・投資事業有限責任組合契約・有限責任事業組合契約などの形態で収益の配分・財産の分配を受ける権利」については、収益の配分や財産の分配という「便益の提供」を受けることを内容とする役務提供契約であると位置付けることが可能であり、これらが訪問販売等で行われる場合は特定商取引法の規制対象となり得ると考えられます。</p>	
151	3	(2)	④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	<p>投資型クラウドファンディングでは成功例などあり、社会的にもその存在が大きくなりつつある。ただ、「ネットビジネス」と称して知識のない若者が理念だけにとらわれて、実態のない事業にのり込みが懸念され、悪質な主催者も事実上存在している。被害が出てからは消費者の救済は難しく、傷も深くなる。制度の周知とこの項目とは趣旨が外れてしまうかもしれないが、特に若者に向けての啓発等に並行して努めていただきたい。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p>	
152	3	(2)	④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	<p>クラウドファンディングについて、以下の運用・制度整備を行うべきである(「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」に関する意見書(2014年2月20日)、「平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等」に関する意見書(2015年3月12日))。</p> <p>ア 電子募集取扱業務の映像面上の表示等において、より見やすい表示と投資商品としての特性及びリスクの具体的内容の表示が確保されるべきである。</p> <p>また、金融商品取引業者が電子募集取扱業務において有価証券の取得の申込みを受ける前に投資者の理解が確認されるべきである。</p> <p>イ 発行者の財務状況、事業計画等の審査等が適切に確保されるとともに、審査等の情報提供が適切に確保されるべきである。また、応募代金の払込み後の発行者の顧客に対する情報提供を確保するための措置として、金融商品取引業者のウェブサイト上に、当該情報を掲載することを求めるべきである。</p> <p>ウ 電話や対面による勧誘の禁止について、第1種少額電子募集取扱業者及び第2種少額電子募集取扱業者には、電話や対面による勧誘が認められないこと、及び電話や対面により取得の申込みを受けることが認められないことを明確化し、第1種金融商品取引業者及び第2種金融商品取引業者についても、電子募集取扱業務については、電話や対面による勧誘を禁止すべきである。</p> <p>エ ウェブサイト上における掲示板の扱い(開設の是非、開設を認める場合には投資者への注意喚起、問題情報の判断や削除等)、行動ターゲティング広告(その是非、規制の在り方等)、システム障害(システム障害防止のための措置やシステム障害が生じた場合の責任の在り方等)、紛争に際しての証拠の確保のためのデータの保持等について、適切な規制を整備すべきである。</p>	<p>いわゆる投資型クラウドファンディングに係る制度については、リスクマネー供給促進を図りつつ、投資者保護のための必要な措置を講ずるとの観点から、御指摘の事項を含む多数の御意見を踏まえ必要な制度改革を行い、平成27年5月12日に御意見に対する回答を公表し、新制度が同年5月29日に施行されています。</p> <p>引き続き、新制度にのっとり適切な運用を図ってまいります。</p>	
153	3	(2)	⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務(プロ向けファンド)に関する制度の見直し	<p>プロ向けファンドに関し、以下の運用・制度整備を行うべきである(プロ向けファンドに関する制度整備の早期実現と実効性のある運用を求める意見書(2015年2月19日)、金融商品取引法改正に伴う政省令等の改正に関する意見書(2015年12月10日))。</p> <p>ア 適格機関投資家等特例業務の届出において、不適切なファンドについての届出を受理しないよう、審査の充実を図ること。また、届出書の添付書類については、出資契約書のひな型、契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面の提出を求めること。</p> <p>イ 販売時に、特例業務届出者により、販売が認められる投資家に該当することの確認が客観性をもって行われることを確保すること。悪質な業者により、プロ向けファンドの販売が許されない投資者に販売がされたときには、行政処分や刑事責任の追及が適切に行われること。</p> <p>ウ 販売が許される一般投資家への販売において、適合性の原則、書面交付義務及び説明義務等の登録業者と同様の行為規制が適正に確保されること。</p> <p>エ 事業実態・運用実態がない業者や資金を流用する業者等に対する実効的な監督や責任追及が可能となることにも配慮して、届出書等の内容や事業概況の公表、事業報告書の作成・提出、帳簿作成・保存等の制度を運用すること。</p> <p>オ 適格機関投資家に関する情報については、投資者への適切な情報提供の在り方を検討すべきである。</p> <p>カ 海外の業者や海外での運用等についても法執行の充実を図ること。</p>	<p>いわゆるプロ向けファンドに関する制度については、成長資金の円滑な供給を確保しつつ投資者の保護を図る観点から、御指摘の事項を含む多数の御意見を踏まえ必要な制度改革を行い、平成28年2月3日に御意見に対する回答を公表し、新制度が同年3月1日に施行されています。</p> <p>引き続き、新制度にのっとり適切な運用を図ってまいります。</p>	

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
154	3	(2)	⑦	仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備	ビットコインなどの仮想通貨規制については消費者の理解も重要であり、「消費者への周知」も施策に盛り込んでください。	御指摘を踏まえ、消費者基本計画工程表3(2)⑦「仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備」に係る部分に「制度等の周知を含め、」整備した規制を適切に運用する旨、追記することとしました。
155	3	(2)	⑦	仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備	今後起こり得るリスクを踏まえて法整備に取組まれ、消費者保護の視点も導入されていることを評価します。KPIIには、登録事業者の法律遵守の確認を正しく理解していないのが現状だと思います。行政の相談現場では、若者が仮想通貨の運用で利益が得られると勧誘され投資をしてトラブルになる事例がある反面、公共料金を仮想通貨で支払えるようにした事業者が消費者向けにPR活動をしています。投資対象から決済へと新たなサービスが市民権を得て、消費者に馴染み、健全に育つためにも、消費者への周知と啓発の徹底を希望します。	仮想通貨に係る制度は2017年4月1日より施行されており、登録業者に対する適切な監督に努めてまいります。また、御指摘を踏まえ、消費者基本計画工程表3(2)⑦「仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備」に係る部分に「制度等の周知を含め、」整備した規制を適切に運用する旨追記するとともに、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
156	3	(2)	⑦	仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備	仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備については、消費者の理解が重要であり、「消費者への周知」を施策に加えてください。	御指摘を踏まえ、消費者基本計画工程表3(2)⑦「仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備」に係る部分に「制度等の周知を含め、整備された制度に基づき適切に運用する」と追記することとしました。
157	3	(2)	⑦	仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備	今後起こり得るリスクを踏まえて法整備に取り組まれ、消費者保護の視点も導入されていることを評価します。今後は、登録事業者の法律遵守の確認と、決して事業者のやり得を許さない体制を構築してください。まだ多くの消費者はこの新たなサービスを理解していないのが現状でしょう。投資対象から決済へと新たなサービスが市民権を得て、消費者に馴染み、健全に育つためにも、消費者への周知徹底を希望します。平成28年度NACSなんでも110番は、広告・表示に関する相談を受けました。適合性の原則を無視して70代後半や80代後半の消費者に対して、「必ず儲かる」という勧誘が行われたという相談がありました。このような不当な勧誘を許さない制度作りを求めます。	仮想通貨に係る制度は平成29年4月1日より施行されており、登録業者に対する適切な監督に努めてまいります。また、御指摘を踏まえ、消費者基本計画工程表3(2)⑦「仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備」に係る部分に「制度等の周知を含め、整備された制度に基づき適切に運用する」と追記するとともに、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
158	3	(2)	⑧	安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	平成29年「クレジット取引セキュリティ対策協議会」にて、国際水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するため、「実行計画2017」が策定されました。「カード情報の漏洩対策、偽造カードによる不正使用対策、ECにおける不正使用対策」など、この実行計画に基づく取組が促進されるよう、国として支援策を明記してください。また、国としても消費者向け広報啓発を進めることを取組に記載してください。	「クレジット取引セキュリティ対策協議会」の策定した「実行計画2017」における行政の取組については、実行計画の各分野別の取組に記載されています。また、消費者等への情報発信についても行政や日本クレジット協会等の各主体の取組が記載されており、引き続き同協議会の取組に協力していきます。
159	3	(2)	⑧	安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	今回の改正で導入されなかった、マンスリークリア取引における抗弁の接続、マンスリークリア取引におけるイシューアの苦情処理義務については、今後も継続してトラブル事例を分析して、導入の検討が望まれます。現在も行政の消費者相談に寄せられるトラブルの決済は、多くがマンスリークリア決済です。また、改正割賦販売法のアクワイアラー及び決済代行業者（登録業者）の加盟店調査義務を実効性のある規定にするためには、政省令で苦情相談が寄せられた時の調査義務の要件や内容を、具体的に定めるべきだと思います。	御指摘の点については、今後の政策の検討の参考とさせていただきます。
160	3	(2)	⑧	安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	平成29年「クレジット取引セキュリティ対策協議会」にて、国際水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するため、「実行計画2017」が策定されました。「カード情報の漏洩対策、偽造カードによる不正使用対策、ECにおける不正使用対策」など、この実行計画に基づく取組が促進されるよう、国として支援策を明記してください。特に、クレジットカード決済端末のIC化は喫緊の課題として国としても事業者へ決済端末のIC化を促すとともに、消費者向け広報啓発を進めることを取組に記載してください。	「クレジット取引セキュリティ対策協議会」の策定した「実行計画2017」における行政の取組については、実行計画の各分野別の取組に記載されています。また、クレジットカード決済端末のIC対応化の促進や、消費者等への情報発信についても行政や日本クレジット協会等の各主体の取組が記載されており、引き続き同協議会の取組に協力していきます。
161	3	(2)	⑧	安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	ア アクワイアラー、決済代行業者の加盟店調査義務について 改正割賦販売法(2016年12月成立)における、アクワイアラー及び決済代行業者（登録業者）の加盟店調査義務を実効あらしめるため、政省令において苦情発生時の調査義務の要件及び内容を具体的に定めるべきである。 イ 今回の改正において見送られた、i) マンスリークリア取引における抗弁の接続、及び、ii) マンスリークリア取引におけるイシューアの苦情処理義務について、今後消費者トラブルの推移を注視の上、改めてその導入を検討する機会を設けるべきである(クレジットカード取引等の適正化実現のため割賦販売法の改正を求める意見書(2013年7月19日)、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会「中間的な論点整理」に関する意見書(2015年1月14日))。	御指摘の点については、今後の政策の検討の参考とさせていただきます。
162	3	(2)	⑧	安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	平成29年「クレジット取引セキュリティ対策協議会」にて、国際水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するため、「実行計画2017」が策定されました。「カード情報の漏洩対策、偽造カードによる不正使用対策、ECにおける不正使用対策」など、この実行計画に基づく取組が促進されるよう、国として支援策を明記してください。特に、クレジットカード決済端末のIC化は喫緊の課題として国としても事業者へ決済端末のIC化を促すとともに、消費者向け広報啓発を進めることを取組に記載してください。	「クレジット取引セキュリティ対策協議会」の策定した「実行計画2017」における行政の取組については、実行計画の各分野別の取組に記載されています。また、クレジットカード決済端末のIC対応化の促進や、消費者等への情報発信についても行政や日本クレジット協会等の各主体の取組が記載されており、引き続き同協議会の取組に協力していきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
163	3	(2)	⑨	商品先物取引法の迅速かつ適正な執行	商品先物取引について、不招請勧誘禁止規制を維持し、その実効性を高める持続的な手当てをすべきである(商品先物取引についての不招請勧誘規制の維持を求める意見書(2012年4月11日)、商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正案に対する意見書(2014年4月16日)、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令に関する意見書(2015年2月20日)、不招請勧誘規制の強化を求める意見書(2015年5月7日))。	経済産業省及び農林水産省としては、不招請勧誘禁止規制が導入された経緯・趣旨を踏まえ、引き続き適切に監督してまいります。
164	3	(2)	⑩	民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	ア 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」の周知徹底を図り、民間賃貸住宅をめぐるトラブルの防止に努めるべきである(社会資本整備審議会住宅地分科会民間賃貸住宅部会「中間とりまとめ」に対する意見書(2009年9月18日)、「民間賃貸住宅政策について(意見募集)」に対する意見書(2010年1月29日))。 イ 家賃債務保証会社に対する業務の適正化により、消費者である賃借人の居住の安定を図り、その権利を擁護するため、家賃債務保証会社の義務的登録制、不当な取立て行為の禁止、家賃等弁済情報提供事業の禁止等の規制の実現が図られるべきである(社会資本整備審議会住宅地分科会民間賃貸住宅部会「中間とりまとめ」に対する意見書(2009年9月18日)、「民間賃貸住宅政策について(意見募集)」に対する意見書(2010年1月29日)、家賃等弁済情報提供事業の禁止を含む抜本的見直しを求める会長声明(2010年9月24日)、賃借人居住安定化法案(追い出し屋規制法案)の早期制定を求める会長声明(2011年10月13日)、賃借人居住安定化法案(追い出し屋規制法案)の制定を求める意見書(2012年6月28日))。 ウ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)改正では、家賃債務保証を適正に行う事業者についての情報提供や、居住支援法人による家賃債務保証の実施等が導入されたが、家賃保証をめぐるトラブルの現状や多くの住宅確保要配慮者が社会的に弱い立場にあることに鑑みれば、その保護が十分とはいえず、家賃債務保証業において、少なくとも前記イ記載の制度が早期に整備される必要がある。また、住宅確保要配慮者を支援するため、公的保証の拡充及び居住支援の取組強化による雇用や社会保障におけるセーフティネットとの連携等を図るべきである(セーフティネット住宅における家賃債務保証の在り方に関する会長声明(2016年12月8日)、「民間賃貸住宅政策について(意見募集)」に対する意見書(2010年1月29日))。 エ 国土交通省が設置した賃貸住宅管理業者登録制度に係る検討委員会において、「借主に対する管理内容の説明等の適切な実施、業界内における借主からの相談窓口の整備、賃貸契約締結前における適切な管理メニュー(中略)の提示等」の賃借人の利益保護の観点からのルールの見直しについて、今後の検討課題とされ、また、法制化についても、「更に幅広く検討が進められる」べきとされたが、上記の家賃債務保証業者に対する行為規制と同様の規定の法制化を講じる必要がある(「民間賃貸住宅政策について(意見募集)」に対する意見書(2010年1月29日))。 オ 家賃債務保証会社や賃貸住宅管理業者による家賃等の取立てや立退要求に際しては、弁護士法第72条、第73条の潜脱にならないように、規制を徹底すべきである(「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案第61条」に関する意見書(2010年4月19日))。	アについて 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」については、国土交通省ウェブサイトにおいて公表・掲載等を行い、周知を図っているところです。引き続き、周知を図ってまいります。 イからオについて 御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきつつ、関係者の皆さまのご理解を得ながら、賃借人の居住の安定の確保に向けた取組を進めて参ります。なお、適正な家賃債務保証業者については国土交通大臣による任意の登録制度を設け、情報提供を行うことを検討しております。
165	3	(2)	⑪	住宅リフォーム等における消費者保護	ア 事業者団体登録制度については、その運用実態や、同制度によるリフォーム事業者の適正化や被害防止の実効性等の検証を行う必要がある。そもそも事業者団体を通じた取引の適正化には限界があり消費者保護としては不十分であり、500万円未満の工事のみを行うリフォーム業者に対しても営業許可制度を適用できるように建設業法を改正することや、リフォーム工事についても、建築士による設計・監理及び建築確認・検査制度を厳格に要求すること等の施策が実施されるべきである(リフォーム被害の予防と救済に関する意見書(2011年4月15日))。 イ リフォーム瑕疵保険等の保険制度については、一定評価できるが、任意の制度であるため限界がある。リフォーム被害の救済をより十全に図るため、リフォーム業者に営業実態に応じた営業保証金を供託させる制度又は被害発生に備えた強制加入の賠償責任保険制度(新築住宅については導入済み)を設けるべきである(リフォーム被害の予防と救済に関する意見書(2011年4月15日))。	アについて 住宅リフォーム事業者登録団体制度に関する御指摘の点については、運用開始から間もないことから、引き続き当該制度の着実な運用に努めることとし、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 御指摘の点について、リフォーム工事の内容に応じて建築確認申請を求め、その計画の適法性を建築主事又は指定確認検査機関が確認することとしています。 建築確認申請の要・不要に関わらず、建築士がリフォーム工事の設計・工事監理を行う場合には、建築士法に基づき、適切に責務を果たすよう求めているところです。建築士によるリフォーム工事の設計・工事監理が適切に実施されるよう、引き続き、適切に責務を果たすことを求めて参ります。 イについて 御指摘の点については、引き続き住宅リフォーム瑕疵保険の普及に努めつつ、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
166	3	(2)	⑫	高齢者向け住まいにおける消費者保護	高齢者向け住まいにおいては、前払金の適正化について引き続き取り組むべきである(高齢者施設の入居一時金等の問題に関する意見書(2011年2月18日)、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における入居一時金の想定居住期間内の初期償却に関する意見書(2012年6月15日))。	「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」においても、前払金を受領する場合の返還額について、入居契約書等に明示することや、入居者への十分な説明を求めているところであり、引き続き地方公共団体や関係団体と連携して前払金の取扱いの適正化に努めてまいります。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
167	3	(2)	⑭	美容医療サービス等の消費者被害防止	美容を目的とする医療サービスなので、他の医療サービスと違い緊急性が少ないと思われます。緊急性が少ないのだから、インフォームド・コンセントは十分に患者に行うべきものですし、急がすような行為は問題です。また、インターネット上でみた低価格の施術代だと思ったが、実際は高額だったというトラブルも発生をしています。相談するつもりが即日、施術を受けたなどのトラブルも見受けられます。患者に対し、リスクの伴う医療サービスであること、公的医療保険外の自由診療であること、施術費用はどのくらいなのかなどの説明を事前に行うことなどを医療機関に求めます。美容医療が、改正特定商取引法の特定継続的役務提供として位置づけられ、政省令で「概要書面」や「契約書面」でトラブルが減少するための明確化を図ることを求めます。昨今、60代以上の美容医療の高額契約の問題や男性の包茎手術の問題点などが国民生活センターより公表されています。実態に即した実効性のある特定商取引法の政省令作成と改正特定商取引法の国民への周知を求めます。	「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成25年9月27日付け医政発0927第1号医政局長通知)において、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して、特に留意すべき事項を定めているところであり、頂いた御意見は今後の参考にさせていただきます。また、平成28年1月になされた内閣府消費者委員会の答申を踏まえ、特定商取引法施行令を改正して、一定の美容医療契約を特定商取引法の特定継続的役務提供として位置付けることとし、4月28日からパブリックコメントを実施しています。したがって、改正後の特定商取引法施行令が施行されてからは、御指摘のとおり一定の美容医療契約において「概要書面」や「契約書面」の交付義務が課せられることとなります。
168	3	(2)	⑭	美容医療サービス等の消費者被害防止	美容を目的とする医療サービスなので、他の医療サービスと違い緊急性が少ないと思われます。故に、インフォームド・コンセントは十分に患者に行うべきものですし、急がすような行為は問題です。また、インターネット上でみた低価格の施術代だと思ったが、実際は高額だったというトラブルも発生をしています。相談するつもりが即日、施術を受けたなどのトラブルも見受けられます。患者に対し、リスクの伴う医療サービスであること、公的医療保険外の自由診療であること、施術費用はどのくらいなのかなどの説明を事前に行うことなどを医療機関に求めます。美容医療が、改正特定商取引法の特定継続的役務提供として位置づけられ、政省令で「概要書面」や「契約書面」でトラブルが減少するための明確化を図ることを求めます。昨今、60代以上の美容医療の高額契約の問題や男性の包茎手術の問題点などが国民生活センターより公表されています。実態に即した実効性のある特定商取引法の政省令作成と改正特定商取引法の国民への周知を求めます。	「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成25年9月27日付け医政発0927第1号医政局長通知)において、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して、特に留意すべき事項を定めているところであり、頂いた御意見は今後の施策の実施の参考にさせていただきます。また、平成28年1月になされた内閣府消費者委員会の答申を踏まえ、特定商取引法施行令を改正して、一定の美容医療契約を特定商取引法の特定継続的役務提供として位置付けることとし、4月28日からパブリックコメントを実施しています。したがって、改正後の特定商取引法施行令が施行されてからは、御指摘のとおり一定の美容医療契約において「概要書面」や「契約書面」の交付義務が課せられることとなります。
169	3	(2)	⑰	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	LPガス販売について、平成29年取引ガイドラインの策定が行われたことを評価します。取引ガイドラインが確実に実施されているかについてフォローし、必要に応じてさらに内容の見直しを検討してください。	液化石油ガス販売事業者による「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」や指針の遵守状況については、一般消費者等から寄せられる苦情・相談や、国等が実施する各種調査、液化石油ガス販売事業者に対する立入検査の機会を通じて、把握していくこととしています。そのうえで、必要があればガイドラインの内容の見直しも含めて、更なる対応を検討することとしたいと考えています。
170	3	(2)	⑰	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	平成29年4月からの都市ガス小売自由化によって、ほとんどの事業者の経過措置料金規制が解除されます。電力自由化に比べ圧倒的に参入事業者が少ない中で危惧される、「規制なき独占」による不当な値上げがないよう、「監視体制の強化」を取組に加えてください。また、「都市ガス小売自由化についての周知・広報、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施」との取組が記載されていますが、経過措置料金規制の解除については消費者への実質的な周知が進んでいません。大きな制度変更であることを踏まえ、事業者に対応させるだけでなく、行政として周知強化を進めてください。	ガス取引市場の監視体制の強化については、経過措置料金規制を課す事業者の解除を行うに当たって、適正な競争関係が確保されているか否かをしっかりと確認いたしました。また、経過措置料金規制が課されない事業者には、原則として3年間の特別な事後監視を行うこととしています。当該監視期間に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、更に期間を3年間延長して当該監視を実施致します。ガスの小売全面自由化の周知・広報については、適切な時期に行っており、消費者保護のための情報提供については、消費者基本計画工程表4(4)②「公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保」に、「電力及び都市ガスの小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保について検討するとともに、消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができるよう、小売全面自由化の実施に際して、小売事業者が提供するサービスの内容に関する消費者の理解を増進するための情報提供の推進等の取組を行う。」と記載しております。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
171	3	(2)	⑰	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	「電力の小売営業に関する指針」の「望ましい行為」については随時検証し、電源構成やCO2排出係数の情報開示の義務化をはじめ、消費者が選択できる環境整備に向けて必要があれば指針の改定を行ってください。また、平成29年4月からの都市ガス自由化に伴う、電気・ガスのセット販売等に係る消費者トラブルの発生を見据え、「監視体制の強化」を取組に加えてください。	「電力の小売営業に関する指針」の改定については、当該指針の策定後、小売電気事業者向けの説明会を開催するなど、その内容についての周知を行うとともに、同指針で「望ましい行為」とされている電源構成の開示等について、小売電気事業者の取組状況の調査を実施し、その調査結果について、平成28年5月25日及び平成28年11月30日に開催された電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において2度にわたって公表したところです。今後もこれらの「望ましい行為」の意義を周知するなど、事業者の取組を政策的に促していくとともに、状況に応じ、各小売電気事業者の取組状況の進展を見つつ、適切な時期にフォローアップ調査を行う予定です。消費者トラブルの発生を見据えた監視体制の強化については、電力・ガス取引監視等委員会において、消費者の皆様が小売供給契約を結ぶ際のトラブル等に対応するために設置した「相談窓口」に寄せられる相談や、平成28年2月12日及び同年12月15日の協定に基づき独立行政法人国民生活センターから提供される情報を分析し、消費者トラブルにつながりかねない営業活動への監視を強化しています。これらの相談や情報を踏まえ、一部の営業事例について委員会が指導を行った結果、事業者により速やかに改善措置が講じられています。今後も悪質な事業者には、法律に基づいて厳正に対処するなど、消費者保護に万全を期してまいります。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
172	3	(2)	⑰	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	平成29年4月からの都市ガス小売自由化によって、ほとんどの事業者の経過措置料金規制が解除されます。電力自由化に比べ圧倒的に参入事業者が少ない中で危惧される、「規制なき独占」による不当な値上げがないよう、「監視体制の強化」を取組に加えてください。	ガス取引市場の監視体制の強化については、経過措置料金規制を課す事業者の解除を行うに当たって、適正な競争関係が確保されているか否かをしっかりと確認いたしました。また、経過措置料金規制が課されない事業者には、原則として3年間の特別な事後監視を行うこととしています。当該監視期間に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、更に期間を3年間延長して当該監視を実施致します。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
173	3	(2)	⑰	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	「電力の小売営業に関する指針」の「望ましい行為」については随時検証し、電源構成やCO2排出係数の情報開示の義務化をはじめ、消費者が選択できる環境整備に向けて、必要があれば指針の改定を行ってください。また電気・ガスのセット販売等に係る消費者被害の発生のための「監視体制の強化」を取組に加えてください。	「電力の小売営業に関する指針」の改定については、当該指針の策定後、小売電気事業者向けの説明会を開催するなど、その内容についての周知を行うとともに、同指針で「望ましい行為」とされている電源構成の開示等について、小売電気事業者の取組状況の調査を実施し、その調査結果について、平成28年5月25日及び平成28年11月30日に開催された電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において2度にわたって公表したところです。今後もこれらの「望ましい行為」の意義を周知するなど、事業者の取組を政策的に促していくとともに、状況に応じ、各小売電気事業者の取組状況の進展を見つつ、適切な時期にフォローアップ調査を行う予定です。 消費者トラブルの発生を見据えた監視体制の強化については、電力・ガス取引監視等委員会において、消費者の皆様が小売供給契約を結ぶ際のトラブル等に対応するために設置した「相談窓口」に寄せられる相談や、平成28年2月12日及び同年12月15日の協定に基づき独立行政法人国民生活センターから提供される情報を分析し、消費者トラブルにつながりかねない営業活動への監視を強化しています。これらの相談や情報を踏まえ、一部の営業事例について委員会が指導を行った結果、事業者により速やかに改善措置が講じられています。今後も悪質な事業者には、法律に基づいて厳正に対処するなど、消費者保護に万全を期してまいります。 御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
174	3	(2)	⑰	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	LPガスの取引では、標準メニューが不明確といった事例があるなど、消費者にとって適正に運用されているとは言い難い状況であり、平成29年2月に「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」等が公布されています。これらの関係法令等が適切に執行・運用されるよう、定期的にモニタリングしてください。また、LPガスのような家庭用エネルギーの消費支出は消費者にとって大きな問題の1つであり、こうした物価対策の推進は消費者庁の主な仕事の1つでもあることから、経済産業省だけでなく、消費者庁も一緒になって取り組んでください。	液化石油ガス販売事業者による「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」や指針の遵守状況については、一般消費者等から寄せられる苦情・相談や、国等が実施する各種調査、液化石油ガス販売事業者に対する立入検査の機会を通じて、把握していくこととしています。 御指摘の点については、真摯に受け止め、必要に応じて連携して取り組んでいきたいと考えております。
175	3	(2)	⑰	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	平成29年4月からの都市ガス小売自由化によって、ほとんどの事業者の経過措置料金規制が解除されます。電力自由化に比べ圧倒的に参入事業者が少ない中で危惧される、「規制なき独占」による不当な値上げがないよう、「監視体制の強化」を取組に加えてください。	ガス取引市場の監視体制の強化については、経過措置料金規制を課す事業者の解除を行うに当たって、適正な競争関係が確保されているか否かをしっかりと確認いたしました。また、経過措置料金規制が課されない事業者には、原則として3年間の特別な事後監視を行うこととしています。当該監視期間に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、更に期間を3年間延長して当該監視を実施致します。 御指摘の点については、今後の施策の実施の御参考にさせていただきます。
176	3	(2)	⑰	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	平成28年の電力小売り全面自由化に続いて29年4月より都市ガスも自由化しましたが、電力の場合と比較すると都市ガスでは平成29年4月時点での新規参入者が少なく、競争が起きているのは、大阪、名古屋、東京の都市部だけであり、経過措置料金が外れた地域では全くと言っていいほど競争が起きていません。このため今後、新規参入者のない地域でのガス料金引上げに対する注意が必要と考えます。 都市ガスへの新規参入がある東京近辺では、これまでLPガスで問題となっていたような高齢者を対象とした消費者問題が増えています。自由化前は都市ガスでの苦情はほぼなかったため、消費者側に注意を促すとともに、消費者庁、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会のさらなる監視が必要と考えます。今後、自由化が進んだ後も最終的に料金規制が残る託送料金、また都市ガスの導管部分の料金については独占となるため、収支状況や効率化の取組について、今後も電力・ガス取引監視等委員会及び、消費者庁や消費者委員会で継続的・定期的に評価を行っていく必要があります。 ①一般の原子力発電所の廃炉のための費用の不足分を、②東京電力パワーグリッドが託送料金の超過利潤を東京電力ホールディングスの事故炉の廃炉費用に、③福島事故の損害賠償の費用の不足分を回収し損ねた「過去分」として、それぞれ託送料金から回収する仕組みが資源エネルギー庁から提案され国会で審議中です。今後、青天井で託送料金への転嫁が増える恐れもあり、そもそも託送料金の理念として認められるべきものなのか検討が必要だと考えます。	新規参入者の少ない地域でのガス料金引上げに対する注意については、経過措置料金規制を課す事業者の解除を行うに当たって、適正な競争関係が確保されているか否かをしっかりと確認しました。また、経過措置料金規制が課されない事業者には、原則として3年間の特別な事後監視を行うこととしています。当該監視期間に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、更に期間を3年間延長して当該監視を実施致します。 消費者トラブルの発生を見据えた監視体制の強化については、電力・ガス取引監視等委員会において、消費者の皆様が小売供給契約を結ぶ際のトラブル等に対応するために設置した「相談窓口」に寄せられる相談や、平成28年2月12日及び同年12月15日の協定に基づき独立行政法人国民生活センターから提供される情報を分析し、消費者トラブルにつながりかねない営業活動への監視を強化しています。また、平成29年4月28日に同センターと消費者委員会の共同でプレスリリースを行い、悪質な営業事例について消費者への注意喚起を行っています。今後も関係省庁と協力しつつ悪質な事業者には、法律に基づいて厳正に対処するなど、消費者保護に万全を期してまいります。また、消費者委員会は、都市ガス小売全面自由化について、小売市場の健全な競争環境の維持、消費者への適切かつ分かりやすい情報提供、円滑なスイッチングの確保、消費者相談への的確な対応等の観点から、注視すべき論点を整理し、公表したところです。消費者委員会は、今後こうした論点を中心に、都市ガス小売全面自由化後の状況の検証を行っていく予定です。 託送料金の定期的な評価については、電力・ガス取引監視等委員会において、電力託送料金に関して、一般送配電事業者の収支状況(託送収支)、効率化の取組状況について、平成28年度実績分から定期的に事後評価を行うこととしています。 廃炉会計制度は、電力自由化により競争が進化した環境下において、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものです。また、福島第一原発の廃炉の所要資金が増大する中で、電気料金の値上げで対応するのではなく、東京電力グループの総力をあげた合理化努力を引き出すことにより賄うことを原則とし、その際、東京電力の送配電部門においても、合理化した分を福島第一原発の廃炉に充当できるようにすることとしています。賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。なお、託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが可能な制度となっております。 御指摘の点については、今後の施策の実施の御参考にさせていただきます。
177	3	(2)	⑱	リスクの高い取引に関する注意喚起	一般投資家に販売される投資信託については、注意喚起をするだけでは被害予防や救済には不十分である。一般投資家に適さない複雑な仕組みの商品やリスクの高い商品が販売されることのないよう、投資信託・投資法人法制について、商品規制(商品の内容を画する運用規制を含む。)に関する規定を整備すべきである(投資信託・投資法人法制の見直しに関する意見書(2012年6月15日))。	御指摘の点については、既に金融商品取引法や自主規制機関のルールにおいて、適合性の原則、顧客に対する説明義務及びその具体化など、投資者保護のための枠組みが設けられています。 また、公募投資信託については、運用財産の信用リスクを適正に管理する方法として各投信委託会社があらかじめ定めた合理的な方法(分散投資)に反することとなる運用等は禁止されています。 さらに、顧客本位の業務運営を実現するための取組として、平成29年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表しました。当該原則では、金融機関の取組が形式的なものにとどまらず実質を伴った形で定着するよう「ルール」ではなく「プリンシプルベース」でのアプローチを採用しております。 「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組を進めていき、その際御指摘の点についても今後の参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答
178	3	(3)	③ 迷惑メール追放支援プロジェクトの実施	事業者等の協議会の活動(「迷惑メールの日」の制定による周知活動)等に積極的な支援を講じることなどを通じて、消費者への周知を行うことを取組に記載してください。	総務省は、これまでも迷惑メール対策推進協議会(民間事業者、消費者団体及び行政機関等で構成。)への支援等を通じた迷惑メール対策を推進しており、同協議会の周知・広報活動等を積極的に支援する取組を行っております。総務省としては、今後もこうした取組を継続してまいります。御意見を踏まえ、迷惑メール対策に取り組む民間事業者等と連携する旨を追記しました。
179	3	(3)	④ インターネット上の消費者トラブルへの対応	「インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等をふまえた調査研究等の実施」とありますが、具体的に何を行うか記載してください。	平成29年度の調査研究の具体的な内容については、消費者トラブルの動向等を踏まえ今後消費者庁内で検討していくこととしています。
180	3	(3)	④ インターネット上の消費者トラブルへの対応	インターネットを用いた取引では、インターネット上の広告や表示を見て取引相手の属性や信頼性、商品や権利、役務の内容、性質、効用等を判断するよりほかはないため、広告表示の適正が特に重要である。しかし、インターネット取引における広告の中には重要事項について不実の表示をしているものや不利益事実を表示していないもの、断定的判断を提供する表示をしているものなどが多数存在している。この種の事案には、申込みの意思表示を取り消すことができるという民事ルールを導入することが有用である。この種の事案には、申込みの意思表示を取り消すことができるという民事ルールを導入することが有用である。この種の事案には、申込みの意思表示を取り消すことができるという民事ルールを導入することが有用である。この種の事案には、申込みの意思表示を取り消すことができるという民事ルールを導入することが有用である。	消費者委員会特定商取引法専門調査会では、IT社会の進展を背景に、インターネット通販を含む通信販売に関する事項についても議論が行われましたが、通信販売における虚偽・誇大広告に関する取消権の付与については、議論の結果、全体として意見の一致を見なかったものと承知しております。改正法の施行状況や消費者トラブルの状況等を見ながら、今後見直しを行う必要が生じた場合においては、消費者委員会の答申を十分踏まえつつ、適切な対応を行ってまいります。
181	3	(3)	④ インターネット上の消費者トラブルへの対応	インターネット上の固有の消費者トラブルとともに、インターネットを介した取引全般に関わる消費者トラブルの動向についても注視すべきと考える。当団体としても、今後とも、調査研究等に関与していきたい。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
182	3	(3)	④ インターネット上の消費者トラブルへの対応	インターネット上の消費者トラブルについて、関係行政機関・事業者団体・消費者相談関係団体が課題共有し、事業者の自主的な取組を促すインターネット消費者取引連絡会が行われていることは評価します。IT機器が生活に浸透し、インターネット無しでの生活が難しくなる中で、インターネットによる契約は拡大しています。会議で取り上げられるテーマが、関係団体の共有や事業者の自主的な取組を促す効果に留まらず、消費者庁の政策として、継続的に消費者に周知発信する仕組み作りを多くの消費者に分かる方法で伝えていただきたいと思えます。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
183	3	(3)	④ ⑤ インターネット上の消費者トラブルへの対応 電子商取引環境整備に資するルール整備	電子商取引において被害を受けた消費者が、加害業者に対して適切に責任を追及する機会が保障されるよう、プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)の改正を行うべきである(プロバイダ責任制限法改正についての要望書(2013年11月6日)、「プロバイダ責任制限法検証に関する提言(案)」に対する意見書(2011年6月30日))。	発信者情報開示は、発信者の権利の侵害のおそれを内包するものであることから、プロバイダ責任制限法では権利侵害の明確性を発信者情報開示の要件とすることなどにより、被害者救済と発信者の保護とのバランスをとっており、同法の改正については慎重な検討が必要と考えます。
184	3	(4)	① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	経験上、還付金詐欺等は短期間、同一地区を狙って電話をかけている傾向がある。地方公共団体窓口やセンター等で得た情報を、警察はじめ地域包括支援センター等の協力を得た中で介護関連事業者への連携を素早く取り、情報共有並びに関連機関あての素早い周知をお願いしたい。緊急連絡システム等の活用ができれば理想。ただ、孤立した高齢者にどのように周知していくか重要な課題だと思う。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。なお、地方公共団体は、消費者安全法に基づき、高齢者等の消費生活上配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うための消費者安全確保地域協議会を設置することができることとされており、医療・福祉関係、警察・司法関係等の関係部署及び関係団体等と連携し、詐欺的な手口を含む消費者被害の未然防止・早期発見に取り組まれています。消費者庁としても、地方公共団体に対し、先進的な地方公共団体の取組事例を共有する等、消費者安全確保地域協議会の設置に向けた働き掛けを行っております。
185	3	(4)	① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	ア 携帯音声通信事業者による契約者本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律を改正し、固定電話・IP電話(インターネットプロトコル電話)を適用対象とするとともに、固定電話・IP電話のレンタル業者に対しても、本人確認義務を課すなどの規制を行うべきである(未公開株の被害の防止及び救済に関する意見書(2010年6月17日))。 イ 株式会社等の取締役、監査役又は執行役の就任の登記申請については、住民票等の添付を必要とする改正がなされたところであるが、添付資料として就任の承諾をした事実を証する書面に押捺した印鑑の印鑑登録証明書を求めることが検討されるべきである(「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見書(2014年12月4日))。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
186	3	(4)	⑧ インターネットオークション詐欺の取締り	インターネットオークションサイトでIDが乗っ取られ短期間に知らぬ間に多数商品が出品され加害者とされてしまっているという相談が入ってくるようになった。こうしたケースに巻き込まれると大変困った状況となる。未然に防ぐためにどのようにすればよいかの啓発やサイト運営会社には可能であれば24時間の監視等の元不正な動きがあれば素早く対応していただくよう協力を求めたい。	御指摘の点について、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。警察では、御指摘の点について、今後の施策の実施の参考にさせていただくとともに、引き続き、インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進していくほか、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施してまいります。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
187	3	(5)	-	規格・計量の適正化	現在ISO/COPOLCOにてユニットプライス(単位価格表示)の検討が進められていることを踏まえ、国内でも現在の状況の調査・研究を行うことを取組に加えてください。	国内関係者から構成する国内対応委員会を設置し、我が国の意見が反映できるよう国際規格審議を行っています。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
188	4	(1)	③	消費者政策の企画立案のための調査の実施	消費者政策の企画立案のための調査の実施について、KPIがウェブサイトアクセス数となっていますが、KPIには調査が実際にどれだけ企画立案に生かされたのかを掲げるべきです。また、「消費者行政新未来創造オフィス」における調査・研究について、いつまでにどのような調査・研究を実施するのか、どのようなアウトプットを考えているのか、具体的な計画を明らかにしてください。	実際の企画立案への活かし方については多様な観点、方法がありますが、KPIとして導入するためには、継続性があり、かつ、容易に把握できる現実的な指標を設定する必要があると考えます。また、「消費者行政新未来創造オフィス」における調査・研究については、7月中の同オフィスの開設に向けて、現在企画・検討を行っているところです。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
189	4	(1)	③	消費者政策の企画立案のための調査の実施	マルチ商法は若年成人に多く行われ、人生のスタート時にマイナスの影響が大きい。また、すべての年代においてもマルチ商法が行われており、特に高齢者においては金額が多額であり、被害回復が望めないことが多い。成年年齢下げワーキング・グループで提案された、マルチ商法について、「マインドコントロール」等の心理的背景につき、社会心理学や臨床心理学等の知見を得た調査研究を行うべきとの提案を踏まえ、具体的な取組、スケジュールを明記すべきである。	「消費者行政新未来創造オフィス」における調査・研究において、マルチ商法も含む消費者問題の背景等に関する調査研究を実施できるかどうか検討しているところです。御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
190	4	(2)	-	消費者教育の推進	メディアや各種媒体を通じてなど、学校、地域、家庭、職域の枠に入らない消費者教育、消費者啓発、情報発信が必要である。消費者被害にあわないための教育だけでなく、消費者市民としての消費者力、情報収集力、理解力、実践力、生活力が身につく新しい消費者教育を大人にも届けられる施策が望まれる。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
191	4	(2)	①	消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育の推進や検証・評価にあたっては、これまでに実施した消費者教育の定着度等の効果測定を行う必要があると考えます。については全国的なアンケートの実施等を取組内容・KPIに追加し、効果測定につなげてください。	平成28年度に実施した調査についてKPIの現状に追加して記載いたしました。記載箇所は以下のとおりです。消費者生活に関する意識調査で消費者市民社会の認知度を調査(平成29年2～3月)。消費者市民社会という言葉を知っていた」と回答した者:33.2%
192	4	(2)	①	消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	「地域、家庭、職域その他様々な場」において、「消費者市民社会」の概念の普及に積極的に努めるとともに多様な主体と連携して、消費者市民教育の具体的な実践の普及策を講ずるべきである(消費者の権利を保障し消費者市民教育を推進する実効性のある消費者教育推進法制定を求める意見書(2011年4月15日)、「消費者基本計画」の検証・評価(平成25年度)及び計画の見直しに向けての意見書(2014年4月18日))。	御指摘の点については、消費者庁として今後の施策の実施の参考にさせていただきます。なお、消費者教育推進会議に消費者市民社会普及ワーキング・チームを設置し、「消費者市民社会」を実現する上で、その用語・概念を広く認知・理解してもらい、その普及を図るための検討を行っています。
193	4	(2)	②	地域における消費者教育推進のための体制の整備	消費者教育推進地域協議会の設置が進んでいますが、既存の消費生活審議会等と兼ねているものも多く、まだ十分機能が発揮されていない状況です。こうしたネットワークは機能しているかどうか重要であり、取組には設置支援のみならず、実態把握も加えてください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
194	4	(2)	②	地域における消費者教育推進のための体制の整備	消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進地域計画の策定が進められているが、まだ設置、策定されていない地方公共団体もある。いずれか又はいずれも未設置、未策定の地方公共団体については、国が積極的に設置・制定の働きかけを行うべきである。学校、地域等においては必ずしも消費者市民教育の考え方が浸透しているとは言いがたいところ、「地域における先駆的取組」の紹介を、更に積極的に進めるべきである(消費者の権利を保障し消費者市民教育を推進する実効性のある消費者教育推進法制定を求める意見書(2011年4月15日))。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。なお、消費者教育推進地域協議会及び消費者教育推進計画の策定の双方が未設置、未策定の都道府県は(平成28年度末現在)ありませんが、どちらかが未設置、未完了の都道府県は数件ありますので、引き続き、設置又は策定について、消費者庁として働きかけてまいります。
195	4	(2)	②	地域における消費者教育推進のための体制の整備	消費者教育推進地域協議会の設置については、既存の消費生活審議会等と兼ねているものも多く、まだ十分機能が発揮されていない状況です。設置支援のみならず、実態把握も加えてください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
196	4	(2)	②	地域における消費者教育推進のための体制の整備	消費者教育推進地域協議会の設置が進んでいますが、神奈川県もそうですが既存の消費生活審議会等と兼ねているものも多く、まだ十分機能が発揮されているとは思えません。実態把握をすすめて必要な施策を記述してください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答	
197	4	(2)	③	「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の検討等	選挙年齢の18歳への引下げに対応して、民法の成人年齢を18歳に引き下げることへの是非が議論されています。成年年齢引下げは、若年消費者保護の立場から慎重にすべきだと考えています。今後、民法の成年年齢引下げに際しては、その前提条件として、消費者教育の充実が不可欠です。従来の消費者教育は、詐欺など「消費者被害の防止」にウェイトを置いた教育でしたが、これからは消費生活を社会全体の問題として考える自立した消費者の育成と消費者市民社会の視点を取り入れた教育を小学校から大学まで実施していくことが必要だと考えます。ただ、学校の教職員は消費者教育に関する専門的な教育を受けていないため、指導に当たっては弁護士や消費生活相談員などの専門家と連携し、地方公共団体や国は消費者教育の教材作成や人材育成に取り組むべきです。	御指摘の点については、消費者庁及び文部科学省として今後の施策の実施の参考にさせていただきます。なお、重要性を鑑み、成年年齢引下げに関連する取組について、工程表の関連部分を集約し、一覧できるよう追記しました。また、工程表4(2)③において、成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化することを記載しています。さらに、工程表4(2)⑥において、学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援することを記載し、推進することとしております。
198	4	(2)	④	消費者教育に使用される教材等の整備	成年年齢引下げが議論されている中で高校生向けの教材作成は喫緊の課題です。文部科学省だけでなく厚生労働省課題も含め、できるだけ総合的な教材としていただく事を希望します。理由：厚生労働省では高校生に向けた「ブラックバイト・ブラック企業」に対応した雇用契約について、高校生に向けた啓発を進めていると承知しています。消費契約も雇用契約も「契約」としては同じですし、高校生の側から見ても別々より併せた教材とした方が理解が進むのではないのでしょうか。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。なお、重要性を鑑み、成年年齢引下げに関連する取組について、工程表の関連部分を集約し、一覧できるよう追記しました。また、平成28年度に作成した高校生向け消費者教育用教材「社会への扉」について、徳島県内の高等学校等を中心に授業等において活用していただき、検証を行い、その結果等を踏まえた見直し等を行うこととしております。
199	4	(2)	④	消費者教育に使用される教材等の整備	教材等の整備については、引き続き進める必要がある(消費者の権利を保障し消費者市民教育を推進する実効性のある消費者教育推進法制定を求める意見書(2011年4月15日)、消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。ア ポータルサイト等インターネット教材の充実 利便性の高いツールを用いた取組を積極的に活用し、「消費者市民社会」の周知を図るため、消費者庁が情報の集約・発信を行う「消費者教育ポータルサイト」について、検索方法、分析方法についても工夫をするなど利便性や正確性を高める工夫をしつつ、集約された情報量の充実などより一層の充実を図るべきである。イ インターネット以外の教材の充実 インターネット利用状況の世代や年収による格差(総務省「情報通信白書」によれば、60歳以上の高齢世帯や年収200万円未満の低所得者層で普及率が低い)や、情報量が膨大過ぎて適切な取捨選択が難しく、安易に検索上位のものを選択してしまうおそれや、検索者が興味のあるキーワードで検索するため得られる知識が狭くなりがちであるなどのインターネット利用による情報取得の問題点に鑑みれば、インターネットのみならず書籍等によることも重要であり、消費者教育や「消費者市民社会」が体系的に整理された専門書等の書籍を充実させ、また、興味をもった市民が手軽に一通りの情報を収集できる入門書等の普及を図るべきである。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。なお、平成28年度に作成した高校生向け消費者教育用教材「社会への扉」の検証、見直しを進めるとともに、小・中学生向けの教材の作成に向けた検討を進めることとしております。
200	4	(2)	⑤	教育行政(学校教育・社会教育)と消費者行政の連携・協働(基礎的な情報の整備と体制作り)	民法の成年年齢引下げが行われると、これまで未成年者として保護の対象であった若者の消費者被害が新たに発生することが考えられます。この現状を鑑みると、教育行政と消費者行政の連携・協働で、小学生、中学生、高校生、大学生とステージごとに消費者教育を推進していくことは喫緊の課題です。地域における消費者教育推進のための体制を整備することは当然必要ですが、そのためにも文部科学省と消費者庁の連携を強化して、地域における消費者教育推進が実現できるように、学校現場の実情に合わせた具体的な内容の取組が求められます。	学校における消費者教育を推進するためには、消費者庁及び文部科学省が連携して施策を進めることが重要であると考えておりますので、御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。なお、重要性を鑑み、成年年齢引下げに関連する取組について、工程表の関連部分を集約し、一覧できるよう追記しました。
201	4	(2)	⑤	教育行政(学校教育・社会教育)と消費者行政の連携・協働(基盤的な情報の整備と体制作り)	文部科学省と消費者庁の間の連携を深め、現場の実情に合わせて、i)消費者教育に充てる時間の確保、ii)教職員に対する研修の強化及び地域における人材活用の方法の充実、iii)生徒が現在社会を生き抜く力(消費者基本計画では「主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力」)を身に付けられる内容の充実を図るべきである。また、消費者教育に、消費生活に関連する教育(環境教育、食育、国際理解教育、法教育、金融経済教育等)との有機的な連携(消費者教育推進法第3条第7項)、そのための複数の関係省庁の連携(いわゆる官官連携)が重要であること鑑み、国及び地方公共団体は、担当者会議を設置する等関係省庁間の連携を進める仕組みを早急に検討すべきである(消費者基本計画(素案)についての意見書(2015年2月18日)、消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。	学校における消費者教育や消費者教育及び消費生活に関連する教育との連携を推進するためには、消費者庁及び文部科学省をはじめ関係府省が連携して施策を進めることが重要であると考えておりますので、御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
202	4	(2)	⑤	教育行政(学校教育・社会教育)と消費者行政の連携・協働(基礎的な情報の整備と体制作り)	地方公共団体と大学・専門学校等の消費者被害防止のための連携の強化について、これまで長い間、実効性確保に欠けていた。地方公共団体において、教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなどして消費者教育推進のための人材開発等を含めた整備を促進するとしているが、具体的な取組等の内容・スケジュール等を工程表に明記すべきである。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。なお、工程表4(2)⑥において、「大学・専門学校等における消費者教育の推進(取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発)」と記載しており、連携における課題等も含め、先進事例として情報提供を行うこととしております。また、4(2)⑤の本文において、教育行政(学校教育・社会教育)と消費者行政の連携・協働(基盤的な情報の整備と体制作り)として、取組事例を普及するとともに、先駆的实践者を活用し、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りを促進すると明記しております。
203	4	(2)	⑥	学校における消費者教育の推進	学習指導要領改訂に関しての記述は、消費者教育の見地からどのような改訂がされたのか内容についても記述してください。	御指摘の点については、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の社会科、家庭科、技術・家庭科等の記述を御覧下さい。
204	4	(2)	⑥	学校における消費者教育の推進	小中学校での消費者教育充実に期待します。理由：消費者問題や環境問題で地域の啓発を進めていくうえで常にネックとなってくるのが小中学校との連携が図れないことです。これは各学校や教育委員会レベルでは解決できないと考えており、消費者庁や関連省庁で連携して学校での消費者教育の充実を進めて行っていただきたいと思っております。	学校における消費者教育を推進するためには、消費者庁及び文部科学省が連携して施策を進めることが重要であると考えておりますので、御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
205	4	(2)	⑥	学校における消費者教育の推進	消費者市民教育を行っていく上では、各教育分野との連携や法教育(市民教育を含む)など外部者との連携とその充実が必要である(消費者の権利を保障し消費者市民教育を推進する実効性のある消費者教育推進法制定を求める意見書(2011年4月15日)、消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。 ア 専門家の活用 消費者教育が、日々の生活に深く関わるものであり、生徒が積極的に関与できる参加型学習、体験型学習(アクティブラーニング)を導入することが望ましいこと、消費生活に関する教育との連携が広く求められること、教員のみによることは限界があること等に鑑み、専門家の活用を進めるべきである。例えば、実際に、消費者問題に関する“生の事実”を語ることが出来る専門家を外部から招聘して出前講座を実施すること等が考えられる。 イ 先進事例の集約と活用 消費者教育について多くの地方公共団体が先進的な実践を進めている一方で、取組が進んでいない地方公共団体もある。取組の底上げのためにも、先進的な取組事例の情報共有をより一層進める必要がある。当連合会もこれまでシンポジウム等を通じて先進的な取組事例を紹介してきたが、反響も大きく、ニーズは高い。そこで、消費者庁、文部科学省等が中心となって先進的な取組事例を集約し、他の地方公共団体が容易に参考にできる仕組みを進めるべきである。	学校における消費者教育を推進するためには、消費者庁及び文部科学省が連携して施策を進めることが重要であると考えておりますので、御指摘の点については、今後の施策の実施の参考とさせていただきます。
206	4	(2)	⑥	学校における消費者教育の推進	現在成年年齢の引下げに関する検討が行われているが、実際に引き下げられた場合には未成年者取消権の喪失による消費者被害の拡大が懸念される。被害防止に向けた消費者教育の充実が必須であり、高等学校での契約・金融関連を始めとした体系的な消費者教育を行うべく、今から検討を始めておくべきである。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、重要性を鑑み、成年年齢引下げに関連する取組について、工程表の関連部分を集約し、一覧できるよう追記しました。
207	4	(2)	⑥	学校における消費者教育の推進	学校における消費者教育を推進するためには、教員への研修が不可欠である。教員研修の機会として、日本学生支援機構等の初任者・中堅教諭等資質向上研修だけでなく、国民生活センターでの研修を充実すべきである。そのためには、相模原、徳島だけでなく、国民生活センターの地方研修として、各地で開催をする必要がある。そうした研修開催について、具体的な内容、スケジュールを明記すべきである。	御指摘の点については、今後の研修計画策定の参考にさせていただきます。
208	4	(2)	⑥	学校における消費者教育の推進	学校における消費者教育を推進するためには、教員への研修が不可欠である。教員研修の機会として、日本学生支援機構等の初任者・中堅教諭等資質向上研修だけでなく、国民生活センターでの研修を充実すべきである。そのためには、相模原、徳島だけでなく、国民生活センターの地方研修として、各地で開催をする必要がある。そうした研修開催について、具体的な内容、スケジュールを明記すべきである。	御指摘の点については、今後の研修計画策定の参考にさせていただきます。
209	4	(2)	⑥	学校における消費者教育の推進	選挙年齢の18歳への引下げに対応して、民法の成人年齢を18歳に引き下げることへの是非が議論されています。成人年齢引下げは、若年消費者保護の立場から慎重にすべきだと考えています。 今後、民法の成人年齢引下げに際しては、その前提条件として、消費者教育の充実が不可欠です。従来の消費者教育は、詐欺など「消費者被害の防止」にウェイトを置いた教育でしたが、これからは消費生活を社会全体の問題として考える自立した消費者の育成と消費者市民社会の視点を取り入れた教育を小学校から大学まで実施していくことが必要だと考えます。 ただ、学校の教職員は消費者教育に関する専門的な教育を受けていないため、指導に当たっては弁護士や消費生活相談員などの専門家と連携し、地方公共団体や国は消費者教育の教材作成や人材育成に取組むべきです。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、重要性を鑑み、成年年齢引下げに関連する取組について、工程表の関連部分を集約し、一覧できるよう追記しました。 また、工程表4(2)③において、成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化することを記載しています。さらに、工程表4(2)⑥において、学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援することを記載し、推進することとしております。
210	4	(2)	⑦	地域における消費者教育の推進	消費生活センターと大学・専門学校等の学生相談室等との間で定期的な情報交換などの取組について明記すべきである。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、工程表4(2)⑥において、「大学・専門学校等における消費者教育の推進(取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発)」と記載しており、連携における課題等も含め、先進事例として情報提供をすることとしております。
211	4	(2)	⑧	家庭における消費者教育	家庭における消費者教育の推進のため、「消費者教育ポータルサイト」の周知や広報について施策やKPIを追加してください。 消費者教育は学校だけでなく家庭で行うことも重要であり、「消費者教育ポータルサイト」の活用は有効手段の一つです。しかし、一般消費者にはその存在が周知されているとは言い難いため、「消費者教育ポータルサイト」の周知や広報拡大を行い、家庭における消費者教育のより一層の推進を求めます。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、工程表4(2)④において、消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行うこととしており、また、消費者教育ポータルサイトについてのアクセス数、教材等掲載数など、既にKPIとして記載しております。
212	4	(2)	⑧	家庭における消費者教育	ア 地域、家庭で使用できるツールの提供 日常的な消費行動(買う、食べる、使う、捨てる)が地域、家庭で行われ、地域、家庭において消費者教育の機会も存すること、特に家庭は“社会の最小単位”であり、消費者教育の必要性が高く、かつ、その機会にも恵まれていることに鑑み、消費者庁、地方公共団体において、地域、家庭で消費者教育を行う際に誰でも使用できるツールを充実させるべきである。例えば、消費者庁の「消費者教育ポータルサイト」の「条件絞り込み」の「利用者の立場」に、「家庭で教える」を加えるべきである(消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、消費者教育ポータルサイトの利便性の向上については、現在、改善に向けた検討を行っております。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
213	4	(2)	⑨	事業者・事業者団体による消費者教育	事業者・事業者団体の教材・講座について、事業者・事業者団体に有利な内容となり公平・公正に欠けているのではないかと懸念を払拭するため、国及び地方公共団体は、事業者・事業者団体が行う消費者教育が公平・公正な内容となるための適当な基準を提示するべきである。 また、国及び地方公共団体は、消費者教育地域推進協議会等を積極的に活用する等して、事業者・事業者団体に対して消費者教育の推進に積極的に携わることを呼びかけるとともに、消費者・事業者団体との情報交換や連携ができる仕組み作りに努めるべきである(消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
214	4	(2)	⑨	事業者・事業者団体による消費者教育	「取組の支援について検討」との記載があるが、社会人に対する教育場面として職場は重要であり、中小企業も含め、具体的に進めるための支援を検討いただきたい。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
215	4	(2)	⑩	倫理的消費の普及啓発	2年間にわたって議論された消費者庁「倫理的消費調査研究会」の最終とりまとめが出されました。「あなたの消費が世界の未来を変える」という意識を消費者、特に幼少期から普及啓発・教育していくことが重要です。倫理的消費(エシカル消費)の認知を上げていくためのツール作成を取組に加えてください。	平成29年4月の「倫理的消費」調査研究会取りまとめにおいて、求められる推進方策の方向性として整理されております「学校での教育などを通じた消費者の意識の向上」については重要と考えておりますので、御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
216	4	(2)	⑩	倫理的消費の普及啓発	「倫理的消費」研究会報告書では、求められる推進方策として4つ示されていますが、現在のKPIは「普及方策の実施状況」と極めて抽象的なため、倫理的消費の普及方策を具体化し、KPIに追加してください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、今後、平成29年4月の「倫理的消費」調査研究会取りまとめの内容を踏まえた、倫理的消費の普及を推進するための具体的な取組等が明確になりましたら、KPIを追加することを検討いたします。
217	4	(2)	⑩	倫理的消費の普及啓発	倫理的消費は、持続可能な社会を目指す上でもさらに拡大していくべきだと考えるが、まだ消費者の認知・意識・理解が低いのが現状である。「メディアや広報の活用」、「ムーブメント作り」と記載されているが、現状では不十分であり、更なる強化や具体策が必要と考える。 また、倫理的消費調査研究会の最終取りまとめを十分に踏まえ、反映していただきたい。	平成29年4月の「倫理的消費」調査研究会取りまとめにおいて、求められる推進方策の方向性として整理されております事項については重要と考えておりますので、御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
218	4	(2)	⑩	倫理的消費の普及啓発	「倫理的消費」調査研究会の最終報告書～あなたの消費が世界の未来を変える～がだされました。今後は工程表にある倫理的(エシカル)消費の推進・消費者、事業者、行政による推進組織の構築を検討の取組となるかと思えます。報告書にあるウェブアンケート(2016年12月、15-65歳、2500人)結果からは若年層は関心は高いが行動に結びつかず、中年層は関心、行動ともに低い結果となっています。若年層についての記述はありますが、中年層に向けた普及啓発の具体的な取組、方策とKPIを明確にし追記していただくことを望みます。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、今後、平成29年4月の「倫理的消費」調査研究会取りまとめの内容を踏まえた、倫理的消費の普及を推進するための具体的な取組等が明確になりましたら、KPIを追加することを検討いたします。
219	4	(2)	⑭	食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進	フードバンク活動に対して必要な支援を行う政策は評価できます。平成29年度以降は支援をさらに進めてください。また、地域では食品ロス削減をテーマに活動している市民団体が講演や自宅で余った食品を持ち寄り料理してみんなで楽しく食べる会などの活動を活発に行っています。そのような事例を収集・発信し国民運動の推進につなげることを取組に記載してください。	各種団体の取組事例に関しては、国民運動の一環として消費者庁ウェブサイトにおいてご紹介しています。 御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
220	4	(2)	⑭	食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進	フードバンク活動に対して必要な支援を行う政策は評価できます。2017年度は支援をさらに進めてください。また、地域では食品ロス削減をテーマに活動している市民団体が講演や家で余った食品を持ち寄り料理してみんなで楽しく食べる会などの活動を活発に行っています。そのような事例を収集・発信し国民運動の推進につなげることを取組に記載してください。	各種団体の取組事例に関しては、国民運動の一環として消費者庁ウェブサイトにおいてご紹介しています。 御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
221	4	(2)	⑭	食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進	平成25年の農林水産省及び環境省の調査によれば、国内の食品ロスの割合は事業系、家庭系併せて632万トンにも及びます。この数字は、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量(平成26年で年間約320万トン)の約2倍に相当すると言われています。これは食糧問題だけでなく、環境問題とも密接に関わる問題であり、この国の将来に波及するものです。この事実を国民に知らしめ、一人一人が食品ロス削減を進めるためには、国、地方公共団体、事業者そして国民全員が一丸となり早急に取り組む必要があります。そのためにも国は強いリーダーシップを発揮するべく、確実に実現でき得る目標値をたて、その実現に向かって具体的な施策を立てるべきです。また、「食品ロス削減国民運動」についてはまだまだ認知度も低いと思われるため、その対応には注力すべきです。徳島県で行われる「消費者行政新未来創造オフィス」におけるモデル事業の実施には大いに期待します。 中でも賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する(フードバンク活動)への取組については評価できます。本運動に対し、必要な支援を行うとともに、フードバンク活動に対する消費者への理解を促進することを希望します。	今後とも食品ロス削減を推進するため、消費者の理解促進を含め普及啓発に努めてまいります。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
222	4	(2)	⑮	食育の推進	食育の推進は、科学的知見を踏まえた形で進める旨を明記してください。	第3次食育推進基本計画において、第3の「7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進」の中で、健全な食生活の実践に当たっては、国際的な研究を含めた最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠である旨を明記するとともに、情報の提供に当たっては、国民自身が内容を理解し、自律的に食生活の実践につなげられるよう配慮することが必要であることを記載しています。
223	4	(3)	-	消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	「持続可能な開発目標(SDGs)の推進」は、「改定素案のポイント」には位置付けられましたが、改定素案本体に項目がありません。独立した項目を設け、消費者分野の課題を丁寧に記載してください。	持続可能な開発目標(SDGs)に関連する取組について、工程表の関連部分を集約し、一覧できるよう追記しました。
224	4	(3)	-	消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	適格消費者団体による差止請求権の実効化【新規】【③の後に追加すべき】 適格消費者団体は、事業者の不当な行為に対する差止請求を通じて、消費者被害の未然防止・拡大防止という公益の実現に大きな役割を果たしている。また、消費者が主役となって主体的な選択・行動ができるためには、表示の適正が重要な前提であり、適格消費者団体は、不当表示に対する差止請求を通じて表示の適正確保に資することが求められる。 しかし、適格消費者団体は、会員からの会費等の金銭的拠出と運営に携わる消費生活相談員、弁護士、司法書士、学者等の専門家をはじめとする会員のボランティアによる活動に支えられているのが実情であり、財政基盤が脆弱である。適格消費者団体の活動の公益性と実情に鑑み、情報面の支援策はもとより、適格消費者団体への支援を目的とする民間基金への支援や団体への直接的な財政的支援を含めた実効性のある積極的な支援策が速やかに検討・実施されるべきである(消費者基本計画(素案)についての意見書(2015年2月18日)、消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書についての意見書(2016年9月16日))。 また、景品表示法、食品表示法上の差止請求訴訟において、相手方事業者が表示の根拠となった合理的かつ客観的資料を提出しない場合は、優良誤認表示等と推定する等、立証手段を強化する制度を検討すべきである(不当景品類及び不当表示防止法の抜本的改正等に関する意見書(2011年8月18日)、新食品表示制度に対する具体的な提言についての意見書(2013年2月14日))。	適格消費者団体に対する支援については、団体の会員や寄附の増加につながるよう制度や団体の積極的な周知・広報を行うこと、情報面の支援として、事業者に関する消費生活情報や急増指標を提供すること、財政面の支援として、「地方消費者行政推進交付金」の先駆的プログラムの活用を促進すること等の様々な取組を行ってきたところです。御意見の趣旨を踏まえ、引き続き、必要な支援策を検討してまいります。
225	4	(3)	①	消費者団体等との連携及び支援等	消費者団体等との連携に関して、(KPIの現状)が消費者庁の実施した意見交換回数となっていますが、実際には他省庁も消費者団体との意見交換会などを実施しており、各省庁ごとの回数を実績として記載してください。	御指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。
226	4	(3)	①	消費者団体等との連携及び支援等	地方消費者フォーラムは初開催から7回を数えましたが、いったん成果について検証・評価を行うべきです。その上で、さらなる活性化のために、運営改善に着手するべきです。	御指摘の点については、今後の検討の参考にさせていただきます。
227	4	(3)	①	消費者団体等との連携及び支援等	消費者団体の育成及び支援のあり方の検討に関して、適格消費者団体等への財政支援を行う「消費者スマイル基金」が設立されたことを踏まえ、「民間基金への支援」を取組に加えてください。 また、「平成28年臨時国会で成立した休眠預金活用法の対象に消費者分野を盛り込むことの検討」を取組として掲げてください。	(前段に対する回答) 御意見を踏まえて、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討を取組として記載することとしました。 (後段に対する回答) 御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
228	4	(3)	①	消費者団体等との連携及び支援等	「適格消費者団体の空白地域における設立支援」を取組に加えてください。	御指摘の趣旨は、6(2)①「地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等」として明記されています。
229	4	(3)	①	消費者団体等との連携及び支援等	高齢者等の消費者被害予防のネットワークの在り方については、連携すべき機関や、支援の在り方を適切に整理し、真に実効性のあるものが構築されるように支援をなすべきである(高齢者の消費者被害の予防と救済のためのネットワークづくりに関する意見書(2013年12月19日))。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、消費者の安全・安心の確保のための地域の見守りネットワークの構築については、6(2)②の施策として記載があります。また、平成29年4月に、消費者安全確保地域協議会を設置している地方公共団体の取組をまとめた事例集(「地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置事例」)を公表し、各地方公共団体における取組の参考とするよう呼び掛けています。併せて、消費者庁長官から都道府県知事宛てに、消費者安全確保地域協議会の設置の意義や、消費者行政担当部署と福祉関係、医療・保健関係、警察・司法関係及び学校・教育関係等の関係部署間の庁内連携及び庁外の関係機関との連携を一層推進していただくことを依頼する文書を発出するなど、実効的な見守りネットワークの構築が図られるよう努めています。
230	4	(3)	①	消費者団体等との連携及び支援等	消費者団体等との連携及び支援等について、地方消費者グループフォーラムはこれまで7回開催されましたが、その成果や運営のあり方について検証・評価を行うべきです。	御指摘の点については、今後の検討の参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答	
231	4	(3)	②	消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等	<p>・「消費者志向経営推進組織(プラットフォーム)」が設けられ、「平成29年度における活動の重点課題は、『消費者志向自主宣言及びフォローアップ活動の促進』と明確にされたことは評価したい。今後、優良事例の公表・表彰など更なる具体的な活動を推進していただきたい。</p> <p>・「推進活動は、5年間の実施期間を設けて活動し、進捗状況を踏まえてその後の推進の在り方について見直しを行う」と示されており、中長期視点からの見直しが担保されていると思われるが、年度ごとの推進活動の重点課題についても、消費者志向経営推進組織を通じて進捗管理を実施していただきたい。</p> <p>・「事業者の取組を消費者に分かりやすく情報提供することで事業者の取組状況を可視化」することについては、各事業者とともに、事業者団体による自主的な取組として、会員企業の「消費者志向自主宣言及びフォローアップ活動の促進」に関する情報提供を進めていきたい。</p> <p>・消費者志向経営を具体的に推進するためのツールとして、国際規格である苦情対応マネジメントシステムISO 10002の事業者への導入促進についても言及いただき、普及への支援をお願いしたい。</p> <p>・中小の事業者や地方への輪の拡大も明記し、計画的な取組が重要と考える。自主的な推進や事業者団体による取組推進には一定の限界があるため、行政の支援が不可欠である。行政主導による展開を計画していただきたい。</p>	御指摘の「中小の事業者や地方への輪の拡大」については、工程表素案の中で「消費者行政新未来創造オフィス」において、地域の事業者・消費者・行政機関等と連携し、地方の企業への普及・啓発を行う」と記載しているところです。そのほか御指摘のあった点については、消費者庁として今後のプラットフォームによる推進活動の検討や実施において、参考にさせていただきます。
232	4	(3)	②	消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等	<p>社会的気運を高めるため、消費者庁が、新聞社などメディアと積極的に連携を図るべきである。</p> <p>2月末時点で、「消費者志向自主宣言」を実施している企業は43社に過ぎず、特に中小企業の宣言が少ない。取組を促進していること自体が知られておらず、メディアを活用し周知することで、社会的気運を高めることができ、取組事業者の増加や取組の促進につながる。</p>	御指摘の点については、今後のプラットフォームによる推進活動の検討や実施において、参考にさせていただきます。
233	4	(3)	②	消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等	<p>優良事例の表彰は、候補となる事業者を消費者志向経営推進組織が決めるべきで、事業者に直接ヒアリングを実施した上で行うべきである。</p> <p>事業者自身では、事例の優良性を判断することが難しい。また、自己推薦はおこがましく感じるとの声も聞く。消費者志向経営推進組織が客観的に判断することで、自己推薦に基づく場合よりも、表彰のもつ価値が高まる。それにより、事業者が消費者志向経営に取組むインセンティブが高まる。</p>	御指摘の点については、今後のプラットフォームによる推進活動の検討や実施において、参考にさせていただきます。
234	4	(3)	②	消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等	<p>中長期経営計画に消費者志向経営の推進を掲げることを、事業者に推奨するべきである。</p> <p>中長期経営計画に組み込まれることで、実効性の高い、部門を横断した取組となる。事業者の自主的な取組を促進するには、経営トップが消費者志向経営を重要視し実践することが重要である。</p>	御指摘の点については、今後のプラットフォームによる推進活動の検討や実施において、参考にさせていただきます。
235	4	(3)	③	公益通報者保護制度の推進	<p>「検討会報告書を踏まえた法改正内容の具体化のための更なる検討」という取組が今回記載されましたが、今回の検討会報告書によって具体的な法改正の方向性が示されたと受け止めています。については、法改正の時期を明記してください。また、取組促進のために、「経営者層向けセミナー(トップセミナー)の開催」を取組に加えてください。</p>	検討会最終報告書の提言やパブリックコメントで頂いた御意見等を十分に踏まえた上で、法改正の内容をより具体化するための検討をできるだけ速やかに行っていくこととしており、できる限り速やかな法改正の実現に努めてまいります。また、御指摘の経営者層向けのセミナー等の開催についても工程表記載の「説明会の実施等」の一環として検討してまいります。
236	4	(3)	③	公益通報者保護制度の推進	<p>民間事業者向けガイドラインについて、通報者に対する是正措置の有無、内容についての通知等の事業者の通報を受けて取り組むべき措置等につき、更なる改定を検討すべきである(「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(案)に関する意見書(2016年8月5日))。</p> <p>また、通報者の範囲に役員や取引事業者を含めること、行政以外への外部への通報の保護要件の緩和、通報と不利益取扱いとの因果関係の立証責任の緩和や通報を裏付ける資料の収集・持出行為に対する免責など、早期の法改正が強く求められる論点について、実効性ある法改正に向けた議論を速やかに進めるべきである。</p> <p>公益通報者保護制度の実効性を向上させるために、消費者庁がより司令塔的な役割を發揮していくべきであり、消費者庁に一元窓口を設け、調査し、行政機関に対して必要な改善要請等を行うべきである(公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会最終報告書に関する意見書(2017年1月27日))。</p>	<p>一般に、是正措置を実施しない場合というのは、調査の結果、不平等の存在が認められなかった場合だと思われませんが、調査結果の通知を行うことについては規定されていますので、特に問題はないものと考えています。</p> <p>(参考)「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(抜粋)</p> <p>Ⅱ. 内部通報制度の整備・運用</p> <p>3. 調査・是正措置</p> <p>(2) 調査・是正措置に係る通知</p> <p>(調査に係る通知)</p> <p>○ 調査中は、調査の進捗状況について、被通報者や当該調査に協力した者(以下「調査協力者」という。)等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、適宜、通報者に通知するとともに、調査結果について可及的速やかに取りまとめ、通報者に対して、その調査結果を通知するよう努めることが必要である。</p> <p>(是正措置に係る通知)</p> <p>○ 是正措置の完了後、被通報者や調査協力者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、速やかに通報者に対して、その是正結果を通知するよう努めることが必要である。</p> <p>また、御指摘の論点については、検討会最終報告書の提言やパブリックコメントで頂いた御意見等を十分に踏まえた上で、消費者庁として法改正の内容をより具体化するための検討を可能な限り速やかに行っていくこととしております。一元窓口についても、上記法改正内容の具体化に向けた検討の中で併せて検討してまいります。</p>
237	4	(3)	③	公益通報者保護制度の推進	<p>公益通報制度は、消費者の被害を未然防止、拡大防止するために極めて重要な制度です。消費者庁の検討会、及びワーキング・グループで検討された結果、公益通報制度の実効性向上のための公益通報者保護法の改正の具体的な方向が示されました。従って、法改正の時期を具体的に示す計画の中で示してください。</p>	検討会最終報告書の提言やパブリックコメントで頂いた御意見等を十分に踏まえた上で、法改正の内容をより具体化するための検討をできるだけ速やかに行っていくこととしており、可能な限り速やかな法改正の実現に努めてまいります。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
238	4	(3)	③	公益通報者保護制度の推進	KPIIには、法の認知度や通報窓口の整備数だけでなく、通報しようと思う者が実際に安心して通報できる態勢となっているかどうかを数値化し、指標とすべきです。法改正についてはより具体的なスケジュールを示すべきです。もともと、今回の検討結果を改正につなげた後も、継続的にその効果を検証し、必要があればさらなる改正を行っていく必要があります。その意味でも、法改正の実質的な効果を測定できるKPIIの設定は大変重要です。	御指摘の「安心して通報できる態勢となっているか」という点に関しては、各事業者が定める通報制度に係る内部規程が、適切な通報制度の整備・運用の指針について定めた民間事業者向けガイドラインにどの程度準拠しているかを示す「ガイドラインの主要項目への準拠状況」をKPIIとしているところです。今後、民間事業者向けガイドライン改正により拡充された内容を踏まえ、準拠状況を把握する項目についても拡充を図ってまいります。検討会最終報告書の提言やパブリックコメントで頂いた御意見等を十分に踏まえた上で、法改正の内容をより具体化するための検討をできるだけ速やかに行っていくこととしており、可能な限り速やかな法改正の実現に努めてまいります。また、法改正の効果を測定するためのKPIIについては、法改正後のKPIIの見直しの際に、検討していきたいと考えています。
239	4	(3)	③	公益通報者保護制度の推進	KPIIには、法の認知度や通報窓口の整備数だけでなく、通報しようと思う者が実際に安心して通報できる態勢となっているかどうかを数値化し、指標とすべきです。法改正については、より具体的なスケジュールを示すべきです。今回の検討結果を改正につなげた後も、継続的にその効果を検証し、必要があればさらなる改正を行っていく必要があります。その意味でも、法改正の実質的な効果を測定できるKPIIの設定は大変重要です。	御指摘の「安心して通報できる態勢となっているか」という点に関しては、各事業者が定める通報制度に係る内部規程が、適切な通報制度の整備・運用の指針について定めた民間事業者向けガイドラインにどの程度準拠しているかを示す「ガイドラインの主要項目への準拠状況」をKPIIとしているところです。今後、民間事業者向けガイドライン改正により拡充された内容を踏まえ、準拠状況を把握する項目についても拡充を図ってまいります。検討会最終報告書の提言やパブリックコメントで頂いた御意見等を十分に踏まえた上で、法改正の内容をより具体化するための検討をできるだけ速やかに行っていくこととしており、可能な限り速やかな法改正の実現に努めてまいります。また、法改正の効果を測定するためのKPIIについては、法改正後のKPIIの見直しの際に、検討していきたいと考えています。
240	4	(3)	③	公益通報者保護制度の推進	内部通報制度の整備に係るインセンティブの導入や公益通報者保護法の改正に係る検討にあたっては、事業者の意見を十分踏まえた丁寧な議論を行うべきである。内部通報制度の運用を実際に行う事業者の意見を聴くことで、より実効的な制度・運用の実現につながる。	御指摘のインセンティブの導入、法の改正について検討するに当たっては、最終報告書の提言及び事業者団体を含む各関係団体や国民から頂いた御意見等を十分踏まえた上で、丁寧な検討を行っていくこととしております。
241	4	(3)	③ ②	公益通報者保護制度の推進 消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等	平成30年以降まで「検討会報告書を踏まえた法改正内容の具体化のための更なる検討【消費者庁】」といった工程表になっていますが、法改正の時期を明記して下さい。例えば第194回国会(平成29年秋の臨時国会か来年の通常国会)。4月20日、四谷の消費者団体連絡会で行われた工程表の学習会では、消費者政策課長と意見交換し、「時期を明示していないのは、速やかに行うということだ」と回答されました。また「時期を書けるものならば、書く」との御回答もありました。また、4項(3)の中の②消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等の項における2)経営者層向けセミナー(トップセミナー)の開催に準じて、公益通報者保護法改正、遵守についても、大企業経営者向けに消費者庁TOP(松本純大臣や岡村和美長官)による講義、説明を行って下さい。前記学習会において、この意見に対しては、消費者政策課長が「当該部署(消費者制度課)」に話しておくとの御回答をされました。現状は私が通報した、当該大企業の社長、社外取締役、社外監査役に対して、私が通報した際の不適切な対応を「見て見ぬふり」しないよう理解を求める作業を、個人で行っています。大企業が形だけの通報制度を作り、実際には通報者を脅すことによって通報させない行為が行われていることは、消費者庁の「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」の議論の中でも、委員の方から口々に発せられていました。法改正に向けて平成28年12月15日に公表された「最終報告書」の中に「今後、通報経験者の実態調査を行う」が含まれていましたが、通報を経験し、不利益を受け、今も続行中である当方の実態を調査頂くことは、消費者庁だけでなく私が相談したさまざまな国の行政機関が連携して、口先だけの企業の裏側を公にできる機会になります。通報相手は大企業ですので、格好の調査対象であると思います。公益通報者保護制度の「実効的な」促進について、上記のような「具体的な」施策、工程をどうか宜しくお願い申し上げます。私がこれまでに相談した消費者庁以外の行政機関は、防衛省、防衛装備庁、総務省(行政相談)、法務省(さいたま地方法務局人権擁護課)、警察庁(警視庁と埼玉県警)です。	検討会最終報告書の提言やパブリックコメントで頂いた御意見等を十分に踏まえた上で、法改正の内容をより具体化するための検討をできるだけ速やかに行っていくこととしており、可能な限り速やかな法改正の実現に努めてまいります。また、御指摘の経営者層向けのセミナー等の開催についても工程表記載の「説明会の実施等」の一環として検討してまいります。なお、通報者が被る不利益の実態については、パブリックコメントに寄せられた御意見の分析やヒアリング等を通じて行うこととしています。
242	4	(4)	①	競争政策の強力な実施のための各種対応	独占禁止法の第1条では、「一般消費者の利益を確保する」ことが掲げられている。公正取引委員会がこの法律を厳正に執行することは、広く一般消費者の利益を増進させ、消費者の権利の確保につながるものである。その独占禁止法の課徴金制度について、公正取引委員会の下で開催された独占禁止法研究会において議論がなされ、調査妨害行為に対するペナルティーの導入等の改善案が提言された。この提言にある課徴金制度の見直しを内容とする独占禁止法改正が行われれば、独占禁止法・公正取引委員会の執行力が強化され、(我々の目指すところである)消費者利益の増進につながるものと確信している。そのため、消費者政策に関して関係府省庁等が講ずべき具体的施策の取組予定を取りまとめている「消費者基本計画工程表」に、この独占禁止法改正について盛り込み、政府として、これをしっかりと進めていくことを明らかにすることを求める。	御意見を踏まえ、独占禁止法改正法案の提出等について4(4)①に記載することとしました。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答
243	4	(4)	② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	電力・ガス自由化がスタートしましたが、規制料金として残った託送料金に関しては、平成28年度電力託送料金に原発廃炉費用等を上乗せする検討がなされました。このことを踏まえ、今後、託送料金の適正性を確認する場を恒常的に設置し、その中で託送料金で徴収が認められる項目についての検討を行うとともに、正しく機能しているかの監視も取組に加えてください。	託送料金の仕組みを利用して、賠償への備えの不足分を全ての消費者から公平に回収させていただくにあたっては、①福島復興指針において、回収する金額の上限を総額で2.4兆円とし、②消費者庁の意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会による第三者のチェックを受け、③毎月消費者に届けられる料金明細票等において、明記することなどにより、「透明性」及び「適正性」を確保することしたいと考えております。また、東京電力グループの総力を挙げた合理化努力により賄われる福島第一原発の廃炉費用に充てられた額については、電力・ガス取引監視等委員会が毎年行う託送収支の事後評価等において明確化するとともに、ホームページでの公表などの情報提供を適切に行っていくこととしております。
244	4	(4)	② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	家庭向けの電気・ガス等の料金動向を把握・監視するため、消費者モニター制度の設計を施策として追加してください。消費者基本計画では、料金自由化を行う分野では消費者利益を確保することが重要と記載されていますが、全国規模の消費者モニター制度によって、消費者の利益が確保されているか、また事業者が不当な値上げを行っていないか監視することができることから、制度を設計すべきです。	御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、消費者庁では別途、「物価モニター調査」を行っており、必要に応じて調査項目を追加するなどの対応をしていきたいと考えております。また、消費者委員会では、電力・ガス小売自由化の影響について、消費者利益の観点からフォローアップを行っていききたいと考えております。
245	4	(4)	② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	都市ガス自由化では新規に参入する事業者は極端に少なく、消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができる状況には程遠いことから、新規参入を促すため、施策を検討すると追記してください。	平成28年4月からは、ガスについても、電力・ガス取引監視等委員会の業務の対象となりました。平成29年4月の全面自由化後も適切に監視を行い、競争を促していきます。加えて、今後も、経済産業省として、導管網の更なる拡充や、ガス調達環境の改善に取組、ガス市場の競争の活性化を進めてまいります。御指摘の点については、今後の施策の実施の御参考にさせていただきます。
246	4	(4)	② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	都市ガス自由化にあたり、平成28年度は時間的制約から託送料金審査が簡易方式で行われているため、事後評価を行う前に、電気と同様の方式で全事業者を対象に託送料金審査を実施するよう求めます。	経済産業省資源エネルギー庁のガスシステム改革小委員会での議論の結果、ガスの事前認可申請に係る託送料金審査においては、平成28年7月末に100者を超える一般ガス事業者から事前認可申請がなされることや、平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、一部の費目についてはヤードスティック方式が採用されることが託送供給約款料金算定省令で定められています。電力・ガス取引監視等委員会での審査に当たっては、当該算定省令及び託送供給約款料金審査要領に基づき申請内容が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法等の一部を改正する等の法律の要件に合致しているか等を、専門的かつ客観的な視点から、厳正に審査を行い託送料金の適正性について確保しております。
247	4	(4)	② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	「料金適正化の観点から、電力会社ごとに、値上げされた電気料金のフォローアップを計画的に行う」というのが、電気料金の値上げが十分なコスト削減努力を行った上でのものか、計算過程に虚偽が含まれていないかを厳しく審査すべきである（「電力システム改革の基本方針」についての意見書（2012年9月13日））。	電気料金の厳しい審査について、透明性の確保を図ることは重要なことと承知しております。このため、料金値上げに際しては、発電や販売等に要する費用等について、電力・ガス取引監視等委員会による厳格な料金審査を実施するほか、公聴会の開催や消費者庁への意見照会を行うこととしています。御指摘の点については、電力・ガス取引監視等委員会及び消費者委員会公共料金等専門調査会でのフォローアップ等において、今後の施策の実施の御参考にさせていただきます。
248	4	(4)	② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	電力・ガス自由化がスタートしましたが、規制料金として残った託送料金に関しては、2016年度に電力託送料金に原発廃炉費用等を上乗せする検討がなされました。公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保のために、託送料金の適正性を確認する場を恒常的に設置し、託送料金で徴収が認められる項目についての検討し、正しく機能しているかの監視に取組んでください。	託送料金の仕組みを利用して、賠償への備えの不足分を全ての消費者から公平に回収させていただくにあたっては、①福島復興指針において、回収する金額の上限を総額で2.4兆円とし、②消費者庁の意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会による第三者のチェックを受け、③毎月消費者に届けられる料金明細票等において、明記することなどにより、「透明性」及び「適正性」を確保することしたいと考えております。また、東京電力グループの総力を挙げた合理化努力により賄われる福島第一原発の廃炉費用に充てられた額については、電力・ガス取引監視等委員会が毎年行う託送収支の事後評価等において明確化するとともに、ホームページでの公表などの情報提供を適切に行っていくこととしております。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
249	4	(4)	② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	<p>平成28年の電力小売り全面自由化に続いて平成29年4月より都市ガスも自由化した。が、電力の場合と比較すると都市ガスでは4月時点での新規参入者が少なく、競争が起きているのは、大阪、名古屋、東京の都市部だけであり、経過措置料金が外れた地域では全くと言っていいほど競争が起きていないため、今後のガス料金引上げに対する注意が必要である。</p> <p>都市ガスへの新規参入がある東京近辺では、これまでLPガスで問題となっていたような高齢者を対象とした消費者問題が増えている。自由化前は都市ガスでの苦情はほぼなかったと聞いている。消費者側に注意を促すとともに、消費者庁、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会のさらなる監視が必要と思われる。</p> <p>自由化が今後進んでいっても、最終的に料金規制が残る送配電を担う託送料金、また都市ガスの導管部分の料金については独占となるため、収支状況や効率化の取組について、今後も電力・ガス取引監視等委員会及び、消費者庁や消費者委員会で継続的・定期的に評価を行っていく必要がある。</p> <p>①一般の原子力発電所の廃炉のための費用の不足分を②東京電力パワーグリッドが託送料金の超過利潤を東京電力ホールディングスの事故炉の廃炉費用に③福島事故の損害賠償の費用の不足分を回収し損ねた「過去分」として、それぞれ託送料金から回収する仕組みが資源エネルギー庁から提案され国会で審議中である。今後、青天井で増加する恐れもあり、そもそも託送料金の理念として認められるべきものではないと考える。</p>	<p>新規参入者の少ない地域でのガス料金引上げに対する注意については、経過措置料金規制を課す事業者の解除を行うに当たって、適正な競争関係が確保されているか否かをしっかりと確認しました。また、経過措置料金規制が課されない事業者には、原則として3年間の特別な事後監視を行うこととしています。当該監視期間に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、更に期間を3年間延長して当該監視を実施致します。</p> <p>消費者トラブルの発生を見据えた監視体制の強化については、電力・ガス取引監視等委員会において、消費者の皆様が小売供給契約を結ぶ際のトラブル等に対応するために設置した「相談窓口」に寄せられる相談や、平成28年2月12日及び同年12月15日の協定に基づき独立行政法人国民生活センターから提供される情報を分析し、消費者トラブルにつながりかねない営業活動への監視を強化しています。また、平成29年4月28日に同センターと消費者委員会の共同でプレスリリースを行い、悪質な営業事例について消費者への注意喚起を行っています。今後も関係省庁と協力しつつ悪質な事業者には、法律に基づいて厳正に対処するなど、消費者保護に万全を期してまいります。また、消費者委員会は、都市ガス小売全面自由化について、小売市場の健全な競争環境の維持、消費者への適切かつ分かりやすい情報提供、円滑なスイッチングの確保、消費者相談への的確な対応等の観点から、注視すべき論点を整理し、公表したところです。消費者委員会は、今後こうした論点を中心に、都市ガス小売全面自由化後の状況の検証を行っていく予定です。</p> <p>託送料金の定期的な評価については、電力・ガス取引監視等委員会において、電力託送料金に関して、一般送配電事業者の収支状況(託送収支)、効率化の取組状況について、平成28年度実績分から定期的に事後評価を行うこととしています。</p> <p>廃炉会計制度は、電力自由化により競争が進化した環境下において、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものです。また、福島第一原発の廃炉の所要資金が増大する中で、電気料金の値上げで対応するのではなく、東京電力グループの総力をあげた合理化努力を引き出すことにより賄うことを原則とし、その際、東京電力の送配電部門においても、合理化した分を福島第一原発の廃炉に充当できるようにすることとしています。賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。なお、託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが可能な制度となっております。</p> <p>御指摘の点については、今後の施策の実施の御参考にさせていただきます。</p>	
250	4	(4)	② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	<p>電力託送料金について、電力託送料金は規制料金となっているが、「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」の「財務会計ワーキング・グループ」で28年12月に原発事故処理費等が上乗せできる考えを中間とりまとめに示している。原発事故処理費が今後どの程度に膨らむのか不明のままこのような考え方を定めるのは、公共料金の決定の透明化に反する。事後評価だけでなく、原発事故処理費用の上乗せ制度について、丁寧な議論の場を工程表に盛り込むべきである。</p>	<p>託送料金の仕組みを利用して、賠償への備えの不足分を全ての消費者から公平に回収させていただくにあたっては、①福島復興指針において、回収する金額の上限を総額で2.4兆円とし、②消費者庁の意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会による第三者のチェックを受け、③毎月消費者に届けられる料金明細票等において、明記することなどにより、「透明性」及び「適正性」を確保することとしたと考えております。</p> <p>また、東京電力グループの総力を挙げた合理化努力により賄われる福島第一原発の廃炉費用に充てられた額については、電力・ガス取引監視等委員会が毎年行う託送収支の事後評価等において明確化するとともに、ホームページでの公表などの情報提供を適切に行っていくこととしております。</p>	
251	4	(5)	- 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	<p>循環型社会形成について、循環型社会形成に向けた情報提供事業や普及啓発事業を行うことは目標を達成するための手段にすぎず、現在、その目標が無い状態です。そもそもどういったら循環型社会が形成されたのか、それを管理する指標を設けてください。【新規】【追加すべき】</p>	<p>御指摘の点については、循環型社会形成推進基本計画において、「資源生産性」、「循環利用率」、「最終処分量」を目標を設定する指標として定めております。</p>	
252	4	(5)	① 低炭素社作りに向けた国民運動の推進	<p>パリ協定による地球温暖化の抑制目標の実現のため、またSDGsの実現のためにも、低炭素社会の実現は重要課題です。実現に向けては個人の意識向上と実行が不可欠であり、国民運動「COOL CHOICE」に具体的なアクションを追加するなどして取組を進めてください。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p>	
253	4	(5)	① 低炭素社会作りに向けた国民運動の推進	<p>パリ協定による地球温暖化の抑制目標の達成及びSDGsの実現のために、低炭素社会の実現は重要課題です。現実に向けては個人の意識向上と実行が不可欠であり、国民運動「COOL CHOICE」に具体的なアクションを加筆して取組を強力に推進してください。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p>	
254	4	(5)	③ 循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等	<p>廃棄物の発生抑制の中でも、特にマイクロプラスチックの発生につながる廃棄プラスチック製品について、諸外国と連携しつつ対策を進めることや消費者への周知について取組に加えてください。</p>	<p>マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題にもつながるプラスチック製容器包装等について、4(5)③の1)～4)の取組を通じて普及啓発活動等を実施しており、御指摘の点も踏まえつつ本工程表に基づき実施する予定です。このため、追加的な記載はしておりません。</p>	
255	4	(5)	④ 経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進	<p>「生きものマーク」について、生物多様性に配慮した農林水産物に付ける統一のロゴ・マークがあるわけではなく、また、農林水産業の営みを通じて多くの生きものが暮らせる豊かな環境を取り戻す様々な取組についての具体的な内容や評価が当事者に任されているなど非常に曖昧で分かりにくいことから、国民理解を促進させるには、認証基準やマーク作成など「生きものマーク」制度自体の整備や見直しを行うべきです。</p>	<p>事例集や手引き(生きものマークガイドブック)を作成し情報提供をすることで、生産者の方々が生物多様性に配慮した農林水産業に取り組む際の参考にしてもらうことや消費者の生物多様性への理解を目指しております。このようなことから、生きものマークの認証基準やマーク作成などの制度化は考えておりません。なお、御指摘を踏まえ、今後も活動事例に関する情報収集を行い、わかりやすい情報の発信に努めてまいります。</p>	

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答
256	5	(1)	-	被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進 製造物責任法は制定以来改正がされていません。社会情勢の変化を踏まえ、製造物の定義の見直しや欠陥の推定規定を置くことなどはじめ、法改正の検討を取組に加えてください。	製造物責任法に関する裁判例を今後とも定期的に収集・公表するなど法の施行状況を把握し、今後見直しを行う必要が生じた場合においては、適切な対応を行ってまいります。
257	5	(1)	①	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)の円滑な施行 消費者裁判手続特例法は平成28年施行されましたが、消費者の認知度は上がっていません。取組について、「制度の周知・広報」といった一般的な表現にとどまらず、「消費者団体と連携し全国でシンポジウムを開催」などの具体的な記載を行ってください。	御指摘の点については、消費者庁として今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
258	5	(1)	①	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)の円滑な施行 適格消費者団体への支援策の記述が「国民生活センター法改正作業の実施」で終わっていますが、同法の衆議院附帯決議で「その公益的な活動に必要な資金の確保等の財政面の支援を行うこと」等財政・情報支援について触れられたことを踏まえ、この点についても取組に記載してください。	御意見を踏まえて、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討を取組として記載することとしました。
259	5	(1)	①	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)の円滑な施行 平成29年4月28日に消費者スマイル基金が設立された。適格消費者団体の活動が活発に展開できるよう、消費者スマイル基金の運営に対する支援を行うべきである。	御意見を踏まえて、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討を取組として記載することとしました。
260	5	(1)	①	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)の円滑な施行 適格消費者団体、特定適格消費者団体への財政面の支援について追加してください。 消費者裁判手続特例法が平成28年10月1日から施行されましたが、差止訴訟や被害関係回復業務を担う適格消費者団体や特定適格消費者団体の財政基盤は脆弱です。 悪質な消費者トラブルが依然絶えない中で、集団的な被害回復に関わる仕組みは公益のための活動です。また、平成29年4月18日の衆議院消費者問題に関する特別委員会において附帯決議で全会一致で可決されていることから、財政面の支援について具体化を検討する必要があると考えます。	御意見を踏まえて、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討を取組として記載することとしました。
261	5	(1)	①	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)の円滑な施行 消費者裁判手続特例法(2016年10月1日施行)についての周知・広報は未だ十分とはいえず、引き続き、積極的な取組が行われるべきである。 今後、本制度をより実効性のある制度とするために、制度の実施状況を踏まえ、ガイドライン等の随時の見直しを行うほか、2018年度以降に予定されている制度見直しの検討において、本制度において対象となる請求権及び損害の範囲等の拡大はもとより、手続モデルとしてのオプト・アウト型の制度やオプト・アウト方式を組み込んだ総額判決制度の導入も含め、制度の拡充に向けた見直しを行うことを明記しておく必要がある。 また、本制度の担い手である特定適格消費者団体の支援についても、工程表に明記された所要の法改正や内閣府令改正(PIO-NET情報に関する支援、仮差押えの担保金にかかる措置等)のみならず、適格消費者団体及び特定適格消費者団体への支援を目的とする民間基金への支援や団体への直接的な財政的支援を含めた実効性のある積極的な支援策が速やかに検討・実施されるべきである(消費者基本計画(素案)についての意見書(2015年2月18日)、消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書についての意見書(2016年9月16日))。	制度の周知・広報及び制度の見直しに関する御意見は、今後の参考とさせていただきます。 また、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援に関する御意見については、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討を取組として記載することとしました。
262	5	(1)	①	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)の円滑な施行 特定適格消費者団体の申請を行っているのは依然1団体のみとのことであり、特定適格消費者団体への資金等の支援のあり方について、検討会の報告を踏まえ具体化していく必要がある。	適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討を取組として記載することとしました。
263	5	(1)	①	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)の円滑な施行 消費者団体等の努力によって、消費者スマイル基金が設立されました。(特定)適格消費者団体の活動活性化によって、消費者被害の防止・救済活動が進むように、スマイル基金の運営に対する支援を行うべきです。	適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討を取組として記載することとしました。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答	
264	5	(1)	②	製造物責任法に関する裁判例の収集・分析	製造物責任法に関する裁判例の収集・分析に関して、収集のためには最高裁判所との協力関係を構築する必要があります。外国では全ての判例をインターネットで公表している国もありますが、消費者庁の判例収集はマスコミ報道などを通じて関知したものや任意提供されたものを集めているのが現状です。製造物責任訴訟については、医療訴訟で行われているように、全国の裁判所から最高裁に報告させ、消費者庁にて集約しホームページ等で公表させる仕組みを構築すべきであり、そのことの検討を取組に加えてください。	御意見の趣旨については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
265	5	(1)	②	製造物責任法に関する裁判例の収集・分析	<新規>製造物責任法の見直しを工程表の中に追加すべきである。製造物責任法制定後23年を経過しているのに、一度も見直しが行われていない。平成30年度には、検討会をスタートさせるべきである。	製造物責任法に関する裁判例を今後とも定期的に収集・公表するなど法の施行状況を把握し、消費者庁として今後見直しを行う必要が生じた場合においては、適切な対応を行ってまいります。
266	5	(1)	④	消費者紛争に係る裁判外紛争解決手続の実施	国民生活センターの実施するADRIについては消費者庁の検討会(「国民生活センターADRIの実施状況に関する検討会」)で在り方の検討が行われており、「制度の改善の検討」も取組に加えてください。	国民生活センターの実施するADRIについては、その施行の状況について検討するため、現在有識者による検討会を実施しているところであり、制度の改善の必要性については、当該検討会における議論の結果も踏まえて検討してまいります。
267	5	(1)	⑧	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(以下「振り込め詐欺救済法」という。)に基づく被害者の救済支援等	消費者庁に設置された消費者の財産被害に係る行政手法研究会が取りまとめた報告書「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策について」を踏まえ、i)適切な要件にもとに消費者庁に破産手続開始申立権を付与するとともに、ii)諸外国の制度も参考にして、特に悪質商法による消費者被害救済のため、事業者の資産を迅速に保全した上で消費者の被害回復を図る制度を実現すべきである。加害者が利得したまま被害者への救済が進まない一方、特殊詐欺被害が依然として多大な被害を生んでいる状況に鑑み、早期に実現に向けた検討チームを立ち上げるなど具体的動きに着手すべきである(消費者庁「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の報告書に対する会長声明(2013年6月14日)、消費者基本計画(素案)についての意見書(2015年2月18日))。	消費者裁判手続特例法上の特定適格消費者団体による仮差押えや景品表示法の施行状況を踏まえ、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度の検討をすることとしています。御指摘の点については、今後の施策の参考とさせていただきます。
268	5	(1)	⑨	多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)の実施	銀行のカードローンによる貸し出しが急増していますが、貸金業法の総量規制の対象外になっています。規制対象とすることについての検討を取組に加えてください。	銀行カードローンについては、既に全国銀行協会が平成29年3月16日に申し合わせを行い、各行において自主的に改善に向けた取組を進めているところであり、金融庁としても、銀行カードローンの業務運営において、多重債務の発生抑制が適切に図られるよう促すとともに、その取組をしっかりとモニタリングして参ります。
269	5	(1)	⑨	多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)の実施	フリマアプリやオークションサイトにおいて現金が出品・売買される事象が起きていますが、貸金業法の潜脱といえる行為であり、取締強化を取組に加えてください。	御指摘の点については、金融庁として今後の参考にさせていただきます。なお、本件については、5(1)⑨の「ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化」の中で、引き続き取り組んで参ります。
270	5	(1)	⑨	多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)の実施	多重債務問題改善プログラムについて、貸金業者が保証会社となる銀行等のカードローンが総量規制の対象となっていないことを明記するとともに、金融庁と協調し、銀行カードローン問題の解消に向けた具体策を検討することを明記することが必要である。施策の中で、3)多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化が挙げられているが、昨今、個人向け銀行カードローン残高の大幅増加に伴い、貸金業法成立以降、これまで減少し続けてきた自己破産申立件数が増加に転じたことが問題になっている。こうした状況を踏まえ、多重債務問題の抜本的解決のために、貸金業者が保証会社となる銀行等カードローンが総量規制の対象となっていないことを明記し、金融庁と協調し、銀行カードローンに対する総量規制など新たな規制を創設する等の問題解消に向けた具体策を検討すべきであると考えます。	銀行カードローンについては、既に全国銀行協会が平成29年3月16日に申し合わせを行い、各行において自主的に改善に向けた取組を進めているところであり、金融庁としても、銀行カードローンの業務運営において、多重債務の発生抑制が適切に図られるよう促すとともに、その取組をしっかりとモニタリングして参ります。
271	5	(1)	⑨	多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)の実施	多重債務問題改善プログラムの実施(あるいは新規項目) 銀行系カードローンの過剰融資に対する取組を盛りこむべきです。KP Iとしては、銀行系カードローンの借入れを破産の理由とする個人の全自己破産者中の割合の減少などが考えられると思います。	銀行カードローンについては、既に全国銀行協会が平成29年3月16日に申し合わせを行い、各行において自主的に改善に向けた取組を進めているところであり、金融庁としても、銀行カードローンの業務運営において、多重債務の発生抑制が適切に図られるよう促すとともに、その取組をしっかりとモニタリングして参ります。
272	5	(1)	⑨	多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)の実施	多くの銀行が無担保の個人向けカードローンで、消費者金融会社には禁じられている「年収の3分の1超」の貸付を行っていること、中には、年収を上回る貸付けをする場合もあるようで、多重債務の懸念が考えられます。貸付額の上限がない銀行系カードローンが高額な貸付を行っている実態に対して、過剰融資に対する取組を盛りこむべきです。また、平成29年4月に終了した経済産業省「割賦販売法小委員会」とりまとめにおいて、過剰と信防止のための「支払可能見込額調査義務」の緩和に関する省令改正が盛り込まれたことは問題だと考えております。このような多重債務問題を再発させる規制緩和に反対いたします。KPIとしては、破産の原因調査を実施されることを提案いたします。例えば、個人の全自己破産者中、銀行系カードローンの借入を破産の理由とする割合を算出、その減少を目標にしていくなどが考えられます。	銀行カードローンについては、既に全国銀行協会が平成29年3月16日に申し合わせを行い、各行において自主的に改善に向けた取組を進めているところであり、金融庁としても、銀行カードローンの業務運営において、多重債務の発生抑制が適切に図られるよう促すとともに、その取組をしっかりとモニタリングして参ります。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
273	5	(2)	-	高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	マイナンバーカードの利用拡大の検討が進んでいますが、現状ではマイナンバーの利用とマイナンバーカードの利用の違いが消費者には十分に認識されていません。この点の周知と、不正利用に対する懸念への対応について項を起こして取組を記載してください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 制度について、周知・広報活動により制度の円滑な導入・定着を図る中で、御指摘のマイナンバーとマイナンバーカードの違いやセキュリティ対策等の周知についても引き続き取り組んでいきます。
274	5	(2)	-	高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	マイナンバーカードの利用拡大の検討が進んでいますが、現状ではマイナンバーの利用とマイナンバーカードの利用の違いが消費者には十分に認識されていません。この点の周知と、不正利用に対する懸念への対応について項を起こして取組を記載してください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 制度について、周知・広報活動により制度の円滑な導入・定着を図る中で、御指摘のマイナンバーとマイナンバーカードの違いやセキュリティ対策等の周知についても引き続き取り組んでいきます。
275	5	(2)	①	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備	スマートフォンの青少年への普及に伴い、青少年のインターネット利用に関わる被害救済、利益保護の枠組みとして、モラルやリテラシーの普及啓発とともに、保護者及び学校教育関係者を含めた幅広い被害救済、利益保護に関する相談態勢の更なる強化を官民挙げて取り組むべきと考える。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
276	5	(2)	③	パーソナルデータの利活用に関する制度改正(個人情報保護法改正後の個人情報保護法制の周知を含む。)	改正法の全面施行が迫っていますが、消費者への周知は十分ではありません。KPIIに「法案の施行に向けた施策の実施状況」とありますが、消費者向け周知・啓発の具体的な進捗状況も記載すべきです。	御指摘を踏まえ、平成28年度における個人情報保護法説明会の実施回数(平成28年度:192回)を記載しました。
277	5	(3)	①	越境消費者トラブルへの対応の強化	越境消費者トラブルへの対応の強化について、日本における登記を備えずに日本国内で営業行為をしている海外事業者の実態把握と取り締まりを行っていくべきである。 外国の法令に基づいて設立された法人、いわゆる外国会社は、日本において登記をしなければ、日本において取引を継続することができない(会社法818条1項)。本規程により、日本において外国会社との間で紛争を生じた者について、日本国内に紛争処理の相手方がいるようにし、外国会社を相手方とする訴えの提起を日本国内ですることができるようにすることが担保される。しかし、日本国内でインターネットHP等で顧客を誘引するなど、明らかに日本において営業行為を行っているにもかかわらず、日本の登記を備えていない外国会社も存在する。こうした事業者については、消費者との間で紛争が生じた場合も、消費者が事業者に対する訴えを容易に行うことができず、泣き寝入りさせざるを得なくなることも多い。 越境消費者トラブルへの対応の強化を掲げるのであれば、こうした状況に対する実態を把握し、日本における登記を備えずに日本国内で営業を行う海外事業者について、取り締まり等の措置を講じていく必要があると考える。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
278	5	(3)	①	越境消費者トラブルへの対応の強化	越境消費者トラブルへの対応の強化に関し、国民生活センターの越境消費者トラブルの相談体制を充実させるとともに、越境消費者ADRの創設に向けた調査・検討を直ちに行い、越境取引及びその紛争解決におけるルール国際共通化に向けた議論を開始すべきである(越境取引における消費者紛争窓口の恒常化等に関する意見書(2013年7月10日))。	御指摘の点については、今後の施策の実施・体制整備の参考にさせていただきます。
279	5	(3)	②	在留外国人の相談に対する体制の強化	まずはセンターの存在を知ってもらうために、入局管理局や地方公共団体の窓口が多言語のパフレット等を配布すること。国際交流関係の窓口にも協力を求めたり、在留外国人の支援をしてくださっている民間ボランティア団体にも周知を図る。在留の外国人の方のコミュニティでの結束は固いと思われ、そこへつなぐことが重要であるように思う。相談できることとともに解決に向けて協力できることをしっかりアピールできれば、相談しようという動機付けにもなると思う。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
280	6	(1)	-	国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化	震災をはじめ、災害により地方公共団体の機能が不全に陥る事態を想定し、「緊急時の国としての地方公共団体支援策検討」を施策に追加してください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、これまで大規模災害発災時には、被災地における消費者行政を支援するため、地方消費者行政推進交付金等を活用し、消費生活センターの復旧及び被災地特有の消費生活相談に係る相談体制の整備の支援を行っています。併せて、被災地域の消費生活センター等に法律などに関する専門家を派遣し、被害者の方々の消費者トラブルに関する相談及び生活再建を図る上で必要な総合的な相談体制の構築についても支援を行っています。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
281	6	(1)	-	国の組織体制の充実・強化	国の法執行体制を強化するため、任期付公務員制度を柔軟に活用し、法執行に携わる国の地方局にその地域の弁護士をパート登用することを進めるべきです。	御指摘の点については、消費者庁は地方組織を有していないため、引き続き、地方出先機関を有する行政機関や、都道府県・保健所と連携し、効果的・効率的な執行体制に努めてまいります。
282	6	(1)	①	消費者行政体制の更なる整備等(所管法律の点検・評価及び他の法律への関与の在り方等の検討・措置)	ア 消費生活相談員の専門性の向上に向けて、これまで研修の充実、国家資格化や雇止め等の抑止などの施策が行われてきたが道半ばであり、引き続き、これらの施策を数年間かけて推進すべきである(「地方消費者行政の充実・強化のための指針～地域社会の消費者問題解決力の向上を目指して～」(原案)に対する意見書(2012年6月28日))。 イ 消費者庁が、特命担当大臣の下で政府全体の消費者保護政策を推進する司令塔機能を果たすとともに、消費者被害事故などの緊急事態に対処し、所管する法制度について迅速な企画・立案・実施を行う機能を果たすためには、担当大臣、各省庁及び国会と同一地域に存在することが不可欠であり、これに反するような地方移転をすべきではない(消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書(2015年11月20日))。 消費者庁等の中心的な業務を移転することは、事実上困難であることが、既に現段階において明らかになっているというべきである。「3年後を目処に検証・見直しを行う」(「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」(「まち・ひと・しごと創生本部」2016年9月1日決定))のではなく、ただちに消費者庁等の移転を断念すべきである(試行を終え、改めて消費者庁等の移転に反対する会長声明(2015年8月17日))。 ウ 「消費者行政新未来創造オフィス(仮称)」は、現在の機能と体制を維持した上での追加措置として行うべきであり、少しでも消費者庁等の機能低下を招来するものであってはならない。当連合会は、今後とも、同オフィスの設置が消費者庁等の一部機能移転につながるような今後の推移を厳しく注視していく(試行を終え、改めて消費者庁等の移転に反対する会長声明(2015年8月17日))。	「政府関係機関の地方移転に係る今後の取組について」(平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定)において、「徳島県に、消費者行政新未来創造オフィスを置き、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・拠点とする。」とされたところです。他方、「これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務(国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等)は東京で行う」とされています。また、「同オフィスの取組は、3年後を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。」とされていますので、まずは同オフィスにおいて取組を進めてまいりたいと考えております。
283	6	(1)	②	消費者庁における国際担当の体制強化	そもそも消費者庁における国際担当の業務内容を明記してください。そのうえで、国際取引やネット取引の拡大に伴う、国をまたいだ消費者被害に迅速に対応できるよう、国及び省庁間連携を進めてください。国際的な消費者トラブル情報や消費者庁の取組状況について、消費者庁ホームページなどで情報提供することを取組に加えてください。	国際担当の業務内容は、主に消費者基本計画工程表「5(3)消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進」に記載している取組です。 なお、国際的な消費者トラブル情報等については、消費者白書等でも取り上げており、消費者庁ウェブサイトにおいて公開しているところです。
284	6	(1)	③	消費者委員会の事務局体制の充実・強化等	消費者委員会は消費者庁等からの諮問事項を審議するほか、任意のテーマを自ら調査して他省庁への建議等を行うという監視機能を有しており、他省庁からの諮問の場合に諮問した省庁等との連絡を密にすることはもちろん、建議等の監視機能の行使においても、他省庁や関連事業者、事業者団体からの事情聴取・協議も頻繁に行うことになる。かかる機能を十分に発揮するため、地方移転をすべきではない(消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書(2015年11月20日))。	消費者委員会においては、「消費者委員会については、消費者庁や独立行政法人国民生活センターの徳島県での取組につき、消費者行政の進化等の観点から成果を検証し、提言・助言を行う。その際、徳島県にて専門調査会を開催するなど、地方の現場の視点が反映されるような取組を行う。上記3年後目途の検証・見直しに当たって、消費者行政の進化等の観点から、意見を述べる」、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」(平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定)となっており、この決定に基づいて取組を進めることとしています。
285	6	(1)	④	障害者の消費者被害の防止策の強化	2016年(平成28年)4月より施行された「障害者差別解消法」を国民に周知していくことは、障がい者の消費者被害の防止や、相談体制強化につながると考えます。消費者庁としても周知に関しての取組を追加し、年度を明記したKPIを記載してください。	御指摘の点について、障害者差別解消法の周知は、同法を所管する内閣府や同法に規定する各主務大臣(各府省庁等)において行われるものであり、消費者政策上の取組ではないため工程表には記載しておりません。
286	6	(1)	④	障害者の消費者被害の防止策の強化	「障害者差別解消法」が施行されてから1年が経過しましたが、法律について消費者にほとんど周知されていないのが現実です。行政の消費者相談においても、障害者自身、また家族から障害者として差別的な扱いを受けたという相談も寄せられますが、障害者の数と比較して同法に抵触すると思われる相談が少ないと捉えています。「障害者差別解消法」を一般に周知していくことは、障害者の消費者被害の未然防止、被害の拡大を防止することにつながると考えます。消費者庁のホームページや、各地で開催される消費者フォーラムや消費者教育の場などでも周知を徹底することを要望します。	御指摘の点について、障害者差別解消法の周知は、同法を所管する内閣府や同法に規定する各主務大臣(各府省庁等)において行われるものであり、消費者政策上の取組ではないため工程表には記載しておりません。
287	6	(1)	④	障害者の消費者被害の防止策の強化	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されてから1年が経ちましたがこの事はまだ一般にはほとんど周知されていないのが現実です。「障害者差別解消法」を一般に周知していくことは、障害者の消費者被害の未然防止、被害の拡大を防止することにつながると考えます。消費者庁のホームページや、各地で開催される消費者フォーラムなどでも周知を徹底することを希望します。	御指摘の点について、障害者差別解消法の周知は、同法を所管する内閣府や同法に規定する各主務大臣(各府省庁等)において行われるものであり、消費者政策上の取組ではないため工程表には記載しておりません。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
288	6	(1)	④	障害者の消費者被害の防止策の強化	障害者に配慮した情報提供は今後緊急に対処すべきであるが、各地方公共団体においてはきめ細かい配慮は難しいのが現状である。国民生活センターが、それぞれの障害に応じた情報提供の在り方を整備し、また障害者への消費者教育の教材作成、研修会などの取組について、具体的に工程表に明記すべきである。	御指摘の点については、今後の検討の参考にさせていただきます。 なお、国民生活センターでは、最新の消費生活情報をコンパクトにまとめた「くらしの豆知識」デジ版を作成し、全国の消費生活センターや点字図書館等に配布するなど、障害者に対する情報提供に努めています。
289	6	(1)	④	障害者の消費者被害の防止策の強化	障害者に配慮した情報提供は今後緊急に対処すべきであるが、各地方公共団体においては苦慮するところである。国民生活センターが、それぞれの障害に応じた情報提供の在り方を整備し、また障害者への消費者教育の教材作成、研修会などの取組について、具体的に明記すべきである。	御指摘の点については、今後の検討の参考にさせていただきます。 なお、国民生活センターでは、最新の消費生活情報をコンパクトにまとめた「くらしの豆知識」デジ版を作成し、全国の消費生活センターや点字図書館等に配布するなど、障害者に対する情報提供に努めています。
290	6	(1)	⑤	国民生活センターによる消費生活センター等への相談支援機能強化	国民生活センターが、全国の消費生活相談情報の分析を踏まえて消費者保護関連法制度・政策の改善に向けた問題提起や情報提供を効果的に行うためには、消費者庁及び消費者委員会と密接に連携して分析及び情報交換を行うことが必須であり、また、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能を果たすためにも、全般的に機能強化を図るべきであり、地方移転をすべきではない(消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書(2015年11月20日))。	国民生活センターについて、まち・ひと・しごと創生本部決定においては、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修や、徳島県独自の研修の実施することとされています。また、徳島県周辺も含めた大学、医療機関、研究機関等を活用しつつ、徳島県の協力を得ながら徳島県を実証フィールドとした、同センター相模原事務所では実施できなかった先駆的な商品テストのプロジェクトを実施することとされています。これらの成果も踏まえながら、3年後を目途に「消費者行政新未来創造オフィス」の検証・見直しを行う中で、徳島県で実施する研修、商品テストについても検証・見直しを行うことになるものと考えています。
291	6	(1)	⑥	消費者政策の推進等に向けた関係省庁等の連携強化	2014年4月の総務省の「消費者取引に関する政策評価書」における勧告では、消費者庁に対し「その司令塔機能を発揮して」政府全体の具体的施策目標を設定し、個々の施策の体系化、構造化を図り、これを次期消費者基本計画の改定に反映し、推進することを求めている。工程表においても、消費者庁の司令塔機能をより強く発揮することを明記し、施策の体系化、構造化をより明らかにすべきである(消費者基本計画(素案)に対する意見書(2015年2月18日))。	平成26年4月の総務省の「消費者取引に関する政策評価書」における勧告を踏まえ、第3期消費者基本計画においては、第3章で「消費者政策の推進により目指すべき姿」を含む消費者政策の基本的方針を示すとともに、第4章で5年間で取り組むべき施策の内容を6つの項目に整理(更に各項目をいくつか細分化)し、施策の体系化・構造化を図っております。また、具体的な施策について、取組予定を示す図と説明の文章で構成される消費者基本計画工程表を作成し、各施策にKPI(重要業績評価指標)を設定しています。
292	6	(2)	①	地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	地方消費者行政推進交付金等を活用した地方公共団体に対する支援が平成29年度末に一つの区切りを迎えることを踏まえ、平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方等について検討を行うとされました。地方公共団体の消費者行政は、財政基盤が不十分です。これまで地方消費者行政推進交付金等で、消費者行政の推進に取り組んできた地方公共団体が、交付金が終了することで消費者行政機能が低下することが危惧されます。地方消費者行政の継続した充実のためには、地方消費者行政支援費用を恒久的に国が負担するべきだと思います。平成30年度以降の支援の在り方について、消費者基本計画工程表に財政支援を明記することを要望します。	平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方については、現在検討しており、御指摘の点については、今後の検討に際し、参考にさせていただきます。
293	6	(2)	①	地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	消費者安全確保地域協議会の設置の促進のため、先進事例の収集・共有に取り組むとしているがそれだけでは不十分である。地方公共団体の協議会設置と運営が円滑に進むように、防災・防犯、介護、安否確認等を所管する各省庁を通じて地方公共団体までその設置の意義が伝わる通知など、省庁を超えた連絡調整を消費者庁が率先して行うべきである。	御指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。 なお、平成27年7月には厚生労働省から各都道府県高齢者保健福祉主幹部長宛てに、平成28年3月及び平成29年5月には警察庁から各都道府県警察の長等宛てに、高齢者の消費者被害への対応や、消費者安全確保地域協議会への協力について、通知が出されています。また、平成29年4月に、消費者庁から消費者安全確保地域協議会を設置している地方公共団体の取組をまとめた事例集(「地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置事例」)を公表した際、併せて、消費者庁長官から都道府県知事宛てに、消費者安全確保地域協議会の設置の意義や、消費者行政担当部署と福祉関係、医療・保健関係、警察・司法関係及び学校・教育関係等の関係部署間の庁内連携及び庁外の関係機関との連携を一層推進していただくことを依頼する文書を出するなど、実効的な見守りネットワークの構築が図られるよう努めています。
294	6	(2)	①	地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方等について検討を行うとされていますが、平成29年度で地方消費者行政推進交付金が終了することで、地方消費者行政が後退につながることは明らかなです。平成30年度以降も、現在と同等以上の交付金等の支接を継続して下さい。	平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方については、現在検討しており、御指摘の点については、今後の検討に際し、参考にさせていただきます。
295	6	(2)	①	地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	消費者被害を防ぐため、地域ではさまざまな消費者団体が活動していますが、その財政基盤は脆弱であり、地方消費者行政推進交付金等の支援は必要不可欠です。平成30年度以降も引き続き、支援を継続すべきです。	平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方については、現在検討しており、御指摘の点については、今後の検討に際し、参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。				頂いた御意見	御意見への回答
296	6	(2)	①	地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	<p>ア 都道府県の消費者法令に基づく行政処分が大幅に減少しており、全体として地方消費者行政の弱体化が懸念される。地方消費者行政の更なる強化拡充を図るべきである(地方消費者行政の抜本的拡充を求める意見書(2008年6月19日)、地方消費者行政の持続的強化を求める意見書(2012年6月14日))。</p> <p>また、市町村の消費者センターの設立が促進されているが、都道府県レベルの消費者相談員の人員は減少し、都道府県の消費者保護部局や相談センター支局の統廃合が進んで都道府県レベルの消費者行政機能の低下が危惧される。都道府県レベルの消費者行政機能の維持・充実を図るべきである(「地方消費者行政の充実・強化のための指針～地域社会の消費者問題解決力の向上を目指して～」(原案)に対する意見書(2012年6月28日))。</p> <p>イ 地方公共団体の消費者行政は、その基盤がなお不十分である。財政的支援を含めて、更なる国による積極的な支援が求められる。地方消費者行政の推進のためには、地方消費者行政のための特定財源を少なくとも今後10年間継続するとともに、国の事務の性質を有する消費者行政費用を恒久的に国が負担することとすべきである(新たな「消費者基本計画(素案)」に対する意見書(2010年2月18日)、「消費者基本計画」の検証・評価(平成25年度)及び計画の見直しに向けての意見書(2014年4月18日))。</p> <p>ウ 消費生活相談員の専門性の向上に向けて、これまでに研修の充実や国家資格化や雇止めなどの施策が行われてきたが、引き続き、これらの施策を数年間かけて推進すべきである。また、消費者行政担当職員は減少傾向が続いている。消費者庁は、地方の消費者行政担当職員が増員されるよう地方公共団体へ働きかけること、消費者庁と国民生活センターは、消費者行政担当職員の資質の向上に向けた抜本的な研修の充実に取り組むことが必要である(「地方消費者行政の充実・強化のための指針～地域社会の消費者問題解決力の向上を目指して～」(原案)に対する意見書(2012年6月28日)、消費者基本計画(素案)に対する意見書(2015年2月18日))。</p>	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。
297	6	(2)	①	地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	山梨県では、平成29年度内に県内市町村での消費生活センター設置及び消費生活相談員配置等が進むことになっています。しかし、数値として達成すればよいだけではありません。センターや相談窓口の運営状況の課題はこれから出てきます。また、既にセンターとして数年経過しているところでも、課題を把握して改善していく必要があります。特に、相談員の待遇改善については、県行政から市町村に対する指導等もありません。現場の声を聞き取り、改善に結びつける具体策が必要です。	御指摘の点については、今後の施策の検討の参考にさせていただきます。 なお、相談体制の整備については、地方消費者行政推進交付金等を通じて、地方公共団体の取組を支援しています。また、いわゆる「雇止め」に関しても、これまで各地方公共団体に対し、その解消と相談員の処遇改善について積極的な働き掛けを行ってきたところです。さらに、平成28年4月1日から施行された改正消費者安全法により、消費生活相談員の職及び任用要件等が法律上に位置付けられたことから、地方公共団体の中で消費生活相談員が専門職としての適切な評価を得られ、「雇止め」の見直しを含む消費生活相談員の処遇改善に資するものと考えています。
298	6	(2)	①	地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	平成30年度以降の地方消費者行政への財政支援については、各地の担当部署にとって死活問題ですので、継続的に財政支援が可能となるよう、早急に方向性を示してください。	平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方については、現在検討しており、御指摘の点については、今後の検討に際し、参考にさせていただきます。
299	6	(2)	①	地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方等について検討を行うとされていますが、平成29年度で地方消費者行政推進交付金が終了することで、地方消費者行政が後退につながることは明らかです。平成30年度以降も、現在と同等以上の交付金等の支援を継続して下さい。	平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方については、現在検討しており、御指摘の点については、今後の検討に際し、参考にさせていただきます。
300	6	(2)	②	地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)	改正消費者安全法に基づく消費者安全地域協議会の設立に関して、地域によっては福祉部局を中心とするネットワークが既に存在しており、そうした地方公共団体の中には重ねての消費者安全地域協議会の設立が困難なところもあることをふまえ、KPIの測定は地域の実情に応じた柔軟な対応としてください。また、こうしたネットワークは機能しているかどうか重要であり、取組には設立支援のみならず、実態把握も加えてください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、従前より消費者庁から地方公共団体に対しては、様々なネットワークにおいて構成員が重複しているという地域の実情に鑑み、場合によっては消費者安全確保地域協議会を一から立ち上げるよりも、他のネットワークと一体的に運営することが望ましい旨を示しつつ、地域の実情に応じた形で消費者安全確保地域協議会を組織すべきことを呼び掛けています。平成29年4月に消費者庁から公表した消費者安全確保地域協議会を設置している地方公共団体の取組をまとめた事例集(「地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置事例」)においても、そのような設置例を盛り込んでいるところです。 また、工程表において「先進事例の収集・共有等」に取り組むこととしているところ、事例収集に際しては、構成員や活動内容等についても把握することとしています。
301	6	(2)	②	地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)	改正消費者安全法に基づく消費者安全地域協議会の設立に関して、地域によっては福祉部局を中心とするネットワークが既に存在しており、そうした地方公共団体の中には重ねての消費者安全地域協議会の設立が困難なところもあることをふまえ、KPIの測定は地域の実情に応じた柔軟な対応としてください。また、こうしたネットワークは機能しているかどうか重要であり、取組には設立支援のみならず、実態把握も加えてください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、従前より消費者庁から地方公共団体に対しては、様々なネットワークにおいて構成員が重複しているという地域の実情に鑑み、場合によっては消費者安全確保地域協議会を一から立ち上げるよりも、他のネットワークと一体的に運営することが望ましい旨を示しつつ、地域の実情に応じた形で消費者安全確保地域協議会を組織すべきことを呼び掛けています。平成29年4月に消費者庁から公表した消費者安全確保地域協議会を設置している地方公共団体の取組をまとめた事例集(「地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置事例」)においても、そのような設置例を盛り込んでいるところです。 また、工程表において「先進事例の収集・共有等」に取り組むこととしているところ、事例収集に際しては、構成員や活動内容等についても把握することとしています。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答
302	6	(2)	②	<p>地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)</p> <p>ア 地域の見守りネットワークの構築について、地域における見守りに関する先進事例の収集と情報提供を行い、消費者安全確保地域協議会の設立支援及び消費生活協力員・消費生活協力団体の活用を支援することにより、ネットワークの構築を推進するとされていることに加え、協力員・協力団体となりうる人材育成や団体に対する支援が取り組むべき施策を進めるべきである(消費者市民サポーター(仮称)の各地域での育成とその活動の支援を求める意見書(2013年11月21日))。</p> <p>イ 地域ネットワークの形成のためにも地域で消費者問題について関心を持って行動する人材(消費者安全法における消費生活協力員等)の育成とその活動に対する継続的支援が不可欠であり、国において、消費生活協力員等の人材育成のため、研修カリキュラムの整備、都道府県など人材育成に取り組む地方公共団体に対する研修費等の財政援助、簡易な資格認定制度の整備等の具体的支援策が更に検討されるべきである(消費者市民サポーター(仮称)の各地域での育成とその活動の支援を求める意見書(2013年11月21日))。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、地域における人材育成に関しては、国民生活センターにおいて消費生活サポーター研修を実施しているほか、地方公共団体における消費者教育や見守り等の担い手の育成のための事業に対しては、地方消費者行政推進交付金等を通じて支援を行っています。また、消費者地方公共団体における消費生活協力員・協力団体の活用事例については、消費者安全確保地域協議会の設置事例とともに、引き続き事例の収集・共有を図ってまいります。</p>
303	6	(2)	②	<p>地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)</p> <p>消費者安全確保地域協議会については、設置目標を高くするのは望ましいのですが、地域の現状としては設置が困難な小規模な地方公共団体が多くあります。設置の数値目標達成のために形だけで内容のない協議会を作っても意味がありません。設置に向けて、地方公共団体や住民の理解・周知が進むように国と都道府県からの丁寧な支援が必要です。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、従前より消費者庁から地方公共団体に対しては、様々なネットワークにおいて構成員が重複しているという地域の実情に鑑み、場合によっては消費者安全確保地域協議会を一から立ち上げるよりも、他のネットワークと一体的に運営することが望ましい旨を示しつつ、地域の実情に応じた形で消費者安全確保地域協議会を組織すべきことを呼び掛けています。平成29年4月に消費者庁から公表した消費者安全確保地域協議会を設置している地方公共団体の取組をまとめた事例集(「地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置事例」)においても、そのような設置例を盛り込んでいるところです。引き続き、地方公共団体への説明の機会を設け、積極的に働き掛けを行ってまいります。</p>
304	6	(2)	②	<p>地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)</p> <p>見守りネットワークの仕組み中に事業者がどのように参画してゆくべきかの道筋と、果たす役割、参画に関する留意点等に関する検討会の発足も視野に入れておくべきと考える。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、平成29年4月に消費者庁から公表した消費者安全確保地域協議会を設置している地方公共団体の取組をまとめた事例集(「地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置事例」)において、事業者・事業者団体を構成員としている事例も盛り込んでおり、事例集も参考にしながら地域の実情に応じた協議会の在り方を検討するよう、地方公共団体に対し呼び掛けています。</p>
305	6	(2)	②	<p>地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)</p> <p>都道府県及び地方公共団体に消費者安全確保地域協議会の設置が進むよう、国の消費者行政部局と福祉部局、防犯部局との間の意思疎通を図り、都道府県・市町村においても、消費者行政部局と福祉部局、防犯部局との間の意思疎通が円滑に進むよう支援を行うべきです。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、平成29年4月に、消費者庁から消費者安全確保地域協議会を設置している地方公共団体の取組をまとめた事例集(「地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置事例」)を公表した際、併せて、消費者庁長官から都道府県知事宛てに、消費者安全確保地域協議会の設置の意義や、消費者行政担当部署と福祉関係、医療・保健関係、警察・司法関係及び学校・教育関係等の関係部署間の庁内連携及び庁外の関係機関との連携を一層推進していただくことを依頼する文書を発出するなど、実効的な見守りネットワークの構築が図られるよう努めています。また、平成27年7月には厚生労働省から各都道府県高齢者保健福祉主幹部長宛てに、平成28年3月及び平成29年5月には警察庁から各都道府県警察の長等宛てに、高齢者の消費者被害への対応や、消費者安全確保地域協議会への協力について、通知が出されています。</p>
306	6	(2)	②	<p>地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)</p> <p>改正消費者安全法に基づく消費者安全地域協議会の設立に関して、地域では既に福祉部局を中心とするネットワークが存在し機能しており、消費者安全地域協議会の設立する方針には無理があります。机上の理屈ではなく地域の状況を踏まえた施策の展開を求めます。福祉部局は福祉部局、消費者行政部局は消費者行政部局で政策を下すのではなく、地域の課題まるごとに対応するネットワークづくりを検討してください。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、従前より消費者庁から地方公共団体に対しては、様々なネットワークにおいて構成員が重複しているという地域の実情に鑑み、場合によっては消費者安全確保地域協議会を一から立ち上げるよりも、他のネットワークと一体的に運営することが望ましい旨を示しつつ、地域の実情に応じた形で消費者安全確保地域協議会を組織すべきことを呼び掛けています。平成29年4月に消費者庁から公表した消費者安全確保地域協議会を設置している地方公共団体の取組をまとめた事例集(「地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置事例」)においても、そのような設置例を盛り込んでいるところです。</p>
307	6	(2)	②	<p>地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)</p> <p>消費者安全確保地域協議会は、設置団体数だけでなく、消費者被害の予防・救済に実際にどの程度役立っているかどうかという視点での指標化が必要です。例えば、地域協議会の枠組みを使って被害予防につながった件数、予防金額や実際に救済につながった件数等を継続的に集計し、目標値とすることなどが考えられるのではないのでしょうか。消費生活協力員については、消費生活相談センターと地域とをつなぐ重要な架け橋ですので、一定の手当を支給する等の財政的措置や活動発表の場を各地で意識的に設けるよう促す等、積極的な育成と活動支援を明示してください。</p>	<p>現在、地方公共団体においては、消費者安全確保地域協議会の設置及び在り方の検討に取り組んでいただいているところであり、御指摘の点については今後の課題として、施策の検討の参考にさせていただきます。</p>
308	6	(2)	②	<p>地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)</p> <p>消費者安全確保地域協議会の設置団体数が、平成29年1月末現在、3都道府県、27市区町村と設置が遅れている。福祉部門では同種の組織が機能している状況もある。新たな組織を作るだけでなく、既存の組織を活用することも呼びかけ、設置方法等について具体的に提案する必要がある。また、この協議会の設立の趣旨について、さらに丁寧に説明、広報していくべきである。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、従前より消費者庁から地方公共団体に対しては、様々なネットワークにおいて構成員が重複しているという地域の実情に鑑み、場合によっては消費者安全確保地域協議会を一から立ち上げるよりも、他のネットワークと一体的に運営することが望ましい旨を示しつつ、地域の実情に応じた形で消費者安全確保地域協議会を組織すべきことを呼び掛けています。平成29年4月に消費者庁から公表した消費者安全確保地域協議会を設置している地方公共団体の取組をまとめた事例集(「地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置事例」)においても、そのような設置例を盛り込んでいるところです。また、上記事例集の公表の際、併せて消費者庁長官から都道府県知事宛てに、消費者安全確保地域協議会の設置の意義や、消費者行政担当部署と福祉関係、医療・保健関係、警察・司法関係及び学校・教育関係等の関係部署間の庁内連携及び庁外の関係機関との連携を一層推進していただくことを依頼する文書を発出するなど、実効的な見守りネットワークの構築が図られるよう努めています。引き続き、地方公共団体への説明の機会を設け、積極的に働き掛けを行ってまいります。</p>

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答	
309	6	(2)	②	地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)	改正消費者安全法に基づく消費者安全地域協議会の設立に関して、地域によっては福祉部局を中心とするネットワークが既に存在しており、そうした地方公共団体の中には重ねての消費者安全地域協議会の設立が困難なところもあることをふまえ、KPIの測定は地域の実情に応じた柔軟な対応としてください。また、こうしたネットワークは機能しているかどうか重要であり、取組には設立支援のみならず、実態把握も加えてください。	御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。 なお、従前より消費者庁から地方公共団体に対しては、様々なネットワークにおいて構成員が重複しているという地域の実情に鑑み、場合によっては消費者安全確保地域協議会を一から立ち上げるよりも、他のネットワークと一体的に運営することが望ましい旨を示しつつ、地域の実情に応じた形で消費者安全確保地域協議会を組織すべきことを呼び掛けています。平成29年4月に消費者庁から公表した消費者安全確保地域協議会を設置している地方公共団体の取組をまとめた事例集(「地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置事例」)においても、そのような設置例を盛り込んでいるところです。 また、工程表において「先進事例の収集・共有等」に取り組むこととしているところ、事例収集に際しては、構成員や活動内容等についても把握することとしています。
310	6	(2)	②	地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)	消費者安全確保地域協議会は、設置団体数だけでなく、消費者被害の予防・救済に実際にどの程度役立っているかどうかという視点での指標化が必要です。例えば、地域協議会の枠組みを使って被害予防につながった件数、予防金額や実際に救済につながった件数等を継続的に集計し、目標値とすることなどが考えられるのではないのでしょうか。消費生活協力員については、消費生活相談センターと地域とをつなぐ重要な架け橋ですので、一定の手当を支給する等の財政的措置や活動発表の場を各地で意識的に設けるよう促す等、積極的な育成と活動支援を明示してください。	現在、地方公共団体においては、消費者安全確保地域協議会の設置及び在り方の検討に取り組んでいただいているところであり、御指摘の点については今後の課題として、施策の検討の参考にさせていただきます。
311	6	(2)	③	地方公共団体との政策・措置に関する情報等の共有	都道府県及び市町村行政の情報交換の場合、成功事例の共有はあるでしょうが、失敗事例や困難な現状の共有はできているのでしょうか。問題点を明らかにして施策を進めていくことが重要です。	毎年度当初に各県政令市課長会議を開催し、消費者庁の施策を説明するとともに、地方公共団体からも交付金を活用した事例紹介をして頂く機会を設けています。 また、各地方ブロックにおいて、ブロック課長会議を開催し、地方公共団体との意見交換の場を設けております。その際、事前に地方公共団体より政策の問題点等を集め、情報の共有を図るようにしております。 いただいた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
312	6	(2)	④	都道府県における法施行強化	任期付き公務員採用制度を援用し、都道府県等の法執行部門にその地域の弁護士を採用して法執行強化体制を強化すべきである。その際に、フルタイムの採用ではなく、パート採用ができるように柔軟な対応ができるよう地方公共団体を支援すべきである。	消費者庁は、法執行担当として従来から必要に応じて弁護士を任期付職員として採用しております。
313	6	(2)	④	都道府県における法執行強化	消費者問題は複数都道府県にまたがり広域的に発生することがほとんどであることから、国における執行力を強化するとともに、国(消費者庁、経済産業省)と都道府県間の情報共有と連携を強化し、事案によって国と都道府県が役割分担するなどの対策が更に検討されるべきである(「消費者基本計画」の検証・評価(平成25年度)及び計画の見直しに向けての意見書(2014年4月18日))。	各都道府県及び政令指定都市の消費者問題に関わる職員を対象に消費者庁所管法令執行担当者研修を開催しております。 毎年度当初に初任者研修を開催し、初めて消費者問題に関わる職員向けに基礎の学習を、また、第三四半期に専門知識や実践力を身に付けるための専門研修を開催し、法執行強化を図っています。 研修では、各都道府県等の担当者が一同に集まり、情報共有するとともに連携を強化しています。 御意見については、今後、検討の参考にさせていただきます。
314	6	(2)	④	都道府県における法執行強化	都道府県の法執行体制を強化するため、任期付公務員制度を柔軟に活用し、法執行に携わるその地域の弁護士をパート登用することを進めるべきです。	御指摘の点については、消費者庁は地方組織を有していないため、引き続き、地方出先機関を有する行政機関や、都道府県・保健所と連携し、効果的・効率的な執行体制に努めてまいります。
315	6	(2)	⑦	消費生活相談情報の活用	消費者庁は、PIO-NET情報の分析力を高める観点から、活用しやすいキーワードの項目設定など再度の見直しを国民生活センターと連携して行ってください。	国民生活センターが運営するPIO-NETについては、その有用性をより高めるため、概ね5年ごとの機器更新の際に機能の見直しを実施しており、今後も多様な観点からの機能充実を課題として検討していくよう、消費者庁としても連携していきます。
316	6	(2)	⑦	消費生活相談情報の活用	全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の入力業務は、相談員相互の情報交換の意味とともに、消費者安全法に基づく消費者事故情報の国への通知の意義を有するものであるが、地方の相談窓口における入力負担は相当大きい。全国からできるだけ漏れなく、迅速かつ正確な情報入力を確保するため、PIO-NETの入力及び内容チェックに係る人件費の一定割合を国が継続的に負担することが検討されるべきである(「地方消費者行政の充実・強化のための指針～地域社会の消費者問題解決力の向上を目指して～」(原案)に対する意見書(2012年6月28日)、消費者基本計画(素案)に対する意見書(2015年2月18日))。	PIO-NETの設立以降、入力業務は専用職員等を要したためその人件費を国が負担しましたが、平成17年度から相談員自らが入力できるよう効率化が図られたため、各相談員に1台ずつ入力用端末を配備してその設置費用や回線使用料等の入力経費を国民生活センターの運営費交付金で負担することを通じ、地方公共団体の消費生活相談業務を国が支援しているところです。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答	
317	6	(2)	⑦	消費生活以外の相談窓口寄せられた消費生活に関する相談の誘導	PIO-NET情報については、一定の開示条件をもとに事業者にも提供し、業務や製品の改善、消費者対応力の向上に活かせる方策を検討いただきたい。	PIO-NET情報については、相談者は自分の相談情報が事業者へ提供されることを基本的に想定しておらず、案件によっては事業者が相談者個人を特定し得る情報が含まれる場合もあることから、御指摘の点については、今後の検討の参考にさせていただきます。
318	6	(2)	⑧	国民生活センター相模原事務所研修施設及び「消費者行政新未来創造オフィス」での研修の実施	企業職員研修を、相模原の研修施設だけで、宿泊を伴い実施するのは地理的にも日数・時間的にも無理があると考え。特に人員に限られた中小企業や、乳幼児等を持つ家庭の職員においては、参加が困難な場合があると考え。地方での開催や、交通の利便を考慮した都内での半日研修等も並行して企画いただきたい。	御指摘の点については、今後の研修計画策定の参考にさせていただきます。なお、平成29年度は、消費者問題に関する企業職員セミナーを徳島県内でも開催する予定です。
319	1, 2	(4), (3)	⑨, ④	食品のトレーサビリティの推進 米穀等の産地情報の伝達の適正化	平成29年冬、京都において国産米表示の米に中国産米が混入され販売されたのではという報道がありました。消費者にとって非常に衝撃的なものであったことは事実ですし、さらに数ヶ月以上たった現在においても白黒がつかないということについても腑に落ちるものではありません。この工程表においては「米トレ法に基づく対応」として米穀事業者に対して立入検査等を実施、調査結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の取引等の記録の作成・保存の適正化を図る。とありKPIも数値にて評価できるようになっています。しかし、「調査方法と裏づけとなる科学的調査の検討」も同時に付け加えるべきものだと感じます。消費者の信頼をこれ以上損なわない取組となるよう工程表において追記を望みます。	農林水産省では、科学的手法を活用した食品表示の監視を行っています。
320	5, 6	(3), (1)	②, ②	在留外国人の相談に対する体制の強化 消費者庁における国際担当の体制強化	2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、海外からの観光客等における日本の事業者起因する問題が発生した場合の相談対応、対応窓口等の整備を検討しておくべきである。	工程表の5(3)②に記載している在留外国人には、御指摘の海外からの観光客等も含まれています。ここでの記述は、海外からの観光客等に関し、日本に滞在中に日本の事業者との間で何らかの消費者トラブルが発生した場合の相談体制の整備の検討を意味しており、御指摘に沿ったものになっていると考えております。
321	全体	-	-	-	工程表に記載されている施策の大部分が、「〇〇を推進する」、「〇〇を検討する」と総論的な記述である上、それを補うべき工程表でも5年間にわたり平板な矢印が引かれているという体裁になっていて、それぞれの項目においていつまでに何をするのか、消費者が一番知りたい計画の実効性が全く見えてきません。第3期消費者基本計画の当初2年間と後半3年間における到達点と改善点の見える化ができていないので、効果的な検証・評価ができません。いつまでに何をするのか、年度毎により具体的な記述にしてください。他省庁との連携協働による施策が多いため消極的な記述になっているとしたら残念です。消費者庁は消費者行政の司令塔としての機能を発揮し、各省庁に対しても分かりやすく効果が見えるような記述をさせるべきです。	工程表の帯表については、可能な限り、具体的な取組に分けて取組時期を具体的に示すことを基本的考え方とし、改定に当たり、各省庁にそのような観点からの見直し検討を要請していたところです。今後とも、改定の際には可能な見直しを行うよう努めます。
322	全体	-	-	-	KPIは、具体的な施策の進捗状況が、国民の目から見て分かりやすいと思いますが、結果的にこうでしたという記載にとどまる項目が多く、目標や、結果に対する評価が記載されている項目が少ないように感じます。一律目標値を明記することは難しいとしても、前年度比どの程度増加させるべきなのか、減少させるべきなのか、同水準を維持させるべきなのか等の方向性や、結果がよかったのか悪かったのか等の評価、今後の対策等が盛り込まれると、国民の目から見て、消費者基本法に定められた消費者政策推進が計画に比べ進んでいるのか、進んでいないのか、どのような課題があるのか検証しやすくなり、課題解決に向けた議論にも役立つのではないのでしょうか。	KPIについては、可能な限り、施策の実施状況・効果(アウトカム)をより適切に把握できるよう、例えば、広報資料の作成・配布回数や説明会の開催回数等で効果を図るのではなく、周知率や理解率などを設定すること等を基本的な考え方とし、改定に当たっても可能な見直しを行ったところですが、今後とも、継続的に見直しに努めます。
323	全体	-	-	-	平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)についての記述がありません。消費者基本計画、及び消費者基本計画工程表に対して、SDGsの視点から施策の強化・追加を行うよう検討すべきです。	持続可能な開発目標(SDGs)に関連する取組について、工程表の関連部分を集約し、一覧できるよう追記しました。
324	全体	-	-	-	前倒しに平成29年度で終了できる課題、次期「消費者基本計画」に積み残される課題等を見極めるのも平成29年度の位置付けであり、消費者を取り巻く環境変化に対応し、期中での計画の見直しや追加・変更を行い、実効性のある継続的な消費者政策を推進いただきたい。	消費者を取り巻く環境や課題等を踏まえ、工程表の見直しを行っているところですが、御指摘の点につきましては、今後の施策の実施の際の参考にさせていただきます。
325	全体	-	-	-	特に、当団体も推進組織のメンバーとして取り組んでいる「消費者志向経営の推進に向けた取組」については、消費者志向自主宣言及びフォローアップ活動がスタートしているが、まだ参加事業者が少ないのが現状であり、施策の強化が必要と考える。当団体も、消費者志向事業者団体として協力していきたい。	御指摘の点については、消費者庁として今後のプラットフォームによる推進活動の検討や実施において、参考にさせていただきます。

回答No.	素案の対象箇所 ※対象箇所は、意見者によるものです。			頂いた御意見	御意見への回答
326	全体	-	-	<p>施策の記述の多くが、「〇〇を推進する」、「〇〇を検討する」となっており、スケジュールも5年間にわたり矢印が引かれています。これは大いに不十分です。何時までに何をするのか、年度毎に具体的な記述がなければ、年度毎に「どうだったのか」「何ができて何の進捗が不十分であったのか」の検証・評価・進捗状況ができるはずもなく、従って施策の補強もできません。</p> <p>消費者庁は「消費者行政の司令塔」としての機能を発揮するべきです。各省庁に対しては、このような記述についてはつき返し、消費者基本計画を各省庁の施策に明確に位置づけさせ責任をもって進めさせていくために、年度毎に 検証・評価・進捗管理ができる記述を求めてください。</p>	<p>工程表の帯表については、可能な限り、具体的な取組に分けて取組時期を具体的に示すことを基本的考え方とし、改定に当たり、各省庁にそのような観点からの見直し検討を要請していたところですが、今後とも、改定の際には可能な見直しを行うよう努めます。</p>
327	全体	-	-	<p>改定素案表紙に「Ⅱ本工程表の構成」がありその中に「誰(どの府省庁等)が、いつまでに、具体的に何を実施するのかを明らかにする」とありますが、ほとんどの工程表においてのスケジュールが5年間にわたる矢印が引かれています。これではきちんとした検証・評価ができません。年度ごとに具体的な記述にしたいだけのように望みます。またそれに伴いそれぞれの矢印ごとにKPIを設定することも不可欠であると感じます。</p>	<p>工程表の帯表については、可能な限り、具体的な取組に分けて取組時期を具体的に示すことを基本的考え方とし、改定に当たり、各省庁にそのような観点からの見直し検討を要請していたところですが、今後とも、改定の際には可能な見直しを行うよう努めます。</p>
328	全体	-	-	<p>2015年国連本部において「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。世界を持続可能な社会にするため、協調して取り組むべき道しるべであるといえます。しかし今回の工程表では「消費者基本計画工程表の改定について(ポイント)」にはありますが、改訂素案には記述がありません。生活者(消費者)全体を網羅する国際的な取組として項目を設け消費者立場の課題と取組、普及促進の追記を強く望みます。</p>	<p>持続可能な開発目標(SDGs)に関連する取組について、工程表の関連部分を集約し、一覧できるよう追記しました。</p>
329	全体	-	-	<p>高齢消費者被害への対処 高齢者の消費者被害は、高齢者の人口増を大きく上回る勢いで増加しています。高齢消費者被害をなくしていく方法はさまざまですが、少なくとも当面の全体的な目標として、まずは高齢消費者被害の増加率を高齢者人口の増加率より下げるとのKPIを設定し、関係省庁が一丸となって取り組む必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>高齢消費者の被害防止策については、身元保証等高齢者サポート事業、高齢者住まい、見守りネットワーク構築、消費者契約法の見直し等多岐にわたり、適正な取引の実現や国や地方の消費者行政の体制整備など、本工程表において該当する施策の柱ごとに適切に盛り込まれているところですが、それぞれについて適切にKPIが設定され、施策の進捗管理をすることとしています。</p>
330	全体	-	-	<p>成年年齢下げの動きへの対応として、若年層への消費者教育の強化、高校生向け教材の作成が挙げられている。しかし、かかる対応だけでは知識・経験・判断能力等が未熟な18歳、19歳の消費者被害は到底妨げない。そこで、次のような法整備が急務とされなければならない。</p> <p>1 恋人商法や霊感商法等の「つけ込み型」の勧誘による契約について、消費者契約法上、取消権を導入すること。</p> <p>2 若者の被害の多い通信販売の分野(ネットゲーム等のインターネット取引含む)において、特定商取引法上、事業者が当該若年者が一定額以上の取引を行うことに不適当性がないことの確認義務を負わせ、事業者が不適当でないことを立証しない限り契約が取り消せることとする。</p> <p>3 若年者で、トラブルが多いマルチ商法(連鎖販売取引)については、特定商取引法上、若年者に対する勧誘禁止規定を設け、また若年者取消権を認めること。</p> <p>4 その他の特定商取引法上の取引について、適合性の原則に合致しているか否かの確認義務を事業者を負わせた、事業者がこれを証明しないかぎり契約が取り消せることとする。</p> <p>5 クレジット・貸金・銀行貸付等の与信契約を若年者が契約する場合には、資力要件を厳格化するとともに、事業者に対して厳しい支払能力の調査義務・過剰与信防止義務を課すこと。</p> <p>6 若年者の消費者被害防止のため、以上のような保護対象を18歳・19歳に限らず、22歳程度までも含めた「若年成人」とすること。</p>	<p>1)について 御指摘の点については、今後の改正に係る検討の参考にさせていただきます。</p> <p>2)から4)について 消費者委員会成年年齢下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(平成29年1月)において、成年年齢が引下げられるまでに、連鎖販売取引における若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象とすることなどが提言されています。同提言を踏まえ、成年年齢の引下げに関する民法改正法案の状況を踏まえて、適切に対応したいと考えています。</p> <p>5)について 割賦販売法においては、クレジット契約をする際には、クレジット会社に支払可能見込額調査を義務付けており、支払可能見込額を超える極度額のクレジットカードの交付等を禁止しています。また、割賦販売法に基づく認定割賦販売協会である(一社)日本クレジット協会が定めている自主規制規則において、未成年者からクレジット契約の申込を受ける場合には、クレジット会社は当該未成年者の親権者に同意を得ることを定めています。</p> <p>貸金業法上、貸金業者には、年齢の別にかかわらず、顧客の返済能力を調査する義務が課されており、その際、源泉徴収票等の顧客の資力を明らかにする書面を確認することになっております。</p> <p>6)について 民法の成年年齢引下げにかかる特定商取引法上の措置については、民法改正の趣旨に照らし、18歳、19歳を対象とすることが適当であると考えます。</p>
331	全体	-	-	<p>漠然とした表現で、5年間同じ矢印で続けているものが多く見られます。もう少し年度を区切った具体的な工程表とすべきです。少なくとも29年度は予算も決まっているのでより具体的に表現できるはずですが、30年度、31年度についても見通しを具体的に記載すべきです。漠然とした表現では検証・評価ができません。消費者庁は率先して具体的な工程表を作成し、他省庁へも記述の具体化を求めてください。</p>	<p>工程表の帯表については、可能な限り、具体的な取組に分けて取組時期を具体的に示すことを基本的考え方とし、改定に当たり、各省庁にそのような観点からの見直し検討を要請していたところですが、今後とも、改定の際には可能な見直しを行うよう努めます。</p>